

令和元年度 第2回横浜市精神保健福祉審議会

令和2年1月21日(火)
午後2時00分～午後4時00分(予定)
中区役所7階703・704会議室

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局長挨拶

3 議題

依存症対策検討部会について(資料1)

4 報告

(1) 令和元年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について(資料2)

(2) 「第4期障害者プラン」の策定について(資料3)

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和元年度の取組状況
について(資料4)

(4) こころの健康相談センターの移転について(資料5)

5 その他

【配付資料】

- ・資料1 依存症対策検討部会について
- ・資料2 令和元年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について
- ・資料3 「第4期障害者プラン」の策定について
- ・資料4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和元年度の取組状況
について
- ・資料5 こころの健康相談センターの移転について
- ・資料6 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料7 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和元年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

委員氏名	職名
天 貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
池 田 陽 子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
石 井 一 彦	神奈川県精神科病院協会 理事 大和病院 院長
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 人間科学部保育子ども学科 教授
伊 東 秀 幸	田園調布学園大学 副学長
大 滝 紀 宏	神奈川県精神科病院協会 理事 湘南病院 院長
大 友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大 貫 義 幸	横浜市社会福祉協議会 事務室長
菊 地 哲 也	神奈川県弁護士会 法律事務所インテグリティ
塩 崎 一 昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
土 屋 恵 美 子	南区生活支援センター 施設長
豊 田 ま ゆ 美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
西 井 華 子	神奈川県精神科病院協会 監事 鶴見西井病院 理事長
長谷川 吉 生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋 口 美 佳	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
平 安 良 雄	横浜市立大学 名誉教授
星 野 順 平	横浜市精神障がい者就労支援事業会 事務局長
三 村 圭 美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮 川 玲 子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山 口 哲 顕	神奈川県精神科病院協会 副会長 港北病院 院長

令和元年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏 名	所 属
事務局	古賀 伸子	健康福祉局保健所長（担当理事兼務）
	田畑 和夫	健康福祉局担当理事（保健医療医務監）
	上條 浩	障害福祉部長
	白川 教人	担当理事（こころの健康相談センター長）
	佐渡 美佐子	障害企画課長
	渡辺 文夫	障害福祉課長
	宮嶋 真理子	障害支援課長
	平木 浩司	企画課長
	岩崎 均	医療援助課長
	室山 孝子	保健事業課健康づくり担当課長
	本間 睦	高齢在宅支援課長
	榎本 良平	精神保健福祉推進担当課長（こころの健康相談センター担当課長兼務）
	中村 剛志	障害企画課企画調整係長
	渡辺 弥美	障害企画課共生社会等推進担当
	田辺 興司	障害企画課施策推進担当係長
	岡田 由起子	障害企画課制度担当係長
	壺井 亜希子	障害企画課精神保健福祉係長
	岩田 純子	障害企画課依存症等対策担当係長
	今野友香里	障害企画課担当係長
	奈良 茜	障害企画課就労支援係長
	石川 裕	障害福祉課生活支援係長
	福井 寛	障害福祉課移動支援係長
	吉原 祥子	障害福祉課地域活動支援係長
	工藤 岳	障害福祉課担当係長
	飯塚 健介	障害福祉課事業者育成担当係長
	川上 俊輔	障害福祉課担当係長
	今井 智子	障害支援課障害支援係長
	赤池 洋一	障害支援課整備推進担当係長
	黒米 建一	障害支援課在宅支援係長
	品田 和紀	障害支援課事業支援係長
	松浦 拓郎	障害支援課担当係長
	米田 一貴	障害支援課担当係長
	山崎 三七子	こころの健康相談センター相談援助係長
	岩垂 英明	こころの健康相談センター担当係長
	三小田 晃児	こころの健康相談センター救急医療係長
石井 正則	企画課企画係長	
勝倉 大輔	医療援助課福祉医療係長	
栗原 明日香	健事業課健康づくり担当係長	
佐藤 修	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
本間 明	医療政策課長	
山寄 信也	医療政策課担当係長	

依存症対策検討部会について

本市では、従来から、各区においてアルコールを始めとした依存症について、精神保健福祉相談の中で、相談支援を行ってきました。また、市内の様々な民間団体において、依存症者や家族への支援が行われてきました。

近年、平成 26 年にアルコール健康障害対策基本法、平成 30 年にギャンブル等依存症対策基本法が施行されるとともに、平成 29 年に厚生労働省からアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の具体的な事業内容を示す「依存症対策総合支援事業要綱」が策定されるなど、国において、依存症対策の推進が示されました。

そうした動きを踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発、専門相談、回復プログラム、家族支援などの取組を推進、充実してきました。

平成 30 年度には、民間団体や関係機関との連携体制の構築や依存症者等に向けて新たに推進すべき対策などについて、検討を進めるため、精神保健福祉審議会下部組織として「依存症対策検討部会」を設けています。平成 30 年度に開催した 2 回の部会において、民間団体への支援の必要性や関係機関の連携に向けた相談拠点の役割等について意見をいただいています。

1 横浜市依存症対策検討部会・概要

(1) 開催日

平成 30 年度（第 1 回）平成 31 年 1 月 22 日(火)（第 2 回）平成 31 年 3 月 1 日(金)
令和 元年度（第 1 回）令和 2 年 1 月 17 日(金)

(2) 委員構成（敬称略）

	氏名	役職ほか
1	伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
2	長谷川吉生	神奈川県精神科病院協会監事 日向台病院院長
3	松下 年子	横浜市立大学 看護学科教授
4	小林 桜児	神奈川県立精神医療センター医療局長
5	松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター 医長

2 今年度の横浜市依存症対策検討部会（令和 2 年 1 月 17 日開催報告）

本年度の依存症対策検討部会では、昨年度（平成 30 年度）の検討部会の議論を踏まえた本年度取組事業の説明や、取組から見えてきた課題を中心にご意見をいただきました。

【主な課題】

- 市内の一般相談機関と専門機関とをつなぐ仕掛けの必要性
- 各施設の特徴を支援者が相互に共有する場の必要性
- 民間団体の支援と本市の施策を有機的に連携する必要性

【委員からの主な意見】

- 区や医療機関、自助グループなど、それぞれの強みを共有化できるような仕掛けをした方がよい
- 連携方法の一つである会議の開催にあたっては、横浜ならではの対策ができるよう議論のテーマは絞った方がよい。
- 依存症患者は、医療機関や回復施設以外にも、生活支援等の社会資源にも助けられている部分大きい。依存症専門の支援を行っていない支援機関でも比較的軽度の依存症患者を受け入れが広がるとよい。そのための知識の普及等も必要。また、そうした支援機関へのサポートもあるとよい。
- 依存症対策を進める上では、方向性についてしっかりと検討が行われ、そこが基盤になり会議が展開されるなど、長期的な視点をもって、時期を踏まえて進めていく必要がある。

【検討された今後の取組案】

取組1 依存症対策連携会議（仮称）の開催（案）

行政機関、医療機関、民間団体、関係機関等との相互連携の場を創設し、地域の課題の共有や支援に関する情報交換を密に行うことができるよう、国・依存症対策総合支援事業要綱に基づく「連携会議」を令和2年度より開始したいと考えています。連携会議では、関係機関同士の顔の見える関係づくりを進め、連携して支援にあたる体制の構築を目指します。

取組2 横浜市の依存症対策に係る方向性の検討（案）

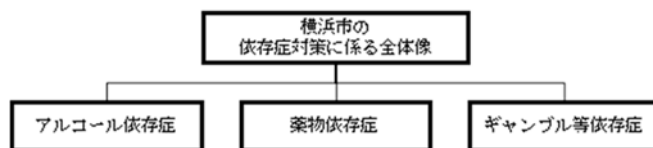
(1) 策定趣旨

市内で長年にわたり依存症の回復支援団体が積み上げてきた支援の実績やノウハウと、本市の施策を有機的に連携する、支援の方向性を打ち出すことが必要と考えます。

そこで、横浜市域での依存症対策の推進を目的に、本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組の方針を打ち出したいと考えています。

(2) 方針の全体像

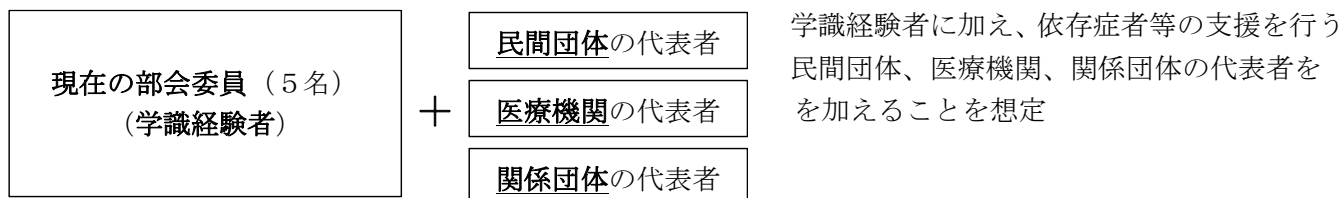
依存症全体の取組方針のほか、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の支援内容等を盛り込みます。



3 提案

取組2にある依存症対策の取組の方針の策定のため、附属機関「横浜市精神保健福祉審議会」の部会である「依存症対策検討部会」で検討を行いたいと考えています。検討にあたっては、幅広い意見をいただくため、現在の検討部会から拡充及び改組したいと考えています。

(1) 委員構成（案）



- ・現在の審議会委員及び臨時委員でない方については、精神保健福祉審議会の臨時委員として新たに任命し部会委員としたい。
- ・方針の検討にあたっては、依存症対策全体の取組方針のほか、「アルコール」「薬物」「ギャンブル等」のそれぞれの分野における方針を検討したいと考えています。

(2) 今後のスケジュール（予定）

3月 臨時委員任命

部会開催

令和2年度には、複数回の開催を想定しています。

参考

○横浜市精神保健福祉審議会条例（抜粋）

（部会）

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

○横浜市精神保健福祉審議会運営要領（抜粋）

（部会）

第9条

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

国が政令市に求める依存症対策と本市の取組（報告）

令和元年度第一回
依存症対策検討部会
令和元年1月17日

資料1-2

横浜市では、国の定める依存症対策総合支援事業等に基づき、従来から、政令市に求められる取組を進めてきました。

法律・計画の体系

アルコール

アルコール健康障害対策
基本法(H26)

アルコール健康障害対策
推進基本計画(H28)

アルコール健康障害対策
推進ガイドブック(H28)

神奈川県アルコール健康
障害対策推進計画(H30)

薬物

再犯防止計画(H29)

第五次薬物乱用防止
5か年戦略(H30)

ギャンブル

ギャンブル等依存症対策
基本法(H30)

ギャンブル等依存症対策
推進基本計画(H31)

神奈川県ギャンブル等依
存症対策推進計画
(仮称、今後制定予定)

政令市の役割

依存症対策総合支援事業(厚生労働省通知・H29)

下線は今年度の新たな取組み

国が示す事業内容	横浜市の令和元年度の実施内容
地域支援体制推進事業 ① 専門医療機関等の選定 ② 相談拠点の連携のあり方 ③ 地域支援計画	県と連携し、県が選定 依存症対策検討部会にて意見 H30~
連携会議 行政・医療・福祉・司法等、関係機関による会議開催 (情報共有・研修計画調整)	回復施設訪問や個別支援等を通じた連携関係の醸成
相談事業 依存症相談員の配置による相談実施	依存症専門相談(ここセン) H29~ 精神保健福祉相談(区)
普及啓発 病識の周知、社会資源情報の提供、相談場所の周知等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま(特集記事2回) ・ギャンブル等依存症啓発カード ・公共交通広告 ・特別相談会 ・パネル展示(市庁舎、中央図書館) ・家族向けセミナー(夜間に開催) ・かながわ依存症ポータルサイト記事 ・区の取組として講演会等
研修事業 相談対応、医療、生活支援の従事者に向けた研修の実施	これまでの研修に加え ・支援者向け社会資源紹介研修 ・リカバリースタッフ向け研修
回復支援 集団プログラムの実施	回復プログラム(WAI-Y) H29~
家族支援 家族に向けた、家族会、家族教室 個別相談支援の実施	家族教室(ここセン・区) (再掲)家族向けセミナー (再掲)依存症専門相談
民間団体支援(事業補助)	民間団体の活動(ミーティング・情報提供・普及啓発・相談)に対する支援 民間団体補助金事業の創設 R1.10月~

相談拠点の設置

平成30年度検討部会でのご意見を踏まえた令和元年度の取組(報告)

平成30年度の経過

平成30年度の検討部会でのご意見

■ 依存症者の支援に関するご意見

- ・ 中間施設の利用者の「入所ルート、入所の際の障害、何が助けとなり施設に繋がったか」などを、**入所者や職員に聞き調査**で、中間施設に繋がりにくくしている障壁は何かを把握することが必要。
- ・ **総合病院や精神科クリニック等でAUDITを実施**してもらうなど、実態把握的な試みなどを通して連携を進めてみてはどうか。
- ・ 発達障害・知的障害・精神疾患の合併、高齢化などへの対応のため、**依存症専門以外の福祉施設等も依存症との合併者に対応**できるよう、職員へのトレーニングや、スタッフ面の支援、依存症合併者を受け入れた際の財政的な支援等は検討した方がよい。
- ・ 的を絞った「**横浜市ならではの**」の対策を進めると特色が出せるのでは

■ 回復施設への支援に関するご意見

- ・ 当事者がほとんどである回復支援施設職員が対応に困る「体の病気」「どこまでが『精神障害』『治療の対象』『回復施設でやるべき』なのか」など、**医学的なコンサルテーション**の支援。相談拠点による巡回相談等、**仲介役としてのアウトリーチ的な積極的な支援**に取り組むのもよいのではないかと。
- ・ 施設やグループへのヒアリングを通じた行政へのニーズ把握。団体同士の連携向上に向けた、**行政職員の専門性の向上**。

■ 支援者と社会資源に関するご意見 (回復施設や自助グループ)

- ・ 依存症のグループの中には活動広報が難しい所もある。一方、支援者・関係者にはそうした団体が回復に果たす役割を理解していない場合も多い。この仲介役として、**多様な支援者とグループを集めた、交流会や講習会を開催**など「知ってもらおう」仕掛けが大切。
- ・ **回復施設と行政が同じことをする必要はない。**行政と民間の効果的な役割分担が必要。
- ・ 団体によっては、どこまで**信頼に値するかが不明瞭な部分がある場合もある**。そうした補償を市民に向けて行政が担わなければいけないのではないかと。

ご意見を踏まえた取組案

市内・依存症者への支援状況等の実態把握 検討

- (検討例)
- 発達・知的障害、精神疾患との合併、高齢化など、**依存症と他の課題の併存する方への支援の検討のため、依存症対応以外の施設等の実態の把握** (依存問題を合併する利用者の有無、対応に苦慮する事例、施設につながったきっかけ等)
 - 依存の可能性を有する受診者が想定される内科や精神科等の医療機関へ、アルコール依存の評価等の調査協力の依頼 (長期的な調整を含めた検討)
 - 回復施設利用者に関する「入所ルート」「入所への障害」「施設に繋がったきっかけ・助けとなったこと」等の聞き取り

市内・回復施設への定期的な情報収集・訪問等の強化

- 顔の見える関係づくり
- 施設スタッフの悩みや課題の聞き取り (研修等への反映)
- 利用者や運営上の課題の聞き取り (制度担当との共有化や課題検討)
- 利用者の医療的ケアに関する聞き取り (回復施設の対応の種類による傾向の把握)
- 聞き取り内容の蓄積

回復施設等の活動周知への支援

- ① 支援者への団体活動の紹介
相談拠点による支援者に向けた回復施設・自助グループの活動紹介の場の創設
- ② 団体独自の普及啓発活動への支援
回復施設等が実施する、普及啓発や相談などの事業活動の推進に向けた連携・支援策の検討・実施

ご意見を踏まえ、令和元年度に実施した取組

■ 市内・依存症者への支援状況等の実態把握 検討

- 地域の支援機関、行政機関での依存症者支援に関するヒアリング
地域の依存症支援を専門としていない相談・支援機関、横浜市立大学附属市民総合医療センター及び市内関係部局等を対象に、書面ないし口頭でのヒアリングを実施。

【主な意見・見えてきた現状】・市内の多くの相談機関で依存症が疑われる事例は存在／
・他の課題(生育歴におけるトラウマ、発達障害、知的障害等)の併存する利用者は多く存在し、中には深刻な事例が存在／
・依存症が疑われる利用者のアセスメントや動機づけの難しさ

- 依存症社会資源調査 (現在実施中)
全国の社会資源の状況を調査し、本市の状況と比較。
- 依存症回復施設入所者経路調査 (来年度の実施に向け検討)

■ 市内・回復施設への定期的な情報収集・訪問等の強化

- 回復施設へのヒアリング
市内依存症回復施設等16カ所を対象に、依存症相談の実態、支援における課題、関連機関との連携状況について、口頭でのヒアリングを実施。

【主な意見・見えてきた現状】
・対象とする依存症者像や支援内容に施設ごとの特色がある／
・内科や一般の精神科からの紹介が少ない／
・スタッフの継続のため、セルフケアや相談援助技術向上が必要

- 依存症リカバリースタッフ向け研修
当事者自身の回復体験に偏らない支援方法として、動機づけ面接スキルを学ぶ研修。市内9団体が参加し、満足度も高く、団体間の交流の場としても機能した。

■ 回復施設等への支援

- ギャンブル等依存症特別相談会
市民への依存症回復施設の認知度を向上させ、相談者を依存症回復施設利用へつなげるため、こころの健康相談センターにおいて、回復施設とともに、個別相談を実施。
- パネル展示 (中央図書館での依存症対策事業コーナーの設置)
昨年度に続き市庁舎では関連団体の資料を配架。図書館では、関連書籍を紹介展示。
- 依存症の社会資源紹介研修 (区福祉保健センターの社会福祉職・保健師向け)
相談の場で活用できる医療機関・回復施設・自助グループの情報提供、活動紹介。
- 民間団体活動補助金
市内で依存症者支援を行う民間団体が実施する普及啓発活動、ミーティング活動、相談活動等に対する補助金を創設。今年度は10月以降の活動を対象として募集し、計7事業の申請あり。

■ 依存症相談拠点の開設

- こころの健康相談センター(横浜市精神保健福祉センター)を、国が定める「依存症相談拠点」として、位置付けたいと考えており、関係者との連携を重視した拠点を目指します。
※拠点のキックオフイベントを予定しており、民間団体・関係機関の皆様にお集まりいただき、本市の状況や、今後の取組の方向性について共有していきたいと考えています。

今後の課題 ↓ 取組の方向性

課題を踏まえた令和2年度以降の依存症対策の取組の柱（案）

課題

- 依存症を専門としていない支援機関での課題
 - ・ 依存症支援のニーズがあるが、専門機関へのつなぎ先がわからない
 - ・ 対象者の動機づけが難しい
- 各施設の強みを生かした支援と利用者のニーズのマッチング
 - ・ 支援者が施設ごとの特色を把握し、利用者のニーズにあった支援を提供できるとよい
 - ・ 支援者によるアセスメントの重要性
- 医療機関や関係機関（福祉、保健、医療）との連携の場の必要性
- 事業の継続と展開を踏まえた団体支援の必要性
 - ・ スタッフのセルフケアや、相談援助技術向上の必要性

- 市内の一般相談機関と専門機関をつなぐ仕掛けの必要性
- 各施設の特色を支援者が相互に共有する場の必要性
- 人材育成の必要性
- 民間団体の支援と本市の施策を有機的に連携する必要性

連携会議の開催

- 医療機関、民間団体、関係機関等との連携
- 民間団体・関係機関同士の横のつながりによる情報共有の場
- 地域課題や支援情報の共有化

取組指針の打出し

- 関係者や団体が「同じ方向」で取り組むための統一的な指針を市として打出す

令和2年度以降の依存症対策の取組の柱（案）

1 依存症対策連携会議（仮称）の開催

行政機関、医療機関、民間団体、関係機関等との相互連携の場を創設し、地域の課題の共有や支援に関する情報交換を密に行うことができるよう、国・依存症対策総合支援事業要綱に基づく「連携会議」を令和2年度より開始したいと考えています。連携会議では、関係機関同士の顔の見える関係づくりを進め、連携して支援にあたる体制の構築を目指します。

【参加団体】（現時点の想定）

（行政機関）市内の関係部署等、（医療機関）専門医療機関等、（当事者団体）自助グループ、家族会、（回復支援施設）民間回復施設等、（その他団体・機関）

依存症対策連携会議（仮称）

構成：依存症者支援に関わる幅広い関係者（行政、医療、福祉、回復施設、当事者等）

目的：地域の課題の共有や支援に関する情報交換を密に行うなど、相互に連携する場

2 横浜市の依存症対策に係る方向性の検討

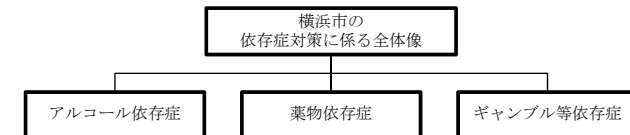
(1) 策定趣旨

市内で長年にわたり依存症の回復支援団体等が積み上げてきた支援の実績やノウハウと、本市の施策を有機的に連携する、支援の方向性を打ち出すことが必要と考えます。

そこで、横浜地域での依存症対策の推進を目的に、本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組の方針を打ち出したいと考えています。

(2) 方針の全体像

依存症全体の取組方針のほか、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の支援内容等を盛り込みます。



(3) 策定方法

支援について関係者や有識者の意見を聞く場を設けて検討します。

方針検討のための場

構成：関係者や有識者を想定

目的：本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組の方針の策定に向け、検討を行う場

精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について（報告）

地域の精神障害者の自立した生活を支援する拠点施設として各区に1か所設置している「精神障害者生活支援センター（A型9区、B型9区）」（以下「センター」という。）について、令和2年度のサービス標準化に向け、令和元年7月から全区で実施している「機能標準化モデル事業」について、現在までの状況を報告します。（※機能標準化モデル事業の別添の参考資料をご覧ください。）

1 モデル実施状況

(1) A型

- ・休館日を月1日から週1日にし、開館時間を短くしたことで、日中の職員シフトが厚くなりました。
- ・7月から9月の実績では、来館者数は前年度比で9区平均88%に減少していますが、訪問相談は前年度比で平均107%に増加し、退院支援に係る相談件数は122%に増加しています。
- ・緊急対応件数は135%に増加し、職員が複数で対応できた件数は117%に増加しています。
- ・特に頻回利用者に対しては、モデル事業実施前後の面談等で生活状況の変化について確認していますが、モデル事業により生活が不安定になるなどの状況は現時点で確認していません。

(2) B型

- ・職員2名の増員及び開館日・開館時間を長くしたことから、支援体制が大幅に強化されました。
- ・7月から9月の実績では、本体事業が全体的に増加し、中でも訪問相談は前年度比で全区平均113%に増加し、退院支援に係る相談件数は354%に増加しています。
- ・緊急対応件数は117%に増加し、職員が複数で対応できた件数は198%に増加しています。

(3) 共通

令和元年10月に実施した利用者アンケートでは、主に下記のような結果が見られました。

- ・開館を希望する時間は、9時又は10時からと回答した方が約5割と突出して多くなっており、閉館時間は約8割の方が19時までの時間帯を回答しています。
- ・休館を希望する曜日は、多い順で日曜日（45%）、月曜日（22%）、水曜日（10%）となっています。
- ・モデル事業の効果について、A型利用者からは、良い変化として、早寝早起きの習慣が付き規則正しい生活になった等の回答がありました。一方、悪い変化としては開館日が減って寂しい等の回答がありました。

B型利用者からは、良い変化として、開館日が一日増えて利用しやすくなったといった回答が多くありました。一方、悪い変化としては話したい職員がいない時がある等の回答がありました。

2 令和元年度の検討事項

- (1) 開館日・開館時間及び休館曜日等
- (2) 利用圏域
- (3) 食事提供日数の基準
- (4) 嘱託医相談のあり方
- (5) B型センターの評価制度の導入

3 スケジュール

令和2年度の標準化本格実施に向けて、当事者、家族、有識者、区福祉保健センターなどを交えた課題検討委員会などの中で、利用者への影響や職員の勤務体制等におけるモデル事業の効果や課題等を引き続き検証しています。

令和元年7月	全区で統一した基準でのモデル実施
令和元年8月6日	第1回課題検討委員会
令和元年11月12日	第2回課題検討委員会
令和2年2月3日	第3回課題検討委員会
令和2年2月18日	第4回課題検討委員会
令和2年4月	<u>全区での標準化本格実施</u>

精神障害者生活支援センター利用者の皆様

横浜市健康福祉局障害支援課長 宮嶋 真理子

横浜市精神障害者生活支援センター
機能標準化モデル事業の全区実施について（連絡）

本市では、各区に1館設置している精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）のA型9区とB型9区の開館日・開館時間等の標準化に向け、平成30年度から、A型2区（鶴見、磯子）、B型2区（南、青葉）のセンターでモデル事業を実施し、外部の有識者や関係機関等を交えた課題検討委員会等で検証を行ってきました。

課題検討委員会では、以前と比べて職員体制が厚くなったことにより、居宅等への訪問相談支援件数や通院等の同行支援件数が大きく増加するなど支援の充実が確認された一方、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには日中の支援体制の更なる強化が必要であることも確認されました。

そのため、今年度は、試行的に全区のセンターで新たな基準に基づき運営することとし、その効果検証を行っていきますので、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 新たな基準（全センター統一）

職 員 数	施設長1名、常勤職員5名、非常勤職員4名（アルバイト除く）
開 館 日	週6日（年末年始12月29日から1月3日までを除く）
開 館 時 間	週6日のうち5日：11時間／1日 週6日のうち1日：8時間／1日
居 場 所 提 供	開館時間が11時間の日：9時間／1日 開館時間が8時間の日：6時間／1日
電 話 相 談	7時間／1日
問 合 せ 等	開館時間と同じ

※各センターの休館日及び開館時間の詳細は、別紙参照。

2 新たな基準でのモデル実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）

3 その他

- ・モデル事業実施にあたっては、各センターで説明会を実施します。（日程は各センターから別途通知）
- ・入浴、食事提供サービス等その他詳細については、各センターにお問い合わせください。

【事業全般に関するお問合せ先】

健康福祉局障害支援課在宅支援係 黒米、夫津木

電話 671-3821

令和元年度機能標準化モデル事業
各区精神障害者生活支援センター開館時間等一覧

【各区センター開館時間等一覧】

		令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）				
		休館日 （※）	開館日	開館時間	居場所提供	電話相談
A型	神奈川区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	栄区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	11:00～13:30、14:30～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～13:30、14:30～17:00
	港南区	水曜日	月火木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～16:00
	保土ヶ谷区	金曜日	月火水木日	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～12:00、13:00～18:00
			土	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00
	緑区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00
日			9:00～17:00	10:00～16:00	9:30～16:30	
磯子区	日曜日	月水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00	
		火	9:00～17:00	11:00～17:00	10:00～17:00	
港北区	火曜日	月水木金土	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～13:00、14:00～18:00	
		日	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00	
鶴見区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～12:00、14:00～19:00	
		土	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～16:00	
中区	木曜日	月火水金土	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～13:00、15:00～19:00	
		日	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00	
B型	旭区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	9:30～11:30、12:00～17:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:30～16:30
	金沢区 開始日:7月30日	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:00～18:00	9:00～16:00
			日	9:00～17:00	9:00～15:00	9:00～16:00
	泉区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	9:00～18:00	10:00～17:00
			土	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	南区	木曜日	月火水金	9:00～20:00	11:00～20:00	12:00～13:00、13:30～19:30
			土祝	9:00～20:00	9:30～18:30	9:30～13:00、13:30～17:00
			日	9:00～17:00	9:30～15:30	9:30～13:00、13:30～17:00
	都筑区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:00～18:00	9:00～16:00
			日	9:00～17:00	9:00～15:00	9:00～16:00
	青葉区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～17:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
西区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	9:30～18:30	10:00～17:00	
		土	9:00～17:00	9:30～15:30	10:00～17:00	
戸塚区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	12:00～19:00	
		日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00	
瀬谷区	日曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:15～18:15	9:30～16:30	
		月	9:00～17:00	9:15～15:15	9:30～16:30	

※休館日…上記に加えて年末年始（12月29日から1月3日まで）休館

平成 30 年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業中間報告書【概要版】

各区に 1 館設置している精神障害者生活支援センターの A 型と B 型のサービスの標準化に向け、平成 30 年度に A 型 2 区、B 型 2 区で「機能標準化モデル事業」を実施し、当事者や家族、有識者及び区福祉保健センター等を交えた課題検討委員会でモデル事業の効果検証を行いました。

課題検討委員会では、以前と比べて職員体制が厚くなったことにより、居宅等への訪問相談支援件数や通院等の同行支援件数が大きく増加するなど支援の充実が確認された一方、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには、日中の支援体制の更なる強化が必要であることも確認されました。

1 現状・課題

指定管理方式である A 型（9 区）と補助金方式である B 型（9 区）で、職員数や開館日・開館時間などが異なることから、利用できるサービスに区間格差が生じていることが長年の課題となっており、利用者や家族、区や関係機関等から毎年のように是正が求められていました。

また、利用対象者数の増加や、精神症状の悪化により引きこもっている人などへの訪問相談支援ニーズの増加など、生活支援センターに求められる役割が拡大しており、日中の支援体制の強化の必要性がより一層高まっています。

こうした状況に加え、国が「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の整備を求めており、本市は生活支援センターをその中核に位置付ける方針のため、特に相談支援機能をはじめとした日中の支援体制の強化は喫緊の課題となっています。

2 平成 30 年度の取り組み（平成 30 年度モデル事業）

B 型の増員（常勤 1、非常勤 1）及び開館日・開館時間の拡充（週 6 日、1 日 10 時間）により、機能強化によるモデルを 2 区（南区・青葉区）で実施しました。

また、A 型についても、現在の運営や利用状況を踏まえ、まずは試行的に 2 区（鶴見区・磯子区）で休館日を月 1 回から週 1 回にしました。

【現状の開館日・開館時間等】

	A 型（9 区）	B 型（9 区）
職員体制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	施設長 1、常勤 4、非常勤 3
開館日数 / 1 年	353 日（月 1 日休館）	約 253 日（週 2 日 + 年末年始等休館）
開館時間 / 1 日	12 時間	約 7.5 時間
居場所提供時間 / 1 日	12 時間	約 7.5 時間
一般電話相談時間 / 1 日	9 時間	約 7 時間
年間開館時間	4,236 時間	約 1,898 時間

※A 型：神奈川、栄、港南、保土ヶ谷、緑、磯子、港北、鶴見、中

B 型：旭、金沢、泉、南、都筑、青葉、西、戸塚、瀬谷

【30 年度モデル事業の開館日・開館時間等】

	A 型（2 区：鶴見区、磯子区）	B 型（2 区：南区、青葉区）
職員体制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	
開館日数 / 1 年	307 日（週 1 日 + 年末年始 12/29～1/3 休館）	
開館時間 / 1 日	12 時間	10 時間
居場所提供時間 / 1 日	10 時間	8 時間
一般電話相談時間 / 1 日	7 時間	
年間開館時間	3,684 時間	3,070 時間

3 平成 30 年度モデル事業の検証結果

(1) モデル事業の効果（中間報告書 P. 27～28 参照）

ア A型（鶴見区、磯子区）

- ・休館日を月 1 日から週 1 日にしたことで、日中の職員体制が約 1 名分厚くなり、訪問相談支援やカウンセリング等の実施がしやすく、複数対応も行いやすい体制となった。
- ・モデルを実施した 10 か月間で、訪問相談件数が前年度の同期間と比較して 2 区平均 1.8 倍（+582 件）に増加した。

イ B型（南区、青葉区）

- ・職員 2 名（常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名）の増員を行い、A型と同様の職員体制とするともに、それに伴う開館日・開館時間の拡充により、相談支援体制が大幅に強化された。
- ・モデルを実施した 10 か月間で、訪問相談件数が前年度の同期間と比較して 2 区平均 1.4 倍（+176 件）に増加した。

(2) 平成 30 年度モデル事業の課題（中間報告書 P. 28 参照）

- ・現行モデルの開館時間では、A型とB型の区間格差は縮減したものの、依然として 2 時間の差がある。（A型 12 時間、B型 10 時間）
- ・週 1 日休館にしたことにより、A型はシフトがやや厚くなったものの、開館 12 時間では依然として日中の相談ニーズに十分対応できるだけのシフトは組めない。
- ・早朝や夜間については利用者数が少ないことから、利用者数の多い日中に職員体制がより厚くなるような開館時間の設定が必要である。
- ・休館日を平日に設定したことにより、区役所や病院との調整や会議など関係機関との連携が取りづらくなった。休館日については、関係機関との連携を見据えて、引き続き検討していく必要がある。

4 令和元年度の取組

課題検討委員会の意見を踏まえて、令和元年度は試行的に全区の生活支援センターで新たな基準で運営を行い、効果検証等を行っていきます。

【令和元年 7 月以降の新たな基準】

	A 型（9 区）	B 型（9 区）
職 員 体 制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	
開 館 日 数 / 1 年	307 日（週 1 日 + 年末年始 12/29～1/3 休館）	
開 館 時 間 / 1 日	週 5 日 11 時間（9:00～20:00） 週 1 日 8 時間（9:00～17:00）	
居 場 所 提 供 時 間 / 1 日	週 5 日 9 時間 週 1 日 6 時間	
	一般電話相談時間 / 1 日 7 時間	
年 間 開 館 時 間	3,213 時間	

※ 休館曜日は、原則、平日の中から地域の実情に合わせて設定します。ただし、一部の生活支援センターで試行的に日曜日を休館とし、令和元年度も引き続き、効果や課題について検証します。

※ 休館日であっても、一部の事業で緊急対応（電話・訪問）は行います。

「第4期横浜市障害者プラン」の策定について

1 趣旨

「第4期横浜市障害者プラン」の策定に向け、令和元年度に予定する取組を次の通り報告します。

2 これまでの進捗状況

(1) 障害者関係団体等へのグループインタビューについて

6月から9月にかけて、当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行いました。

実施回数：計48回

＜内訳＞当事者：29回、家族：13回、支援者：17回

※複数の立場の方々が一堂に会した回があるため、実施回数と内訳の合計は一致しません。

(2) 当事者ワーキンググループについて

7月から8月にかけて、日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていること等について、ライフステージごとに当事者同士で集まって意見交換や検討を行うワーキンググループを実施しました。

実施回数：5回

参加者数：47人(身体障害児・者26人、知的障害児・者13人、精神障害児・者8人)

3 当事者向けアンケートについて

令和2年1月に、本市の各障害者手帳所持者の10%程度(約17,000人)の方たちに対して、無作為抽出によるアンケートを実施します。

なお、質問項目については、グループインタビューや当事者ワーキンググループで頂戴した御意見等を参考にしたうえで案を作成し、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会にて議論し、決定します。

4 今年度下半期のスケジュールについて

令和元年11月 障害者施策検討部会：当事者向けアンケートの内容確定

令和2年1月 当事者向けアンケートの実施

令和2年3月 障害者施策推進協議会：当事者向けアンケートの報告

第4期障害者プラン素案の策定開始

第4期障害者 プラン策定に係るグループインタビュー実施先一覧

	種別	団体名称
1	当事者	横浜市肢体障害者福祉協会
2	当事者	横浜市視覚障害者福祉協会
3	当事者	横浜市聴覚障害者協会
4	当事者	横浜市車椅子の会
5	当事者	横浜市脳性マヒ者協会
6	当事者	横浜市腎友会
7	当事者	横浜市オストミー協会
8	当事者	横浜市中途失聴・難聴者協会
9	当事者	横浜市もみじ会
10	当事者 +支援者	地域活動支援センター スコップ (市障害者地域作業所連絡会)
11	当事者	南部就労支援センター
12	当事者	北部就労支援センター
13	当事者	戸塚就労支援センター
14	当事者	中部就労支援センター
15	当事者	日吉就労支援センター
16	当事者	さいとうクリニック デイケア ※求職者
17	当事者	さいとうクリニック ナイトケア ※就労
18	当事者	栄区基幹相談支援センター
19	当事者	青葉基幹相談支援センター
20	当事者	Y P S 横浜ピアスタッフ協会
21	当事者	旭びあくらぶ
22	当事者	横浜市グループホーム連絡会 ※グループホーム入居者
23	当事者 +支援者	ボウリング金曜練習会
24	当事者	・横浜ベイドリーム ・横浜クラッカーズ ※電動車いすサッカークラブ

	種別	団体名称
25	当事者	横浜Fマリノス・フトゥーロ
26	当事者 +支援者	地域活動ホーム連絡会
27	家族	横浜市中心身障害児者を守る会連盟
28	家族	横浜てんかん協会
29	家族	横浜重心グループ連絡会 ～ばざばネット～
30	家族	横浜障害児を守る連絡協議会
31	家族	横浜市肢体不自由児者父母の会連合会
32	家族	横浜市自閉症協会
33	家族	全国心臓病の子供を守る会横浜支部
34	家族	横浜市精神障害者家族連合会
35	家族 +支援者	カブカブ (市障害者地域作業所連絡会)
36	支援者	横浜市障害者地域作業所連絡会
37	支援者	就労継続B型トロワランド (市障害者地域作業所連絡会)
38	支援者	知的障害関連施設協議会
39	支援者	横浜市精神障害者地域生活支援連合会
40	支援者	精神障害者生活支援センター
41	支援者	発達障害者支援センター
42	支援者	就労支援センター
43	支援者	基幹相談支援センター
44	支援者	二次相談支援機関連絡会
45	支援者 +家族	横浜市グループホーム連絡会
46	すべて	南福祉ホームむつみ
47	すべて	活動ホームあさひ
48	すべて	ふれあいの家

第4期障害者プラン策定に係る当事者ワーキンググループ参加者概要

		計	身体	知的	精神
10歳未満*	計	8人	1人	6人	1人
	団体推薦	5人		5人	
	公募	3人	1人	1人	1人
10代	計	4人	3人	1人	
	団体推薦	1人		1人	
	公募	3人	3人		
20～30代	計	11人	5人	5人	1人
	団体推薦	2人		2人	
	公募	9人	5人	3人	1人
40～50代	計	12人	6人		6人
	団体推薦	5人	5人		
	公募	7人	1人		6人
60代以上	計	12人	11人	1人	
	団体推薦	12人	11人	1人	
	公募				
計	計	47人	26人	13人	8人
	団体推薦	25人	16人	9人	
	公募	22人	10人	4人	8人

※「10歳未満」は10歳未満の障害児の保護者を対象としました。

グループインタビュー及び当事者ワーキンググループ で挙げられた意見について

1 趣旨

グループインタビュー、当事者ワーキンググループで出た意見を抜粋し、アンケートの大項目ごとにまとめました。

なお、施策検討部会は、個別事案ではなく今後の横浜市の障害者施策の方向性について御検討いただく場であることを勘案し、個別事業に対する意見等は掲載していません。(第3期横浜市障害者プラン策定時と同様)

2 ふだんの生活で困っていること、これからの困りごと

(1) グループインタビュー

【相談機関】身近に相談できる場所がたくさんある(支援者)。相談できる場所は増えているが、多すぎて選ぶのが難しく使いづらい(支援者)。当事者の親が、何もわからなくてもどこに相談すればいいかわかる体制にしてほしい(家族)。基幹相談の機能が充実している(支援者)。区役所は手続き窓口であり相談窓口という印象はない(当事者)。たらい回しに合うと相談に行きたくない(保護者)。

【相談先】ピア相談センターより当事者団体の方が、電話相談が多い(当事者)。当事者団体や親の会は心の拠り所(当事者)。福祉サービス事業所には言いたいことが言いづらい(保護者)。

【出会い】仕事と家の往復だと淋しく、友人をつくりたい(当事者)。結婚したい(当事者)。結婚したいが、自分のまわりの障害者は誰も結婚していない(当事者)。

【医療】転科・転院が不安(保護者)。転科の際に医師同士で引継ぎをしてもらえたらスムーズだった(保護者)。民生委員が地区に住む障害者の現状を理解できていないことが多い(当事者)。

【その他】広報よこはまに情報を掲載すると多くの当事者が情報を得られる(当事者)。本人・保護者が成育歴を何度も話さず済むようにしたい(支援者)。

(2) 当事者ワーキンググループ

【出会い】障害の無い子と話したい(10代)。家庭を持ちたい(40～50代)。

【暮らし方】一人暮らしをしてみたい(10代)。就職後に独立したい(10代)。

【相談先】相談窓口がわかりやすいといい(20～30代)。中途障害者の相談先がわからな

い(40～50代)。先生や友人と仲良く過ごすことで気持ちが和んだ(20～30代)。

【その他】 バス運転手の対応にばらつき(40～50代)。

3 地域での生活状況

(1) グループインタビュー

卒後は地元近くに通所してほしい(保護者)。通所先が遠隔地だと送迎が保障されていない(保護者)。親が送迎を担っていると、親の体調不良で通所ができなくなる(保護者)。空き状況で通所先を選んでしまい、本人がどう生活したいかを考えられていないことがある(支援者)。ヘルパーなど送迎を頼める人が見つからない(保護者)。

(2) 当事者ワーキンググループ

授業の内容に配慮を(10代)。通所先が見つからない(40～50代)。

4 近隣とのおつきあいや余暇

(1) グループインタビュー

地域の小学校とお祭りなどのイベントを一緒にやりたい(当事者)。地域のお祭りなどに自然な形でかかわれるようサポートしてほしい(支援者)。自治会町内会の活動に参加できていない(支援者)。障害者がスポーツをする場が限られている(当事者)。

(2) 当事者ワーキンググループ

横浜ラポールに通い始めて体を動かす機会が増えた(20～30代)。スポーツへの取組を通して「こういう活動をしている人がいる」ということを伝えたい(20～30代)。文化活動を通じて仲間や心の居場所ができた(40～50代)。横浜ラポールが1か所しかなく不便(40～50代)。趣味の活動を増やしたい(40～50代)。

5 就労の状況

(1) グループインタビュー

仕事で成果を出して「障害者はかわいそう」という固定概念を変えたい(当事者)。

(2) 当事者ワーキンググループ

なれる職業よりなりたい職業に就きたい(10代)。働くことへの不安も感じる(10代)。障害者雇用する側の受け入れ体制を求人案内に記載してほしい(20～30代)。障害をオープンにすることで配慮が得られた(40～50代)。高齢者でも働ける社会に(60代以上)。

6 医療と健康

(1) グループインタビュー

地域の医療機関に障害児者の生活実態を知ってもらいたい(保護者)。医療も近場で済むといい(保護者)。障害専門医不在を理由に受診を断られることがあるので、障害理解のある医師を増やす必要がある(保護者)。障害児者に対応可能な医療機関が少ない(支援者)。かかりつけ医の充実を図るべき(支援者)。

(2) 当事者ワーキンググループ

障害があると診てくれない医療機関もある(20～30代)。医療機関・医師に障害理解が無い(40～50代)。

7 災害関係

(1) グループインタビュー

内容的に難しかったり、運営側に断られるなどして、地域の防災訓練に参加できない(当事者)。災害時の情報保障が必要(当事者)。町内会や民生委員次第で緊急時のサポートが変わる(保護者)。自治会町内会の方の障害理解が乏しい(支援者)。

(2) 当事者ワーキンググループ

地域の方には障害児がいる家庭への配慮をお願いしたい(10代未満※保護者)。災害時の情報保障が必要(10代)。障害者が地域の防災訓練に積極的に参加できる環境づくりが大切(60代以上)。

当事者アンケートの項目について

1 実施概要

(1) 送付対象者

- ア 障害者手帳の交付を受けている者（令和元年10月末時点）
- イ 障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている難病患者（令和元年10月末時点）

(2) 送付対象者数

障害種別等ごとに、10%を目安として無作為抽出

	対象者総数	割合	送付対象者数
身体障害	99,606人	約10%	9,950人
知的障害	31,976人		3,200人
精神障害	38,368人		3,900人
難病 [※]	63人	—	48人
計	170,013人	約10%	17,098人

※障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている難病患者

(3) 実施時期

1月10日郵送。2月7日までに郵送回収（同封の返信用封筒による）

2 アンケート項目概要

アンケート項目は、グループインタビューや当事者ワーキンググループでの意見（以下「当事者等の意見」と表記）を参考に作成しました。

全体的な傾向として、第3期横浜障害者プラン策定に係るアンケート（以下「第3期アンケート」と表記）では、想定したテーマに応じて具体的内容に絞り込んだ内容でした。今回は、アンケートで聞く内容自体は幅広く一般的なものとし、分析の段階で回答者属性や生活の場面等から課題を絞り込んでいきます。これは、第2期横浜障害者プラン策定に係るアンケート（以下「第2期アンケート」と表記）と同様の手法になります。

3 アンケート内容

(1) はじめに (問1)

原則として本人が記入すること、本人以外の方が記入する場合には本人の意思や状況を把握して記入することを説明したうえで、本人以外の方が記入する理由を確認します。

(2) 本人や家族のこと (問2～15)

分析に用いるため、障害種別や手帳取得時期を含め、属性についてできるだけ詳しく調査しています。

(3) ふだんの生活で困っていること、これからの困りごと (問16～24)

「必要な介助」(問16、17)「生活の中で困ること」(問18)「外出時に困ること」(問20)「将来不安に感じること」(問22)「将来重要と思うこと」(問23)は経年変化を確認します(なお、第3期アンケートでは未調査でした)。

「生活の中で困ること」(問18)については、当事者ワーキングなどでの当事者等の意見にあった「結婚したい」「同じ障害のある仲間と出会いたい」「近所の方と知り合う機会がほしい」「ライフステージをまたぐとき、支援機関・医療機関の間で情報の引継ぎがなくて困る」というものを追加しました。

また、当事者等の意見では、当事者団体が相談に乗ることの重要さや相談機関のわかりづらさが指摘されています。そこで、「生活の中で困ること」(問18)「相談先のわかりづらさ」(問19)で困りごと別の相談先や相談窓口のわかりづらさを確認するとともに、「障害福祉に係る情報収集手段」(問21)を調査します。

更に、将来の住まいとして、「(障害者支援施設ではなく)障害があっても過ごせる老人ホーム」という意見もあり、第2期アンケートにもある「将来生活したいところ」(問24)の選択肢に「高齢者向け入所施設」を追加しました。

(4) 地域での生活状況 (問25～27)

主として、当事者等の意見で多く挙げられている送迎の大変さ(とりわけ医療的ケアがある方)と、通学・通所先への課題について、調査します。

(5) 近所の人とおつきあいや余暇 (問28～29)

「地域とのつながりについての現状と希望」(問28)や、「余暇を含む様々な活動に参加するために必要なこと」(問29-2)について調査します。

(6) 就労の状況 (問 30~31)

障害者の雇用を更に推進していくにあたり、現在働いている方から「困りごと」「満足度」「働きがい」などを確認するとともに、働いていない方からは「働いていない理由」「就労希望」などを調査します。

また、新たな仕事に就くときや仕事を続けるために必要なことは何だと考えているか、調査します。

(6) 医療と健康 (問 32~37)

当事者等の意見では、「かかりたい医者（近所の開業医）で受診できない」という声が散見されます。そこで、「近所の開業医（医科・歯科とも）に受診しているかどうか」（問33、問34）、「受診の際の困りごと」（問35）を調査します。

(7) 災害関係 (問 38~39)

当事者等の意見でも防災に関する関心は高く、また各地の風水害は記憶に新しいところ。そこで、「既に取り組んでいる防災の備え」（問38）「災害対策の不安」（問39）について調査します。また、とりわけ災害については行政が想定できていないニーズが予想されることから、自由記入欄を設けて広く意見を伺います。

アンケート調査 ご協力のお願い

横浜市は、市の障害福祉施策の方向性や福祉サービスの必要量を定めるため、「横浜市障害者プラン」を策定しています。

このたび、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間を期間とする「第4期横浜市障害者プラン」を策定するため、障害者手帳をお持ちの方々などにご意見を聴くため、アンケート調査を行うことにしました。

同封した「アンケート」を読んで問いにお答えいただき、書き終わりましたら同封した返信用封筒で送り返していただきますようお願いいたします（切手を貼る必要はありません）。

これからの横浜市の障害福祉施策をさらによいものにしていくために、みなさまのご協力をお願いいたします。

提出期限：令和2年2月7日（金）消印有効

※返信用封筒にご自分のお名前・ご住所は書く必要はありません。

・このアンケートは、「身体障害者手帳をお持ちの方」「愛の手帳をお持ちの方」「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している、障害者総合支援法対象疾病の患者の方」のうち約10%の方を無作為に選んでお送りしました。

・このアンケートは「第4期横浜市障害者プラン」を策定するときの参考にする以外の目的には使いません。

・個人情報の取扱いには万全の注意を払ってまいります。

令和2年1月 横浜市

問合せ先：横浜市 健康福祉局 障害企画課 施策推進担当

Tel 045(671)3604 Fax 045(671)3566

※このアンケートは、横浜市が事務を委託した株式会社地域環境計画がお送りしています。

とうじしゃむ 当事者向けアンケート

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

- ご本人
- ご家族
- 支援者(施設・医療機関の職員等)
- 成年後見人等
- その他()

問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

- 障害状況により、本人が書くことができない(身体の障害により、字を書くことができないなど)
- 本人の意思表示が難しい
- 未成年で、意思表示が難しい
- その他

◆ご本人以外がこのアンケートを書くときは、ご本人の意志を確認しながら、また、ご本人の状況をできるだけ正確に把握したうえで書いてください。

この後の質問で、「あなた」とは障害者本人のことで。

あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

問2 あなたの年齢

歳

問3 あなたの性別(○は1つだけ)

- 男性
- 女性
- その他

問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

- 自宅(親など家族と同居)
- 自宅(一人暮らし)
- グループホーム
- 障害児・者の入所施設(児童養護施設を含む)
- 高齢者施設、高齢者向け住宅
- 病院(入院中)

とい ばん えら かた
問4で1番を選んだ方にうかがいます。

とい じたく く ばあい いっしょ く かぞく ふく なんにん
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしているご家族はあなたを含めて何人ですか。
(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|
| 1. 2人 | 2. 3人 | 3. 4人 | 4. 5人 | 5. 6人以上 |
|-------|-------|-------|-------|---------|

とい いっしょ く かた
問 4-2 あなたと一緒に暮らしている方すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------|--------------|---------|-------|
| 1. 妻や夫 | 2. 父親 | 3. 母親 | 4. 息子 |
| 5. 娘 | 6. 兄弟・姉妹 | 7. 祖父 | 8. 祖母 |
| 9. 孫 | 10. 友人・知人・仲間 | 11. その他 | |

とい げんざい く なにく
問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| 1. 鶴見区 | 2. 神奈川区 | 3. 西区 | 4. 中区 |
| 5. 南区 | 6. 港南区 | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区 |
| 9. 磯子区 | 10. 金沢区 | 11. 港北区 | 12. 緑区 |
| 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区 | 16. 栄区 |
| 17. 泉区 | 18. 瀬谷区 | 19. 市外 | |

とい しゅうにゆうげん なん
問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|------------|-----------|----------|---------|
| 1. 給料・工賃 | 2. 年金 | 3. 手当 | 4. 生活保護 |
| 5. 家族からの援助 | 6. 預貯金・資産 | 7. 収入はない | |
| 8. その他 | | | |

とい じしん ねんしゅう ねんきん てあて せいかつほごひ しんぞく えんじょ ふく ほんにん
問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人
が18歳未満の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------------|---------------------|-------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上100万円未満 | 3. 100万円以上200万円未満 |
| 4. 200万円以上300万円未満 | 5. 300万円以上400万円未満 | 6. 400万円以上500万円未満 |
| 7. 500万円以上1000万円未満 | 8. 1000万円以上1500万円未満 | 9. 1500万円以上 |
| 10. 不明 | 11. 収入はない | |

とい 問8 あなたは「^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}身体障害者手帳」に記載された障害^{しょうがい}の程度^{ていど}をお答えください。(○は1つだけ)

1. ^{きゅう}1級 2. ^{きゅう}2級 3. ^{きゅう}3級 4. ^{きゅう}4級 5. ^{きゅう}5級 6. ^{きゅう}6級
7. ^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}身体障害者手帳はもっていない

とい 問8-1 「^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}身体障害者手帳」をお持ちの方は、記載されている項目に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. ^{しかくしょうがい}視覚障害 2. ^{ちやうかく へいこうきのうしょうがい}聴覚・平衡機能障害
3. ^{おんせい げんごきのうまた}音声・言語機能又は^{きのうしょうがい}そしゃく機能障害
4. ^{したいふじゆう じやうし か し たいかん のうげんせいうんどうきのうしょうがい}肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能障害)
5. ^{ないぶきのうしょうがい}内部機能障害

とい 問8-1-1 「^{ないぶきのうしょうがい}内部機能障害」の方は、障害の種別に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. ^{しんぞうきのう}心臓機能 2. ^{じんぞうきのう}腎臓機能 3. ^{こきゅうききのう}呼吸器機能
4. ^{また ちよくちやうきのう}ぼうこう又は直腸機能 5. ^{しょうちやうきのう}小腸機能 6. ^{めんえききのう}免疫機能
7. ^{かんぞうきのう}肝臓機能

とい 問8-2 ^{しんたいしょうがいしゃ てちょう}身体障害者手帳を取得した^{しゅとく}年齢^{ねんれい}についてお答えください。(○は1つだけ)

1. ^{さい}0歳~^{さい}5歳 2. ^{さい}6歳~^{さい}12歳 3. ^{さい}13歳~^{さい}18歳 4. ^{さい}19歳~^{さい}29歳
5. ^{さい}30歳~^{さい}39歳 6. ^{さい}40歳~^{さい}64歳 7. ^{さいいじやう}65歳以上

とい 問8-2-1 ^{しょうがい}障害の^{はっしょう}発症はいつですか。(○はひとつ)

1. ^う生まれつき(先天性) 2. ^{ちゅうと びやうき じ こ}中途(病気や事故)

とい 問9 あなたは「^{あい てちょう}愛の手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「^{あい てちょう}愛の手帳」に記載された障害の程度^{ていど}をお答えください。(○は1つだけ)

1. A1 2. A2 3. B1 4. B2 5. ^{あい てちょう}愛の手帳はもっていない

とい 問10 あなたが「^{あい てちょう}愛の手帳」を取得した^{しゅとく}年齢^{ねんれい}についてお答えください。(○は1つだけ)

1. ^{さい}0歳~^{さい}5歳 2. ^{さい}6歳~^{さい}12歳 3. ^{さい}13歳~^{さい}18歳 4. ^{さい}19歳~^{さい}29歳
5. ^{さい}30歳~^{さい}39歳 6. ^{さい}40歳~^{さい}64歳 7. ^{さいいじやう}65歳以上

と
問11 あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 精神障害者保健福祉手帳はもっていない

と
問11-1 精神障害者保健福祉手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

1. 0歳～5歳 2. 6歳～12歳 3. 13歳～18歳 4. 19歳～29歳
5. 30歳～39歳 6. 40歳～64歳 7. 65歳以上

と
問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5
6. 区分6 7. 受けていない 8. 18歳未満のため、障害支援区分の対象外である

と
問13 あなたは「難病」の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

※障害者手帳を交付されていないが障害者総合支援法のサービスを利用している方が対象

1. 受けている 2. 受けていない

と
問14 あなたが「難病」の診断を受けた年齢はいつですか。(○は1つだけ)

1. 0歳～5歳 2. 6歳～12歳 3. 13歳～18歳 4. 19歳～29歳
5. 30歳～39歳 6. 40歳～64歳 7. 65歳以上

と
問15 あなたは、医療的ケア※を必要としていますか。必要している医療的ケアに○をつけてください。

(○はいくつでも) ※医療的ケア…家族や看護師が日常的に行っている医療的な生活援助行為

1. 気管切開のガーゼやベルト交換 2. 気管カニューレ挿入
3. 人工呼吸器管理 4. 在宅酸素療法
5. 気管内の吸引 6. 口・鼻・咽頭・喉頭吸引
7. 経鼻チューブ挿入・交換 8. 経管栄養の注入
9. ネブライザー(噴霧吸入器)吸入 10. 経口摂取介助
11. 中心静脈栄養の実施 12. 点滴
13. インシュリン注射 14. 導尿
15. その他

ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします

問16 あなたは、日常生活に介助を必要としますか。介助を必要とする項目すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|-------------------------|---------|
| 1. 食事をする | 2. トイレを使う | 3. 入浴する |
| 4. 衣服の着脱をする | 5. 家の中を移動する | 6. 外出する |
| 7. 買い物をする | 8. 家事(食事の支度、洗濯、掃除など)をする | |
| 9. その他 | 10. 介助を必要としない | |

問17 あなたは、自分だけでまわりの人に意思を伝えることができますか。(○は1つだけ)

- | |
|------------------------------|
| 1. 誰とでも意思を伝えることができる |
| 2. 家族やごく身近な人になら、意思を伝えることができる |
| 3. 意思を伝えることは難しい |
| 4. 意思を伝えることができない |

問17-1 あなたはどのような方法で意思を伝えていますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|------------------------------|---------|-----------------|
| 1. 音声言語 | 2. 手話言語 | 3. スマートフォンやパソコン |
| 4. 点字 | 5. 筆談 | 6. 表情やジェスチャー |
| 7. 日常生活用具・補装具(重度障害者用意思伝達装置)等 | | |

問18 あなたは生活の中で、どのようなことで困ることがあります。困ったときにどこに相談しますか。

生活の中で困ること	困りごと の有無 (それぞれに○はひとつ)		困ったときの相談先(それぞれに○はいくつでも)														
	困ることはない	困ることがある	家族	友人	近所の 人	支援者 (医療 機関・ 施設等 の職員)	成年 後見人 等	当事者 団体・ 親の会 など	区役所 (福祉 保健セ ンター)	基幹相 談支 援セ ンター ・生 活支 援セ ンター	計画 相談	地域 ケア プラ ザ	地域 療育 セ ンター	学校	相談 先が わか らな い	相談 する 相手 が いな い	その他
【意思疎通が難しい】																	
1. 自分の意志が相手に伝わらない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2. 周囲の理解が足りない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
3. 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【外出や過ごし方に不安がある】																	
4. 外出が困難	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5. 余暇などを過ごす場や機会がない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6. 外出する際、障害に配慮した場所が少ない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
7. 一人で過ごすのが不安	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【服薬や金銭等の管理に不安がある】																	
8. 服薬の管理が難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
9. 金銭の管理が難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【学校・就業の場に不満がある】																	
10. 利用している施設に不満がある	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
11. 希望する就労の場がない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
12. 学校や施設、仕事の場が遠方で不便	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【交流できる人や場が少ない】																	
13. 結婚相手や恋人などが見つからない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
14. 同じ障害のある仲間と出会えない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
15. 近所で知り合いがいない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【情報・制度・サービスに不満がある】																	
16. 情報を入力しにくい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
17. 制度やサービスがわかりにくい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
18. 必要な介助が受けられない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
19. 希望する学校や施設を利用できない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【継続的な支援体制に不安がある】																	
20. 進学・就職の際に情報が引き継がれない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
21. 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

とい しょうがい かた そうだんさき おも
問19 障害のある方の相談先についてどう思いますか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| 1. 相談先が多すぎる | 2. たらい回しにされる | 3. 窓口が細かすぎる |
| 4. 相談先の場所がわからない | 5. 不満はない | |

とい ふだん せいかつ がいしゅつ とき がいしゅつ おも とき こま
問20 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ることはどのようなことですか。
(〇はいくつでも)

【バリアフリー・ユニバーサルデザイン】

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 道路や駅に階段や段差が多い | 2. 道路に自転車や看板などの障害物が多い |
| 3. 駅や道路や利用する施設の表示がわかりにくい | 4. バスや電車の乗り降りが困難・不便 |
| 5. 点字ブロックや音の出る信号機がない | 6. 利用する建物の設備(トイレ・エレベータなど)が不備 |

【交通機関】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 7. 交通機関の利用に危険を感じる | 8. 利用できる交通機関が少ない |
| 9. 車などに危険を感じる | 10. 乗務員の障害に対する配慮が足りない |

【周囲の環境(心のバリアフリー)】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 11. 人の目が気にかかる | 12. いじめや意地悪がこわい |
| 13. 余計な世話をやく人がいる | |

【その他】

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| 14. 介助者がいない | 15. その他 | 16. 困ることはない |
|-------------|---------|-------------|

とい げんざい しょうがいふくし じょうほう だれ じょうほう にゆうしゅ
問21 現在、障害福祉にかかわる情報について、どこから(誰から)情報を入手していますか。(〇はいくつでも)

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------|
| 1. 家族 | 2. 友人 | 3. 近所の人や自治会・町内会の人 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 成年後見人等 | 6. 当事者団体・親の会など | 7. 区役所(福祉保健センター) | |
| 8. 支援者(医療機関・施設等の職員…地域活動ホームなどの通所先を含む) | | | |
| 9. 基幹相談支援センター・生活支援センター | 10. 後見的支援室 | 11. 計画相談 | |
| 12. 地域ケアプラザ | 13. 地域療育センター | 14. 学校 | |
| 15. 広報よこはま・横浜市ホームページ | 16. インターネット・SNS | | |
| 17. テレビ・ラジオなどのメディア | 18. 新聞・雑誌などの書籍 | 19. どこからも入手していない | |

とい とい ばしよ ひと にゆうしゅ じょうほう ふまん かん
問21-1 問21の場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか。(〇は1つだけ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 特に不満なことはない |
| 2. もう少し情報が欲しい |
| 3. 入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない |
| 4. 情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない |

とい しょうらい ふあん ふあん かん つぎ なか えら
問22 あなたは将来に不安がありますか。とくに不安を感じることを次の中から3つまで選んで○をつけてください。(○は3つまで)

- | | |
|---|--|
| 1. 介助 <small>かいじょ</small> してくれる人 <small>ひと</small> がいるか | 2. 一緒 <small>いっしょ</small> に暮らす家族 <small>かぞく</small> がいるか |
| 3. 学校 <small>がっこう</small> など希望 <small>きぼう</small> する進路 <small>しんろ</small> に進めるか | 4. 働く場 <small>はたらば</small> があるか |
| 5. 十分な収入 <small>じゅうぶん しゅうにゅう</small> があるか | 6. 趣味 <small>しゅみ</small> や生きがい <small>いきがい</small> を持てるか |
| 7. 生活 <small>せいかつ</small> する上で必要 <small>ひつよう</small> な情報 <small>じょうほう</small> が入手 <small>にゅうしゅ</small> できるか | 8. 健康 <small>けんこう</small> や体力 <small>たいりょく</small> が保てるか |
| 9. 災害 <small>さいがいじ</small> 時に安全 <small>あんぜん</small> が確保 <small>かくほ</small> できるか | 10. その他 <small>た</small> |
| 11. 不安 <small>ふあん</small> はない | |

とい しょうらい しょうがいしゃ ふくし かんが とく じゅうよう おも
問23 将来の障害者福祉を考えると、あなたが特に重要と思うものに3つまで○をつけてください。(○は3つまで)

- | | |
|---|--|
| 1. 必要 <small>ひつよう</small> なときに十分な介助 <small>じゅうぶん かいじょ</small> が受けられる | 2. 施設 <small>しせつ</small> が整備 <small>せいび</small> されている |
| 3. 介助 <small>かいじょ</small> に必要な経済面 <small>ひつよう けいざいめん</small> での支援 <small>しえん</small> が受けられる | 4. 困ったときの相談体制 <small>こま そうだんたいせい</small> が整っている |
| 5. 自分に適した学校 <small>じぶん てき がっこう</small> や就職 <small>しゅうしよく</small> が選択 <small>せんたく</small> できる | 6. 街の中 <small>まち なか</small> が障害者 <small>しょうがいしゃ</small> にとって安全 <small>あんぜん</small> で快適 <small>かいてき</small> である |
| 7. 安心 <small>あんしん</small> して住めるところがある | 8. 健康管理 <small>けんこうかんり</small> や治療 <small>ちりょう</small> ・リハビリ <small>う</small> を受けやすい |
| 9. 旅行 <small>りょこう</small> などの外出 <small>がいしゅつ</small> が気兼ね <small>き が</small> なくできる | 10. 周囲 <small>しゅうい</small> の人が理解 <small>ひと りかい</small> してくれる |
| 11. 障害 <small>しょうがい</small> のない人 <small>ひと</small> との交流 <small>こうりゅう</small> の機会 <small>きかい</small> が多くある | 12. 災害 <small>さいがいじ</small> 時に安全 <small>あんぜん</small> が確保 <small>かくほ</small> できる |
| 13. 趣味 <small>しゅみ</small> や生きがい <small>いきがい</small> を持てる | 14. その他 <small>た</small> |

とい しょうらい せいかつ かんが
問24 あなたは将来どこで生活したいと考えますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| 1. 自宅 <small>じたく</small> | 2. グループホーム | 3. 障害者 <small>しょうがいしゃ</small> の入所施設 <small>にゅうしょしせつ</small> |
| 4. 特別養護老人ホーム <small>とくべつようごろうじん</small> など高齢者 <small>こうれいしゃ</small> の入所施設 <small>にゅうしょしせつ</small> | 5. その他 <small>た</small> | |

とい しょうらい く
問24-1 将来どなたと暮らしたいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--------------------------|---|--|
| 1. 一人 <small>ひとり</small> | 2. 妻 <small>つま</small> 又は夫 <small>おと</small> | 3. 子 <small>こ</small> |
| 4. 親 <small>おや</small> | 5. 兄弟 <small>きょうだい</small> ・姉妹 <small>しまい</small> | 6. 友人 <small>ゆうじん</small> ・知人 <small>ちじん</small> ・仲間 <small>なかま</small> など |
| 6. その他 <small>た</small> | | |

ちい き せいかつじょうきょう
あなたの地域での生活状況についておたずねします

とひ ぶだん がっこう しごと ば しせつ かよ
問25 あなたは普段どのような学校、仕事の場、施設などに通っていますか。(○はいくつでも)
みしゅうがく さい かた
未就学(おおむね6歳まで)の方

- | | | |
|-------------|------------------|--------|
| 1. 児童施設 | 2. 幼稚園 | 3. 保育所 |
| 4. 地域療育センター | 5. 児童発達支援事業所 | 6. 訓練会 |
| 7. その他 | 8. 特に通っているところはない | |

がくれい き さい かた
学齢期(おおむね18歳まで)の方

- | | | |
|----------------------------------|-------------------|----------|
| 9. 小・中学校等の一般学級 | 10. 小・中学校等の個別支援学級 | 11. 高等学校 |
| 12. 特別支援学校・養護学校 | 13. 専門学校・大学・大学院 | |
| 14. ハートフルフレンド・ハートフルルーム・ハートフルスペース | | |
| 15. その他 | 16. 特に通っているところはない | |

せいねん き さいじょう かた
青年期(おおむね18歳以上)の方

- | | | |
|----------------------------|---------------------|--------------------|
| 17. 専門学校・大学・大学院 | 18. 自営業 | 19. 企業・官公庁 |
| 20. 就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所 | 21. 地域活動支援センター(作業所) | |
| 22. デイケア(病院等) | 23. 生活支援センター | 24. 就労支援センター・職業訓練校 |
| 25. 生活教室(区役所) | 26. その他 | 27. 特に通っているところはない |

つぎ せつもん とひ とひ もっと おお かよ こた
※ 次からの設問(問25-1~問25-7)は、最も多く通っているところについてお答えください。

とひ りよう かいすう しゅう なんかい
問25-1 利用の回数は、週に何回ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|--------|
| 1. 週に1日 | 2. 週に2~4日 | 3. 週に5日 | 4. その他 |
|---------|-----------|---------|--------|

とひ つうえん つうがく つうきん つうしょ かたみち じかん もっと おお かよ
問25-2 通園・通学・通勤・通所には片道でどのくらいの時間がかかりますか。最も多く通っているところについてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 30分以内 | 2. 1時間以内 | 3. 2時間以内 | 4. 2時間以上 |
|----------|----------|----------|----------|

とひ つうえん つうがく つうきん つうしょ そうげい
問25-3 通園・通学・通勤・通所に送迎がありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|----------|--------------|
| 1. 送迎なし(一人) | 2. 家族の送迎 | 3. 通所先・学校の送迎 |
| 4. ヘルパー | 5. その他 | |

問25-4 現在、通園・通学・通勤・通所^{なに}のときには、何を^{りよう}利用していますか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|--------|-------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. その他 | | | |

問25-5 今後、通園・通学・通勤・通所^{なに}のときには、できれば何を^{りよう}利用したいですか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. ヘルパー | 8. その他 | | |

問25-6 主に利用している学校、仕事^{おも}の場、施設^{りよう} (問25 の回答) には満足^{まんぞく}していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|--|--------------------------|-----------|
| 1. とても満足している | 2. まあ満足している | 3. 普通だと思う |
| 4. 改善 ^{かいぜん} してほしい部分 ^{ぶぶん} がある | 5. 不満 ^{ふまん} である | |

問25-7 問25-6 で回答^{かいとう}した理由^{りゆう}を^{おし}教えてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|--|---|-----------------------------|
| 1. 施設 ^{しせつ} の設備 ^{せつび} | 2. 支援者 ^{しえんしゃ} の対応 ^{たいおう} | 3. 人間関係 ^{にんげんかんけい} |
| 4. 活動 ^{かつどう} 内容 ^{ないよう} | 5. 施設 ^{しせつ} の立地 ^{りっち} | 6. その他 |

問25-8 問25 で「特に通^{とく}っているところはない」と答^{こた}えた方は、通^{かた}っていない理由^{かよ}を^{りゆう}教えてください。(○はいくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. どこにも通 ^{かよ} いたくないと思 ^{おも} っているから | 2. 在宅 ^{ざいたく} で、家事 ^{かじ} ・育児 ^{いくじ} ・介護 ^{かいご} をしているから |
| 3. 在宅 ^{ざいたく} で、仕事 ^{しごと} ・勉強 ^{べんきょう} をしているから | 4. 趣味 ^{しゆみ} などの活動 ^{かつどう} をしているから |
| 5. 就職 ^{しゅうしょく} 活動 ^{かつどう} をしているから | 6. どこかに通 ^{かよ} いたいが、空 ^あ きがない |
| 7. どこかに通 ^{かよ} いたいが、近 ^{ちか} くはない | 8. どこかに通 ^{かよ} いたいが、参 ^{さん} 加 ^か したい活動 ^{かつどう} がない |
| 9. どこかに通 ^{かよ} いたいが、受 ^う け入 ^い れてくれるところがない | 10. その他 |

問26 学^{がくれいき}齡^{かた}期^{ほうかご}の方^{おも}におたずね^すします。放^{ほうかご}課^{おも}後は主^すにどのよう^すに過^すぎていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1. 学童 ^{がくどう} 保 ^{ほい} 育 ^{いく} | 2. はまっこふれあいス ^す ク ^く ル |
| 3. 放 ^{ほうかご} 課 ^{おも} 後 ^す キッ ^す ズ ^す ク ^く ラ ^ら ブ | 4. 放 ^{ほうかご} 課 ^{おも} 後 ^す 等 ^す デイ ^す サ ^さ ー ^す ビ ^び ス |
| 5. 居 ^い 場 ^ば 所 ^{じょ} づ ^す く ^く り ^り 事 ^じ 業 ^{ぎょう} | 6. 部 ^ぶ 活 ^{かつ} ・サ ^さ ー ^さ ク ^く ル ^る 活 ^{かつ} 動 ^{どう} に参 ^{さん} 加 ^か |
| 7. 塾 ^{じゅく} ・習 ^{なら} い ^{ごと} 事 ^{ごと} | 8. 友 ^{ゆう} 人 ^{じん} と遊 ^{あそ} ぶ |
| 9. 自 ^じ 宅 ^{たく} で過 ^す ぎ ^す | 10. その他 |

問27 あなたは福^{ふく}祉^し特^{とく}別^{べつ}乗^{じょう}車^{しゃ}券^{けん}をどのくら^{りよう}い利用^{りよう}していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---|---|--|
| 1. ほぼ毎日 ^{まいにち} | 2. 週 ^{しゅう} に1~2回 ^{かい} | 3. 月 ^{つき} に1~2回 ^{かい} |
| 4. 年 ^{ねん} に数 ^{すう} 回 ^{かい} | 5. 利用 ^{りよう} してない | |

近所の人とおつきあいや余暇についておたずねします

問28 現在、あなたは近所の人とどのようなおつきあいをしていますか。また、今後、できればどのようにおつきあいていきたいと思っていますか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	現在	今後
挨拶をする程度	1	1
時々話をする	2	2
一緒に外出したり遊んだりする	3	3
お互いの家を訪問する	4	4
たまに相談や愚痴を聞いてもらう	5	5
よく相談や愚痴を聞いてもらう	6	6
子供会や自治会・町内会など地域の活動を一緒にする	7	7
祭りなどの地域のイベントを一緒に楽しむ	8	8
地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する	9	9
その他	10	10
特につきあいはない	11	11

問29 あなたは自由時間や余暇時間をどのように過ごしていますか。また、今後、できればどのように過ごしたいですか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	現在	今後
買い物に行く	1	1
映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く	2	2
動物園、水族館、遊園地などに行く	3	3
習い事をしている	4	4
趣味のサークルに入っている	5	5
障害福祉の事業所で行っている行事に参加している	6	6
障害者が集まる団体の活動に参加している	7	7
外食する	8	8
友人宅を訪問する	9	9
散歩する	10	10
運動する	11	11
旅行する	12	12
家で過ごす	13	13
その他	14	14

とい
問29-1 あなたは、運動をどこでしていますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|---------------------------|--------------------------|-------------|---------------------|
| よこはま
1. 横浜ラポール、ラポール上大岡 | かみおおおか
2. 各区のスポーツセンター | | |
| みんかん
3. 民間のジムなど | こうえん がっこう
4. 公園・学校 | た
5. その他 | うんどう
6. 運動はしていない |

とい
問29-2 今後、学校や職場以外での活動に参加するにはどのようなことが必要ですか。
(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| ないよう きょうみ
1. 内容に興味があること | かつどう ば ちか
2. 活動の場が近いこと | かいじよ
3. 介助があること |
| そうげい
4. 送迎サービスがあること | しょうがい たい はいりよ
5. 障害に対して配慮があること | |
| た
6. その他 | | |

しゅうろう じょうきよう
就労の状況についておたずねします

とい
問30 あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---|----------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| かいしゃいん
1. 会社員 | こうむいん
2. 公務員 | じえいぎよう
3. 自営業 | 4. パート・アルバイト |
| しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ
5. 就労継続支援A型事業所 | ちいきかつどうしえん
6. 地域活動支援センター(作業所) | さぎょうじよ
7. 就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所 | 8. 家事・介護・育児 |
| はたら
9. 働いていない | た
10. その他 | | |

とい
問30で1番から7番までに回答した方にうかがいます。

とい
問30-1 自分の障害のことを職場に伝えてありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|-----------------|
| つた
1. 伝えている | つた
2. 伝えていない |
|----------------|-----------------|

とい
問30-2 仕事上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | |
|--|
| しごと
1. 仕事がおずかしい |
| やす すく
2. 休みが少ない |
| しょうがい りかい
3. 障害について理解をしてもらえない |
| しよくば つうきん たいへん
4. 職場までの通勤が大変 |
| しよくば たてももの せつび はいりよ た
5. 職場の建物や設備に配慮が足りない |
| しよくば
6. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない |
| しょうがい ひと くら しごと ないよう しょうしん さ
7. 障害がない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある |
| しよくば しごと そうだん
8. 職場や仕事について相談するところがない |
| た
9. その他 |
| こま
10. 困っていることはない |

とい こんご しゅうろういこう
問30-3 今後の就労意向についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 1. <small>こんご いま しごと つづ</small> 今後も今の仕事を続けたい | 2. <small>ちが しごと か</small> 違う仕事に変わりたい |
| 3. <small>しごと</small> 仕事をやめたい | 4. <small>い</small> どちらとも言えない |

とい いま しごと ちんぎん きゅうりょう
問30-4 今の仕事の賃金・給料についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 1. <small>じゅうぶんまんぞく</small> 十分満足している | 2. <small>じゅうぶん</small> 十分ではないが満足している | 3. <small>ふまん</small> 不満である |
|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

とい かん はたら
問30-5 あなたが感じる働きがいについておたずねします。(○はいくつでも)

- | | |
|---|---|
| 1. <small>ちよきん</small> 貯金ができる | 2. <small>す</small> 好きなことにお金を使える |
| 3. <small>しゃかい やく た</small> 社会の役に立っている | 4. <small>じぶん せいちょう</small> 自分の成長につながっている |
| 5. <small>なかま</small> 仲間ができて楽しい | 6. <small>じりつ せいかつ おく</small> 自立した生活が送れる |
| 7. <small>かぞく せいかつ ささ</small> 家族の生活を支えられる | 8. <small>はたら</small> 働くことが楽しい |
| 9. <small>た</small> その他 | 10. <small>とく</small> 特にない |

とい はたら かいどう かた
問30 で「9. 働いていない」と回答した方にうかがいます。

とい か こ はたら
問30-6 あなたは過去に働いていたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 1. <small>はたら</small> 働いていたことがある | 2. <small>はたら</small> 働いていたことはない |
|----------------------------------|----------------------------------|

とい はたら りゆう なん
問30-7 働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. <small>はたら</small> 働くところがないため | 2. <small>つうきん こんなん</small> 通勤が困難なため |
| 3. <small>じぶん あ しごと</small> 自分に合う仕事がないため | 4. <small>じしん</small> 自信がないため |
| 5. <small>たいちよう わる</small> 体調が悪いため | 6. <small>こうれい</small> 高齢のため |
| 7. <small>かぞく はんたい</small> 家族などの反対があるため | 8. <small>はたら</small> 働きたくない |
| 9. <small>みしゅうがくまた しゅうがくちゅう</small> 未就学又は就学中のため | 10. <small>た</small> その他 |

とい こんご しゅうろうきぼう
問30-8 今後の就労希望についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|--|-------------------------|------------------------------|
| 1. <small>いっばんきぎょう じょうきんじゅうぎょういん こうむいん じょうきんじゅうぎょういん はたら</small> 一般企業の常勤従業員や公務員などの常勤従業員として働きたい | | |
| 2. <small>はたら</small> パートやアルバイトとして働きたい | | |
| 3. <small>しょうがいふくし じぎょうしょうとう りよう はたら</small> 障害福祉サービス事業所等を利用して働きたい | | |
| 4. <small>きぎょう かぎょう つ</small> 起業したり、家業を継いだりしたい | 5. <small>た</small> その他 | 6. <small>はたら</small> 働きたくない |

とい ばん ばん かいどう かた
問30-8 で1番から～4番までに回答した方にうかがいます。

とい はたら
問30-8-1 どのようなところで働きたいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--|---|
| 1. <small>じたく かよ はんい</small> 自宅から通える範囲ならどこでも良い | 2. <small>かぎ じたく ちか</small> できる限り自宅の近くが良い |
| 3. <small>じたく はたら</small> 自宅で働きたい | 4. <small>よ</small> どこでも良い |

とい すべて かつ あたらしごと しがと つづ ひつよう
問31 全ての方におたずねします。新しい仕事について、仕事を続けるために、どのようなことが必要だ
おも
とと思いますか。(○はいくつでも)

- ひとり じょうきよう しがと しょうかい
1. 一人ひとりの状況にあった仕事の紹介
- あたらしごと かん そうだん じょうほうていきよう
2. 新しい仕事に関する相談、情報提供
- いま しょうば はたら うえ こま きがる そうだん
3. 今の職場で働く上で困ったときに気軽に相談できるところ
- しがと な じよげん てだす
4. 仕事に慣れるまで助言や手助けをするコーディネーター
- きぎよう こようぬし しょうがいしゃ たい りかい そくしん
5. 企業や雇用主の障害者に対する理解の促進
- きんむじかん きんむけいたい はいりよ
6. 勤務時間、勤務形態への配慮
- あたらし ぎじゆつ しょくぎようのうりよく み ば きかい
7. 新しい技術や職業能力を身につける場や機会
- けいさぎよう つう たいじんかんけい まな にちじょうせいかつ み
8. 軽作業などを通じて対人関係を学んだり、日常生活のリズムを身につける
- さぎよう とお しゅうろう くんれん おこな
9. 作業を通して就労の訓練を行う
- きぎよう しょうばじしゅうどう つう しゅうろう お くんれん
10. 企業への職場実習等を通じた就労に向けた訓練
- しがと しょうばかんきよう な てつだ せんもんか せんもんか (ジョブコーチ) のはけん
11. 仕事や職場環境に慣れるための手伝いをしてくれる専門家(ジョブコーチ)の派遣
- た
12. その他
- じょうき しえん ひつよう
13. 上記のような支援は必要ない

いりよう けんこう
医療と健康についておたずねします

とい げんざいりりようきかん
問32 あなたは現在医療機関にかかっていますか。(○は1つだけ)

- つういん
1. 通院している
- おうしん う
2. 往診を受けている
- にゅういん
3. 入院している
4. かかっていない

とい しょうがい せんもん しんさつ しゅじい ほか かぜ とき しんさつ う ちか
問33 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、風邪をひいた時などに診察を受ける近く
じゅしん
のクリニックなどへ受診していますか。(○はいくつでも)

- じゅしん
1. 受診している
- じゅしん じゅしん
2. 受診したいが、受診できない
- じゅしん
3. 受診していない

とい しょうがい せんもん しんさつ しゅじい ほか は しんさつ う ちか しか
問34 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、歯のことで診察を受ける近くの歯科クリニ
じゅしん
ックへ受診していますか。(○はいくつでも)

- じゅしん
1. 受診している
- じゅしん じゅしん
2. 受診したいが、受診できない
- じゅしん
3. 受診していない

問35 病院での困りごとは何ですか。(○はいくつでも)

1. 障害特性に応じたコミュニケーション手段を用意してもらえない(例えば、筆談をしてくれないなど)
2. 障害を理由に受診を断られる
3. 障害特性を理解してもらえない
4. 話をきちんと聞いてもらえない
5. 待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい
6. 障害を理由に診察の順番を後回しにされる
7. 治療の説明がよくわからない
8. 移動する手段がない等の理由で、病院に行くことができない
9. 特に困ったことはない

問36 あなたの健康・医療について、必要だと思うことは何ですか。(○はいくつでも)

1. 薬の管理
2. 栄養面での管理・指導
3. 口腔ケア
4. 訪問看護や往診など、在宅医療の利用
5. 自分の障害・病気について、相談できる場所
6. 自分の体調について、相談できる場所
7. 定期的な健康診断
8. 適度な運動
9. 十分な睡眠と休養
10. 特に何も無い

※1年以上、病院で過ごしている方にうかがいます。

問37 病院での生活が長くなっている理由は何ですか。(○は1つだけ)

1. 治療の継続が必要
2. 帰る家がない
3. 退院したあと、施設やグループホームでの暮らしを考えているが、空きがない
4. 退院したいが協力してくれる人がいない
5. 退院に向けた環境は整っているが、退院後の生活が不安
6. 情報が少ないため、退院するイメージがわからない
7. わからない

さいがいかんけい
災害関係についておたずねします

とい さいがい じ そな
問38 災害時への備えとして、どんなことをしていますか。(○はいくつでも)

1. じぶん ひなんさき ちいきぼうさいきてん かくにん
自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している
2. さいがい じ みず しょくりょう じゅんび
災害時の水や食糧を準備している
3. しょうがいじょうきょう ひつよう そうぐ ほ そうぐ くすり さんそ じゅんび
障害状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している
4. ざいたくいりょう き き よび でんげん よび じゅんび
在宅医療機器の予備電源や予備バッテリーを準備している
5. かぞく しえん ひと さいがい じ たいおう はなし
家族や支援してくれる人と、災害時の対応について、話をしている
6. ぼうさいくんれん さんか
防災訓練などに参加している
7. ちいき ひと じじょう つた ようえんごしゃめいぼとう きさい
地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載 など)
8. とく なに
特に何もしていない

とい さいがい そな ふあん おも なん
問39 災害に備えていても、不安に思うことは何ですか。(○はいくつでも)

1. ひなんばしょ まわ ひと し ひと す
避難場所ので周りの人や知らない人とうまく過ごせるか
2. ひなんばしょ せつび しょうがい はいりよ
避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か
3. ひなんばしょ ひと じぶん しょうがい りかい
避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか
4. ひなんかんこく じゅうよう じょうほう しょうがいしゃ はい
避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも入ってくるか
5. ひなんばしょ つ
避難場所までたどり着けるか
6. ていでん ざいたくいりょう き き つか
停電で在宅医療機器が使いえなくなるのではないか
7. ふうすいがい たい たいしよほうほう
風水害に対する対処方法がわからない
8. ひなんばしょ
避難場所がわからない
9. た した わく なか じゅう か
その他(下の枠の中に、自由に書いてください)

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた 令和元年度の取組状況について（報告）

1 地域移行・地域定着部会の開催

区の協議の場における課題解決に向けた取組や解決困難な課題の抽出・検討、市域における課題解決に対する取組等についての助言を求めするため、市自立支援協議会の部会として、地域移行・地域定着部会を設置しました。令和元年度は3回の開催を予定しています。

日時	内容
令和元年6月17日（月） 19:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて（説明） ・モデル区の選定と取組実施について（報告） ・医療、福祉、保健の各分野から見える横浜市の課題、取組シートについて（意見交換）
令和元年10月28日（月） 19:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル区報告会の実施について（報告） ・取組シートについて（意見交換） ・緊急時の対応について（意見交換）
令和2年1月24日（金） 19:00～20:30【予定】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降の方向性について（意見交換） ・取組シートについて（意見交換）

2 モデル区の設定

方面別のモデル区4区（神奈川区、保土ケ谷区、港北区、栄区）で協議の場を設置し、地域の課題解決を図るための目標設定・取組をモデル的に実施しています。また、市の方向性やモデル区での取組を共有するための説明会や報告会を開催しています。

日時	内容
令和元年5月31日（金） 13:30～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて（講義） ・グループワーク、発表（連携支援に関する区の課題や強みについて）
令和元年9月30日（月） 13:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの状況（講義） ・ReMHRAD（リムラッド）について（講義） ・グループワーク、発表（区の特徴や課題、協議の場の振り返り）
令和2年2月27日（金） 10:00～16:30【予定】	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・モデル区の報告 ・グループワーク

3 令和2年度の方向性について

令和2年度から全区に協議の場を設置し、取組を行います。また、区では解決困難な市として検討すべき課題等について、地域移行・地域定着部会から意見をいただきながら取組を検討します。

こころの健康相談センターの移転について

こころの健康相談センターについては、以下のとおり事務室を移転いたします。
(新市庁舎には入居いたしません。)

1 移転先の住所（地図は裏面をご覧ください）

【現在地】

〒231-0021

横浜市中区日本大通18番地

KRCビル6階

- ・みなとみらい線日本大通り駅 徒歩2分
- ・JR・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩10分

【移転先】

〒231-0005

横浜市中区本町2丁目22番地

京阪横浜ビル10階

- ・JR関内駅北口 徒歩8分
- ・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩6分
- ・みなとみらい線馬車道駅 徒歩3分
- ・みなとみらい線日本大通り駅 徒歩4分

2 スケジュール

現執務室での業務は、令和2年2月21日（金）17時15分までとなります。

移転先での業務は、令和2年2月25日（火）8時30分から開始します。

3 電話番号・FAX番号 移転後も変更はありません。

- ・電話番号 045-671-4455（代表）
- ・FAX番号 045-662-3525

裏面あり

周辺図



○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第 2 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第 3 条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第 4 条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第 5 条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第 6 条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで 1 か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。ことができる。

（分科会）

第 7 条 条例第 6 条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
- 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第14条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第15条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第16条 条例第8条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第17条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第18条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

横浜市こころの健康相談センター所報

平成 30 年度

横浜市こころの健康相談センター

(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第 17 号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として 18 年目の活動に入りました。ここに、平成 30 年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第 17 号として皆様のお手元にお届けいたします。ご一読いただき、率直なご意見をいただければ幸いです。

平成 30 年度を振り返ると、法定業務、精神科救急業務、自殺対策事業、依存症対策事業、措置入院者等の退院後支援事業等を粛々と実施した 1 年でした。

市内の把握精神障害者数が 91,041 人から 93,089 人と増加した中で、精神科救急医療情報窓口への相談は激増し 8,921 件、警察などからの申請・通報等も 982 件と激増しました。また、当センターの「こころの電話相談」においても種々な問題に対する相談件数が 6,836 件となり、精神科救急も相談業務も変わらず忙しい状況が続いています。さらに、人材育成研修は 13 回開催し 661 名の参加がありました。他機関主催研修等への講師として当センター職員を 25 回派遣し 1,459 名の参加がありました。

自殺対策においては、一般市民向けに「『やめられない若者』の支援と自殺対策～酒・たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える」という依存症対策と自殺対策のコラボレーションの講演会等を開催し、136 名の参加を得ました。研修会としては、一般科医を対象としたうつ病対応力向上研修等を実施し 47 名の参加をえました。

自死遺族支援のための自死遺族ホットラインは延べ 56 名が利用され、ご遺族のお気持ちを分かち合う会である自死遺族の集い「そよ風」は 12 回開催し、初参加者 22 名を含む延べ 107 名が参加され、あらためて遺族支援の必要性を再確認させられました。加えて市役所、中央図書館を始めとして自殺対策ポスター展、電車広告など広く市民に自殺対策の周知を図ったほか、区における取組も進んだことで横浜市の自殺対策を充実させ、平成 29 年度に 495 人だった自殺者数も、平成 30 年には 484 人とさらに減少しました。14 年間継続実施してきた自殺対策の効果もあったのではないかと考えています。

アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル障害等依存症対策基本法に鑑み、当センターにおける依存症対策事業として、1 クール 8 回の依存症回復プログラム WAI-Y（ワイワイ）を 3 回実施し、延 166 人が参加されました。

措置入院者等の退院後支援を開始し 2 年目になりますが、措置入院した方 323 名に面会して事業説明し、170 名の方から支援計画作成申込を受けました。

このような中、375 万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、引き続き、職員が一丸となり業務に取り組んでまいります。センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年12月吉日

横浜市こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 17 号の発行に際して

	ページ
第 1 横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1 沿革	
2 所在地	
3 組織	
4 平成 30 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2 事業概要	
1 技術支援	10
(1) 福祉保健センターへの技術支援	
(2) その他の機関への技術支援	
(3) 災害時こころのケアに関する事業	
2 精神保健福祉相談	13
(1) こころの電話相談	
(2) 平日昼間の相談	
3 人材育成	19
(1) 当センター主催研修	
(2) 他機関主催研修（講師派遣）	
(3) 実習生等受け入れ	
4 普及啓発	23
(1) 広報印刷物の発行	
(2) 講演会	
(3) ホームページ	
5 調査研究・学会発表	24
(1) 学会発表等	
(2) 誌面発表	

ページ

6	精神医療審査会の審査に関する業務	25
	(1) 精神医療審査会の開催	
	(2) 審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定	26
	(1) 意見聴取の実施	
	(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定	
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	精神科救急医療業務	27
	(1) 精神科救急医療体制の概要（平成28年度）	
	(2) 精神科救急医療情報窓口	
	(3) 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等の状況	
	(4) 患者移送業務の状況	
	(5) 精神科身体合併症転院事業の状況	
	(6) 会議等への出席	
9	自殺対策事業	35
	(1) 普及啓発	
	(2) 人材育成	
	(3) 自死遺族への支援	
	(4) 区局への支援	
	(5) 関連会議への出席	
	(6) 調査研究	
10	依存症事業	43
	(1) 依存症相談	
	(2) 依存症家族教室	
	(3) 依存症回復プログラムの実施	
	(4) 人材育成	
	(5) 普及啓発	
	(6) 依存症対策検討部会の開催	
	(7) 関連会議への参加	
	(8) 団体支援	
11	退院後支援事業	49
	(1) 経過	
	(2) 事業の概要	
	(3) 計画の内容	
	(4) 実績	

資料編

1	横浜市こころの健康相談センター条例	52
2	横浜市こころの健康相談センター規則	53
3	精神保健福祉センター運営要領	57
4	調査・研究	60
	・横浜市こころの健康相談センターにおける依存症対策事業への取り組みと地域連携について	
	・横浜市こころの健康相談センターの業務について～相談援助の視点から～	
	・横浜市の退院後支援の取り組みについて	
	・精神保健福祉業務における多職種連携の手法と効果～65歳以上の措置入院者への支援事例を通して～	
	・退院等請求事例から見る精神科長期入院事例の報告	

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿革
- 2 所在地
- 3 組織
- 4 平成 30 年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」開設
	7 月	2 日	現施設へ移転
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラムモデル実施
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設

2 所在地 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

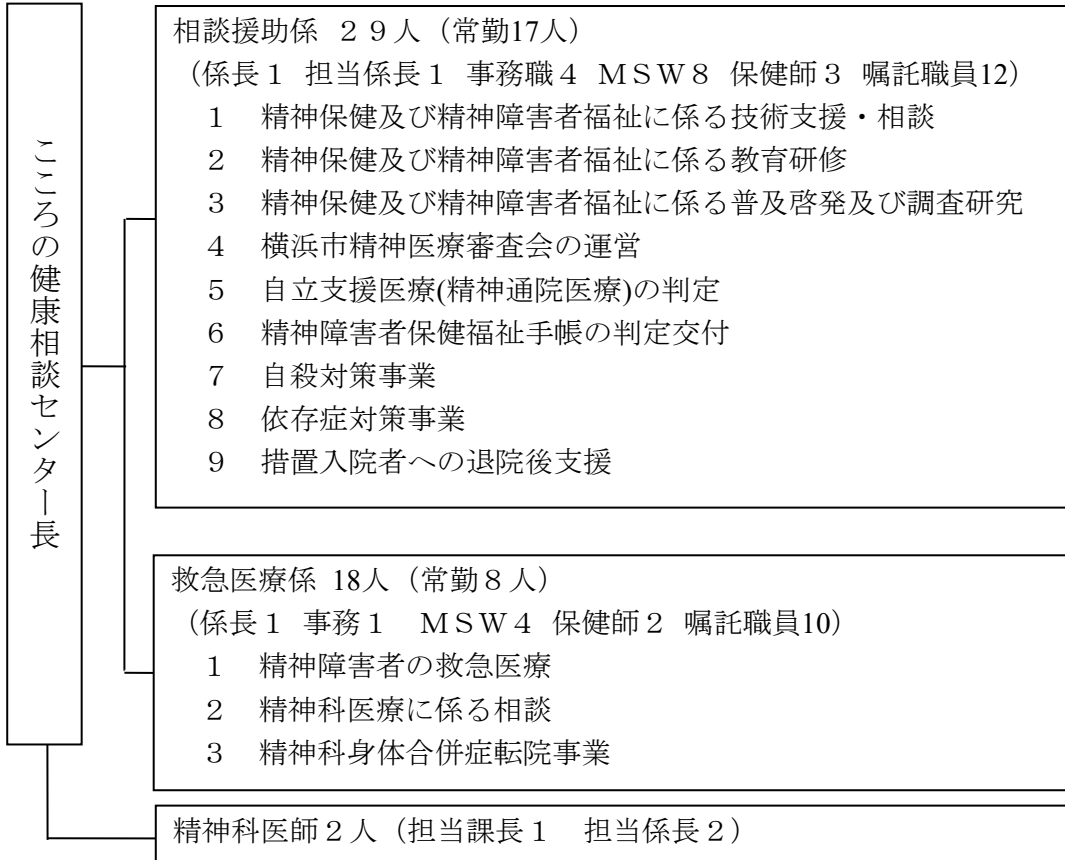
横浜市中区日本大通 18 番地 KRC ビル 6 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	現所在地

3 組織 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

健康福祉局 障害福祉部 こころの健康相談センター



(常勤 28 嘱託 22 合計 50)

4 平成 30 年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第 57 号）に基づき、次の業務を実施しました。

(1) 技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術支援を行いました。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら電話相談や面接相談を行いました。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しました。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しました。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物、交通広告媒体、街頭キャンペーン及びパネル展等各種媒体での情報発信を行いました。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行いました。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神医療審査会の運営事務及び審査に必要な調査のほか、当該審査会の審査に関する業務を行いました。また、精神保健福祉法第 38 条の 4 の規定に基づく退院請求等の受付、調査を実施しました。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

障害者自立支援法第 53 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行いました。

(8) 精神科救急医療業務

神奈川県、川崎市及び相模原市と協調のもと、精神科救急医療体制を運用し、患者・家族等からの相談や、警察官の通報、身体合併症患者の転院などに対応しました。その他、区福祉保健センターや関係機関からの精神科救急医療に係る相談を受け、支援を行いました。

(9) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、精神保健福祉に係る側面から、自殺対策事業を実施しました。具体的には、自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーン等の啓発、地域の開業医及び区福祉保健センター等の職員を対象に自殺対策に関する研修会の実施、自死遺族に対する電話相談事業や遺族同士の分かち合いの場である「自死遺族のつどい」の開催などを行いました。

(10) 依存症対策事業

依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しました。依存症者への再発予防プログラムとして依存症回復プログラム「WAI-Y」を実

施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施し、その一部でクラフトプログラムを実施しました。

(11) 措置入院者の退院後支援

平成 29 年 4 月に本市ガイドライン策定し、同年 5 月から事業開始しています。退院後の支援に関わる支援者や本人・家族等と会議を開催し、退院後支援計画を作成・交付し、計画の管理を実施しました（計画に基づく地域支援は区福祉保健センターや医療機関等が実施）。

平成 30 年 4 月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行った。

第2 事業概要

- 1 技術支援
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定
- 8 精神科救急医療業務
- 9 自殺対策事業
- 10 依存症対策事業
- 11 退院後支援事業

1 技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、福祉保健センター及び関係機関に対し、専門的立場から、技術支援を行いました。

(1) 福祉保健センターへの技術支援

【内容】

福祉保健センターの精神保健福祉相談担当者からの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や援助方針の確認、事例検討を行いました。

また、平成30年度は、現在当センターが行っている業務についての情報提供共有とスキルアップを目的とした精神保健福祉研修を3回開催しました。

【実績】

ア 支援方法と対象

日常相談支援（訪問支援含む）76回、MSW等向け研修（精神保健福祉研修）3回、福祉保健センター主催会議への出席11回の合計90回の支援を行いました。

(ア) 日常相談支援（訪問支援含む）

- ・76回（詳細は、表1-1参照）

(イ) 精神保健福祉実践スキルアップ会議

- ・8月6日（月）テーマ「依存症の基礎知識とここセンの事業について」参加16人
- ・11月5日（月）テーマ「退院後支援事業について」参加20人
- ・12月17日（月）テーマ「受診受療援助」参加25人
- ・

(ウ) 福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会 14区
神奈川県、港北区、旭区、港南区、鶴見区、中区、瀬谷区、栄区、磯子区、都筑区、南区、戸塚区、金沢区、西区（各1回）

イ 相談内容

内容の内訳および回数は、表1-2参照

(2) その他の機関への技術支援

【内容】

医療機関等の関係機関からの個別ケースの電話相談等(41回)に対して、助言や援助方針の確認を行いました。

また、各種業務連絡会や会議への出席をとおして、関係職員間の連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

さらに、横浜市障害者相談支援事業要綱に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】

表 1-3～6 参照

- (3) 災害時こころのケアに関する事業（区役所等への技術支援） 【R1 年 8/19 永田更新】
災害時こころのケア研修の開催
開催日時：平成 30 年 7 月 6 日（金） 13：30～16：30
内容：サイコロジカルファーストエイド(PFA：心理的応急処置)を学ぶ
講師：澤 智恵氏（認定 NPO 法人 東京英語いのちの電話 臨床心理士）
参加人数：73 人

表1-1 区福祉保健センター支援事業における日常相談支援（回）

	方 法						計
	電話（Eメール含む）			来所・出張（訪問）			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
鶴見	7	0	0	1	1	0	9
神奈川	4	1	1	1	1	0	8
西	3	0	0	0	0	0	3
中	2	1	0	0	0	0	3
南	5	0	0	0	0	0	5
港南	3	0	1	0	0	0	4
保土ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0
旭	3	1	1	0	0	0	5
磯子	7	0	0	0	0	0	7
金沢	3	0	1	0	0	0	4
港北	3	0	0	0	0	0	3
緑	7	0	0	0	0	0	7
青葉	3	0	0	0	0	0	3
都筑	6	2	0	0	0	0	8
戸塚	2	0	0	0	0	0	2
栄	1	0	1	0	0	0	2
泉	1	0	0	0	0	0	1
瀬谷	2	0	0	0	0	0	2
計	62	5	5	2	2	0	76

表1-2 区福祉保健センター支援事業における相談内容（回）

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	その他	計
計	5	10	3	2	1	2	23	29	70

表1-3 その他の機関への支援事業における対象別件数（回）

対象機関	回数	主な機関例
医療機関	14	病院、クリニック
市内行政機関	6	健康福祉局高齢施設課・高齢在宅支援課、教育委員会、消防局等
市外行政機関	6	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	15	薬剤師会、相談機関、ボランティア団体、職業安定所等
合計	41	

表1-4 その他の機関への支援事業における相談内容別（回）

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	その他	計
計	4	3	2	1	1	1	5	25	42

表1-5 会議を通じた技術支援
こころの健康相談センター主催

	回数
自殺対策担当者連絡会	2
電話相談関係機関連絡会	2
その他	3

表1-6 会議への参加

	回数
都道府県・局主催の会議への参加	49
区福祉保健センター主催の会議への参加	19
その他関係機関・団体主催の会議への参加	30

2 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、電話や面接等による相談を実施しました。平日昼間の相談は主として市内 18 区の各福祉保健センターが実施し、当センターは平日の夜間・休日（年末年始を含む）における「こころの電話相談」を実施しました。

(1) こころの電話相談

こころの健康に課題がある市民に対して、気軽に相談できる場を提供し、精神疾患の予防や正しい知識の普及、精神的な不安の解消等を図るため、電話相談を実施しました。

【内容】

平日夜間(17:00 から 21:30 まで受け付け)と土曜・休日(8:45 から 21:30 まで受け付け)に専用電話を設け、相談員(嘱託員)が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等を情報提供しました。

なお、こころの健康に関する電話相談を実施している市内の関係機関と連携を図るため、「電話相談関係機関連絡会」(2回)を開催しました。

【実績】

ア 電話相談

延相談件数は 6,836 件

詳細は、表 2-1～表 2-9 を参照

イ 電話相談関係機関連絡会議

(ア) 参加機関

横浜いのちの電話、男女共同参画センター、横浜市精神障害者家族会連合会
こころの電話金沢、アルク相談室、精神障害者生活支援センター(18か所)
神奈川被害者支援センター、横浜市青少年相談センター、横浜市犯罪被害者相談室
横浜市医療安全支援センター、区福祉保健センター高齢・障害支援課

(イ) 内容

a 第1回

テーマ「横浜市障害者後見的支援制度」

- ・内容：講義、各機関の取組について情報共有、グループワークでの意見交換等
- ・参加者数 24名

b 第2回

テーマ「怒りあふれる電話相談への対応とこころの守り方」

- ・内容：講義、各機関の取組について情報共有、グループワークでの意見交換等
- ・参加者数 30名

(2) 平日昼間の相談

【内容】

電話相談及び面接相談を行いました。相談内容に応じ、他機関を紹介するとともに、継続的な支援が必要な場合は福祉保健センターへ引継ぎました。

【実績】

ア 電話相談

(ア)相談件数(件)

実件数	延件数
960	1,194

※自死遺族ホットライン、依存症相談を含む。

(イ)相談状況 (表 2-10～表 2-12 参照)

イ 面接相談

(イ)相談件数(件)

実件数	延件数
197	337

※依存症相談を含む。

(イ)相談状況 (表 2-13～14 参照)

表2-1 「こころの電話相談」相談件数

相談件数	2,374
延べ相談件数	6,836

(説明) 相談件数・・・初回相談+年度新

(説明) 延べ件数・・・初回相談+年度新+2回め以上の相談

表2-2 「こころの電話相談」相談者の状況 (件数)

本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他	計
5,684	116	22	22	25	1	933	33	6,836

表2-3 「こころの電話相談」対象者の男女割合

性別	男	女	不明	計
件数	1,398	4,561	877	6,836

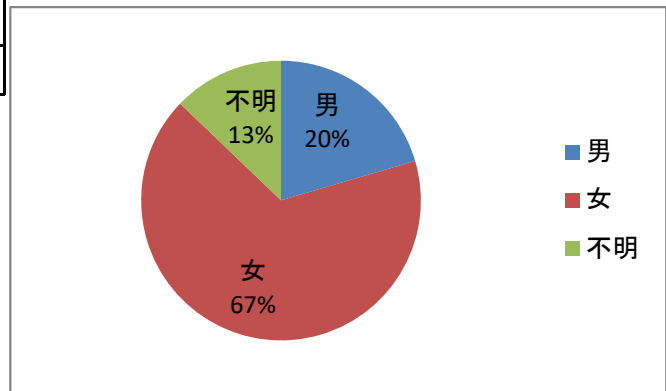


表2-4 「こころの電話相談」対象者の年代 (件数および割合)

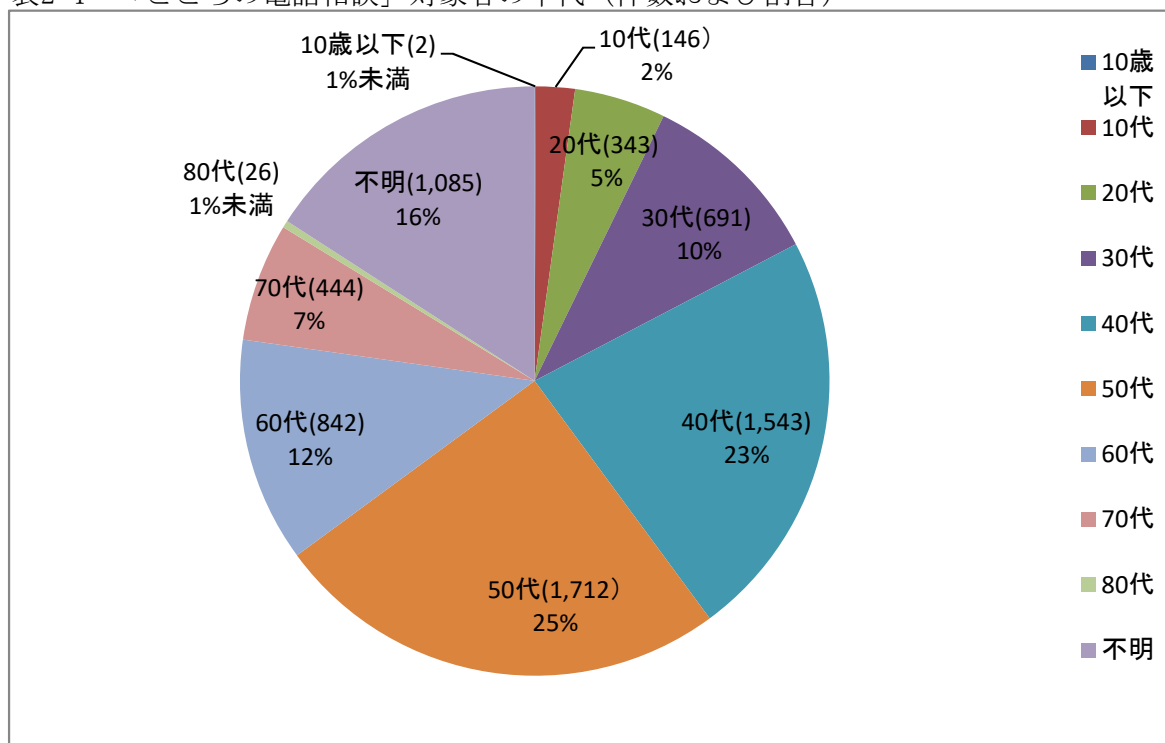


表2-5 「こころの電話相談」対象者の居住地

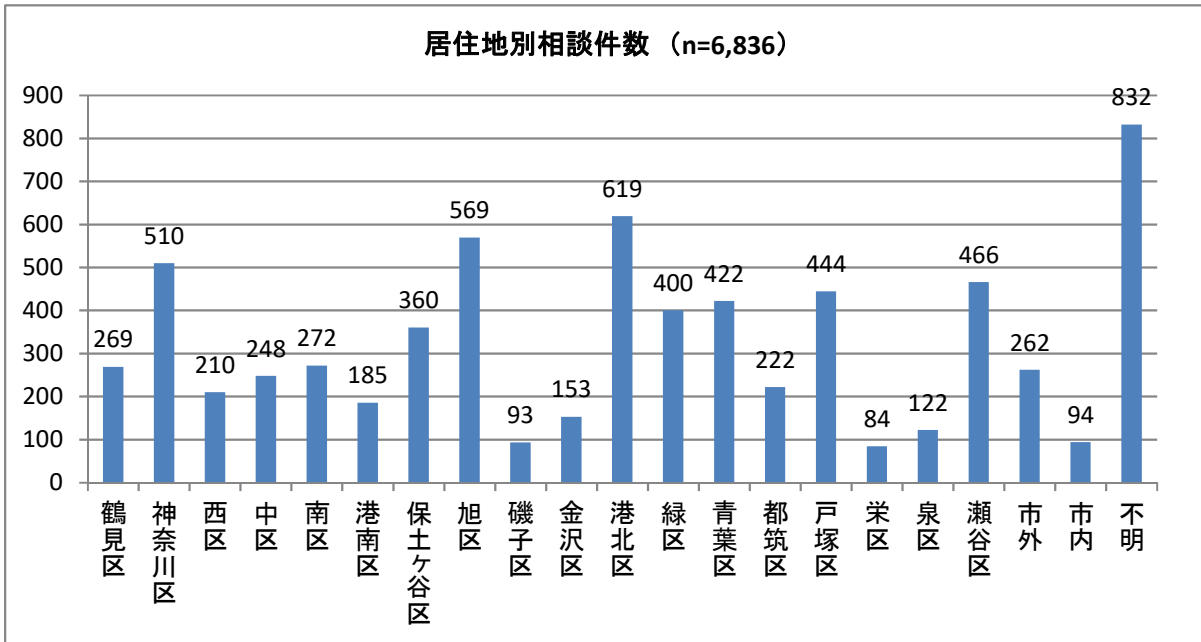


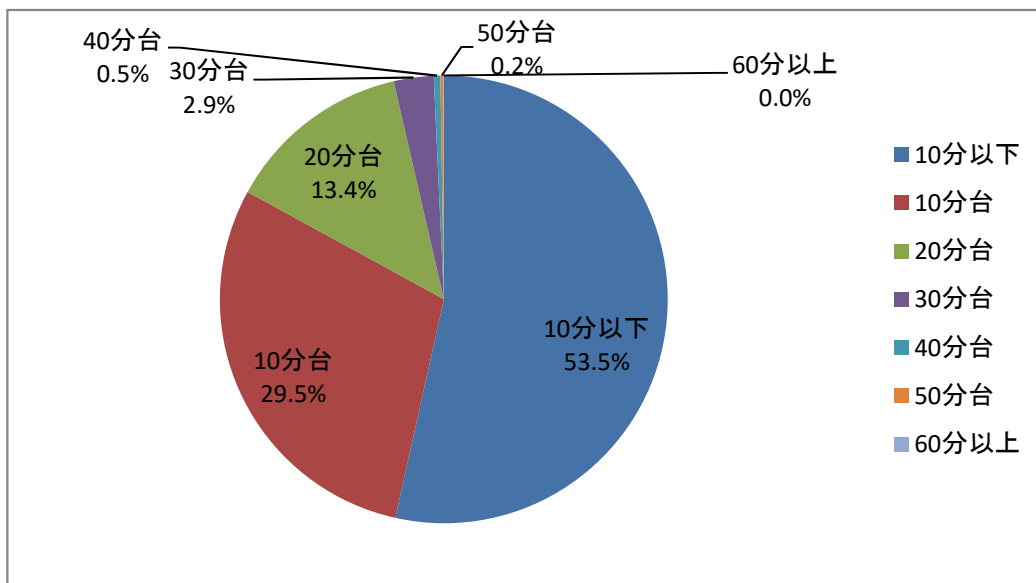
表2-6 相談の契機 (こころの電話相談を知った理由)

	広報・ちらし※1	区福祉保健センター	福祉関係	教育関係	いのちの電話	相談機関	その他の	知人から	インターネット	※2その他	不明	再相談	計
件数	140	8	9	27	3	24	50	882	112	965	4,616	6,836	
比率	2.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.0%	0.4%	0.7%	12.9%	1.6%	14.1%	67.5%		

※1 「広報・ちらし」：横浜市等の行政機関の刊行物

※2 「その他」：新聞等

表2-7 「こころの電話相談」相談の所要時間



※平均相談時間は 11.3 分です。

表2-8 「こころの電話相談」相談内容の内訳

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計	比率%
1 精神科の病気（症状、治療）に関する	0	0	0	3	13	729	49	794	12
2 精神科以外(症状、治療)の病気に関する	0	0	1	0	30	269	23	323	4.7
3 食行動の問題	0	0	0	1	1	6	1	9	0.1
4 ひきこもりについて				0	2	6	1	9	0.1
5 性についての悩み、不安				1	3	7	13	24	0.4
6 自分の性格			2	4	136	649	79	870	13
7 育児、しつけ	1			4	15	6	4	30	0.4
8 学校関係（いじめ、不登校）				14	26	12	10	62	0.9
9 家族関係	1		2	5	289	422	110	829	12
10 近隣知人の問題				0	42	90	19	151	2.2
11 職場人間関係				0	71	71	31	173	2.5
12 その他の対人関係				4	75	224	61	364	5.3
13 非行、反社会的行動				1	2	3	1	7	0.1
14 仕事、働くことについて					85	198	45	328	4.8
15 経済的問題					10	48	3	61	0.9
16 病院、社会資源等の情報	3		3		21	129	29	185	2.7
17 公的制度の情報					1	36	3	40	0.6
18 話がしたい					48	896	57	1,001	15
19 内容不明					2	115	311	428	6.3
20 当センターの利用について					1	15	23	39	0.6
21 その他	2		1	6	52	233	815	1,109	16
計	7	0	9	43	925	4,164	1,688	6,836	100
比率 (%)	0.1	0	0.1	0.6	13.5	61	25	100	

表2-9 「こころの電話相談」対応内容

対応	傾聴	助言指導	情報の提供、制度等の紹介			当センターに引継	その他※2	計
			福祉保健センター	医療機関	その他※1			
計 (件)	2,239	2,604	174	50	514	25	1,230	6,836
比率 (%)	32.8%	38.1%	2.5%	0.7%	7.5%	0.4%	18.0%	100.0%

※1 「情報の提供、制度の紹介（その他）」：精神障害者生活支援センター、男女共同参画センター、いのちの電話などの相談機関

※2 「その他」：相談中に電話が切れる、無言電話など

表2-10 【電話相談】 平日昼間の相談における相談契機（相談実件数）

広報・印刷物	福祉保健センター	医療機関	こころの電話相談	インターネット	その他の相談機関	その他	不明	計
24	10	150	3	160	16	52	104	519

※「その他」：その他の相談機関、再相談を含む。

表2-11 【電話相談】 対象者の状況（相談延件数）

対象者の性別	男	女	不明					計
	230	323	53					606
対象者の年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
	12	26	17	27	29	16	17	462
対象者との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子	関係機関	その他	不明
	454	53	16	14	10	10	24	24

※「その他」：知人等

表2-12 【電話相談】 相談内容・対応（相談延件数）

対応		相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態・うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
		終了	11	7	0	2	0	5	108	11	0	8	439	591
継続	当センターで継続	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	2	6	
	福祉保健センターへ引継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
合計		12	7	1	2	1	5	111	11	0	8	448	606	

※「その他」：精神疾患に関する相談など

表2-13 【面接相談】 対象者の状況（相談延件数）

対象者の性別	男	女	不明					計
	21	15	0					36
対象者の年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
	0	0	0	2	13	19	0	1
対象者との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子	関係機関	その他	不明
	35	0	0	0	0	0	0	1

※「その他」：知人等

表2-14 【面接相談】 相談内容・対応（相談延件数）

対応		相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態・うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
		終了	0	0	6	0	0	0	4	0	0	0	0	4
継続	当センターで継続	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22
	福祉保健センターへ引継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	27	0	0	0	4	0	0	0	0	5	36

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

精神保健福祉に関する、知識の習得と人材の育成、技術的水準の向上を目的とし、福祉保健センター等の関係職員を対象とした専門的研修等の教育研修の開催及び実習を実施するとともに、他機関からの実習生を受入れました。

また、他機関主催の研修等に職員を派遣しました。

(1) 当センター主催研修

福祉保健センター等の関係職員を対象として、研修を実施しました。

研修名		回数	内容	講師	参加 延人数
精神保健福祉基礎研修	基礎医学編	2	統合失調症、パニック障害、強迫性障害とその他の神経症、器質性精神障害（主に認知症）	センター 医師 相談援助係 MSW	189 人
			発達障害、パーソナリティ障害と依存症		
	障害理解編	1	精神障害(生活障害)の理解、精神障害者への支援についてのグループワーク	湘南精神保健福祉士事務所 所長 長見 英知 氏	55 人
課題別研修	パーソナリティ障害対応研修	1	【基礎編】パーソナリティ障害の基礎知識・対応について学ぶ	カウンセリングルームセンター南 所長 梶山 亮 氏	148 人
		1	【実践編】事例を用いて、支援のあり方を学ぶ		
	災害時こころのケア研修	1	災害時におけるこころのケアスキルについて学ぶ	東京英語いのちの電話 澤 智恵 氏	73 人

その他の研修	精神科救急医療 対応研修	2	精神科救急対応での注意点 在宅診察について等	救急医療係 MSW	64人
	精神保健福祉研 修～スキルアッ プと情報共有の ために～	3	当センターが業務を通じて 得た技術や情報についての 講義や情報共有等 依存症について 退院後支援について 受診受療援助	相談援助係 心理職 相談援助係 MSW 精神科医師	82人
	精神保健福祉業 務新任研修 (障害企画課と 共催)	2	精神保意見福祉業務マニ ュアルについて 医療観察法について 自立支援医療について 精神保健福祉手帳について 措置入院者退院後支援につ いて 関係機関への支援について	保土ヶ谷福祉保健センター 丹羽 真里 泉福祉保健センター 下村 恵子 港北福祉保健センター 宮崎 格 南福祉保健センター 飯田 雄彦 旭福祉保健センター 加藤 紀美 障害支援課 職員 救急医療係 MSW 相談援助係 MSW 保護観察所職員 障害企画課職員 障害企画課 職員 相談援助係 事務職員 相談援助係 MSW 相談援助係 MSW	74人

※自殺対策事業、依存症対策事業で開催した研修については、各事業の頁に記載しました。

(2) 他機関主催研修（講師派遣）

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

研修名	回数	内容	講師	参加 延人数
健康福祉局新採用・転入職員 メンタルヘルス研修	1	ストレス評価とセルフケア	センター長	160人
生活習慣病対策関連事業 新任者研修	1	生活習慣病とこころの健康	センター長	33人

横浜市病院協会看護専門学校における講義	7	精神疾患に関する講義	センター精神科医	560 人
横浜市病院協会看護専門学校における講義	3	精神疾患に関する講義	センター精神科医	300 人
脳卒中・神経脊椎症センター管理職人権研修	1	自死遺族の問題を通して自殺と人権を考える	センター長	18 人
健康福祉局責任職人権研修	1	自死遺族の問題を通して自殺と人権を考える	センター長	20 人
戸塚区人権研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパー	センター長	45 人
平成 30 年度 消費生活相談員研修 専門・事例講座	1	依存症の理解と相談対応	相談援助係心理職	61 人
港北区生活支援課 外部講師研修	1	依存症の理解と支援について	相談援助係心理職	61 人
神奈川県精神保健福祉士協会主催第 3 回スキルアップ研修	1	措置入院者の退院後支援	相談援助係 MSW	12 人
はまかぜ自殺対策ゲートキーパー研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパー	相談援助係 職員	12 人
横浜市立若葉台中学校	1	「思春期のこころの理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	40 人
横浜市立平戸中学校	1	「思春期のこころの理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	36 人
横浜市立浦島丘中学校	1	「思春期のこころの病気の理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	30 人
横浜市立汲沢中学校	1	「思春期のこころの理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	34 人
横浜市立東鴨居中学校	1	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	25 人
横浜市立宮田中学校	1	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	12 人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明、グループワーク、事業への見学・参加等	8月29日	4人
	9月10日	9人
	9月26日	4人
	10月2日	6人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や他機関主催の講演会等に講師を派遣しました。

(1) 広報印刷物の発行

名 称	発行時期・部数		主な配布対象
「こころの病気について理解を深めよう」*	平成 30 年 12 月	1,000 部	市民、 行政機関、 相談機関、 医療機関、 関係団体など
身近な人が「うつ病」になったら*	平成 31 年 3 月	1,000 部	
「依存症って知っていますか?」*	平成 31 年 1 月	6,000 部	
「あなたに知ってほしい」*	平成 30 年 7 月	10,000 部	
「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	平成 31 年 2 月	8,000 部	
みんなでゲートキーパー宣言 *	平成 30 年 9 月 平成 31 年 2 月	1,000 部 500 部	
自死遺族について知ってほしいこと*	平成 31 年 2 月	500 部	

「*」は増刷・改訂

(2) 講演会

横浜市立大学との共催講演会 ☆

日時：平成 30 年 10 月 2 日(火) 会場：横浜市開港記念会館 参加人数：136 人

講演会テーマ：「やめられない若者」の支援と自殺対策

～お酒・たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える～

講師：横浜市立大学附属病院児童精神科助教 青山久美 氏

(3) ホームページ

ア 本市ホームページの「こころの健康」のページで、当センターの各種情報を発信しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/>

イ 自殺対策に特化したホームページを開設し、自殺についての正しい知識の普及啓発や、相談窓口などの発信を行っています。

横浜市自殺対策サイト「～生きる・つながる～ 支えあう、よこはま」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

※平成 31 年 3 月 26 日の市ホームページの全面リニューアルに伴い、当センターのホームページも改定。

5 調査研究・学会発表

精神医療・保健・福祉に関する資料の収集・研究をとおり、関係機関等に情報の提供等を行いました。

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
アルコール・薬物依存関連学会 合同学術総会	ギャンブル障害の保健・福祉的支援のあり方 についての研究 第2報	白川、馬場、桜井、 片山
	ギャンブル障害の相談支援に関わる医療従 事者の態度の測定 -J-GGPPQの作成(1)-	白川、馬場、桜井、 片山
全国精神保健福祉センター研 究協議会	横浜市こころの健康相談センターにおける 依存症対策事業への取り組みと地域連携に ついて	古川、永田、新妻、 片山、相澤、新海
第53回横浜市保健・医療・ 福祉研究発表会	当センターにおける依存症対策事業への取り組 みと地域連携について	古川、新海、永田、 片山、相澤、新妻、 飯田
	精神保健福祉法23条通報における状況と分析 ～措置入院せず地域で安心して生活を送るには ～	岡山、三小田、前 山、土屋、渡邊、 吉田、須藤、池田
	退院等請求事例から見る精神科長期入院事例の 報告	新妻、相澤、伊藤、 片山
	本市の退院後支援の取り組みについて	新海、伊藤、大森、 大和田、佐々木、 坪田、山本
	精神保健福祉業務における多職種連携の手法と 効果 ～65歳以上の措置入院者への支援事例を 通して～	須藤、吉田、田中、 永田
	こころの健康相談センターの技術支援の現状に ついて ～相談援助の視点から～	相澤、伊藤、大和田、 片山

(2) 執筆

発表誌名	発表内容	執筆者
公衆衛生情報 11月号	横浜市の措置入院者等の退院後支援について	新海
神奈川県精神保健福祉協会機 関紙「やまゆり」2019年3月 号	横浜市「措置入院者退院後支援事業」について	佐々木

6 精神医療審査会の審査に関する業務

市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院・処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しました。

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員3名、法律家委員1名及び有識者委員1名で構成する合議体による審査会を定期的に開催しました。

年間 45 回	第1合議体	毎月1回	第1木曜日
	第2合議体	毎月1回	第2木曜日
	第3合議体	毎月1回	第3木曜日
	第4合議体	毎月1回	第4木曜日

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

日時：平成30年10月4日（木）午後1時から

議事：横浜市精神医療審査会の運営状況の報告

書面審査について

退院請求審査について

出席者：医療委員12名、法律家委員4名、有識者委員3名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の要否を審査しました。

単位：件

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,525	4,522	3	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,655	1,655	0	0
措置入院者の定期病状報告	8	8	0	0
計	6,188	6,185	3	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の要否または処遇の適否について審査しました。

単位：件

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	194	85	84	1
処遇改善請求	45	26	23	3
計	239	111	107	4

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療（精神通院医療）（障害者自立支援法第 52 条）及び精神障害者保健福祉手帳交付（精神保健福祉法第 45 条）申請の判定業務を行いました。

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 5 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。
(件)

認定件数 *	認定結果
31,316	31,293 (承認)

* 「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。
(件)

申請件数	判定件数 *	判定結果	
19,926	12,823	【 1 級 】	1,173
		【 2 級 】	5,617
		【 3 級 】	5,961
		【 不承認 】	72

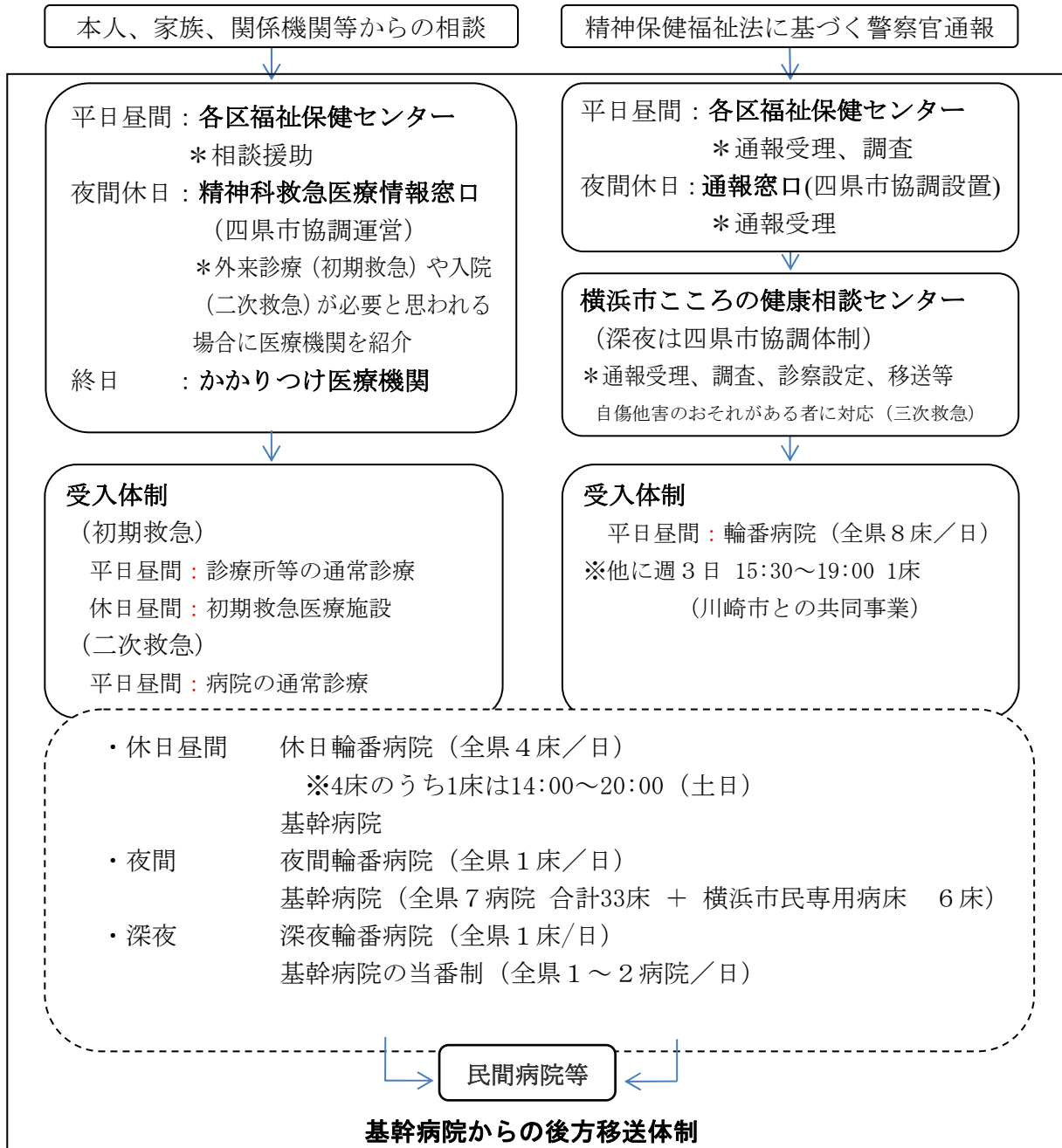
* 「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 精神科救急医療業務

平成8年4月1日から、神奈川県ほか県内指定都市と協調して、精神科救急医療体制を整備・実施しています。

この体制は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、医療機関の紹介や精神保健福祉法に基づく診察を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的としています。

(1) 精神科救急医療体制の概要（平成30年度）



- ・基幹病院 夜間、深夜及び休日に二次・三次救急の受入を行う病院
- ・輪番病院 各時間帯に輪番で精神科救急の受入を行う精神科病院
- ・初期救急医療施設 休日昼間(土曜午前を除く)に初期救急の受入を行う精神科診療所(横浜市単独事業)
- ・後方移送体制 基幹病院の空床確保を目的とする民間病院等への早期の転院体制

(2) 精神科救急医療情報窓口

平成8年4月1日から神奈川県及び県内指定都市協調で「精神科救急医療情報窓口」を運営し、夜間及び休日（土曜・日曜・祝日については24時間）に精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により早急に精神科医療を必要とする方に、必要に応じて病院を紹介（精神科救急医療相談）しています。

ア 窓口運営時間

- (ア) 平日 17時～翌8時30分
- (イ) 休日 8時30分～翌8時30分
- * 翌日が平日の場合は8時まで受付

イ 受入医療機関の体制

(ア) 夜間

基幹病院、夜間輪番病院及び地域の精神科協力診療所

(イ) 休日昼間

民間病院の当番制により、全県で1日4床を確保

* 土曜、日曜については4床のうち1床は14:00～20:00

地域の精神科協力診療所のほか、休日昼間（土曜午前を除く）は横浜市総合保健医療センターにおいて精神科初期救急として外来診療を実施しています。

ウ 実績

(ア) 相談受入状況

(件)

	平日夜間	平日深夜	休日昼間	休日夜間	休日深夜	合計
相談件数	2,118	2,360	2,079	1,095	1,269	8,921
うち市民	788	987	829	406	546	3,556
(割合)	37.2%	41.8%	39.9%	37.1%	43.0%	39.9%

(イ) 相談結果（横浜市民）

病院紹介件数				
県立精神医療センター	他基幹病院	市民専用病床	夜間輪番病院	休日輪番病院
27	46	7	21	44

病院紹介件数					それ以外	合計
土日午後輪番病院	深夜輪番病院	当番診療所	その他	小計		
12	26	50	2	235	3,321	3,556

紹介結果					合計
外来のみ	医療保護入院	任意入院	受診せず	その他	
61	130	6	37	1	235

(3) 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等の状況

ア 申請・通報・届出等件数

(件)

22条	23条	24条	25条	26条	26条 の2	26条 の3	27条 第2項	計
0	781	44	0	156	0	0	1	982

(参考) 精神保健福祉法条文	第22条	診察及び保護の申請
	第23条	警察官の通報
	第24条	検察官の通報
	第25条	保護観察所の長の通報
	第26条	矯正施設の長の通報
	第26条の2	精神科病院の管理者の届出
	第26条の3	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報
	第27条第2項	市長の職権による診察

イ その他実績 (表 8-1~8-4 参照)

(4) 警察官通報の状況

365日24時間体制で実施しています。

ア 年間通報件数

(件)

時間帯	計
平日昼間	213
夜間	231
休日昼間	97
深夜	240
計	781

※時間帯は通報を受理した時刻で区分

イ 区別通報件数

(件)

区名	22条	23条					24条	計
		平日	夜間	休日	深夜	小計		
鶴見	0	17	13	7	17	54	1	55
神奈川	0	19	8	4	13	44	3	47
西	0	11	16	1	13	41	1	42
中	0	34	17	7	24	82	11	93
南	0	11	6	4	6	27	3	30
港南	0	24	20	6	21	71	3	74
保土ヶ谷	0	14	19	8	13	54	0	54
旭	0	14	19	7	24	64	0	64
磯子	0	7	8	4	8	27	2	29
金沢	0	5	12	5	9	31	0	31
港北	0	12	22	8	13	55	4	59
緑	0	7	6	5	8	26	0	26
青葉	0	8	23	5	26	62	3	65
都筑	0	6	12	1	16	35	3	38
戸塚	0	14	12	13	13	52	2	54
栄	0	3	6	1	5	15	4	19
泉	0	6	9	8	6	29	0	29
瀬谷	0	1	3	3	5	12	1	13
その他	0	0	0	0	0	0	3	3
計	0	213	231	97	240	781	44	825

23条は通報警察署を管轄する区、24条は取扱い警察署を管轄する区

ウ 警察官通報の診察受入病院等の状況

(件)

病院名等		平日	夜間	休日	深夜	小計
基幹病院	県立精神医療センター	2	24	6	61	93
	北里大学東病院	0	0	0	3	3
	市大センター病院	4	16	6	14	40
	北部病院	6	19	4	6	35
	川崎市立川崎病院	0	0	0	9	9
	みなと赤十字病院	1	7	1	2	11
	東部病院	1	6	1	6	14
民間病院等	1ブロック輪番病院	20	9	12	0	41
	2ブロック輪番病院	74	46	28	74	222
	3ブロック輪番病院	3	7	3	6	19
	4ブロック輪番病院	1	1	4	14	20
	その他の病院	0	0	0	0	0
計		112	135	65	195	507

(5) 患者移送業務の状況

ア 移送業務

警察官通報等について、保護場所の警察署等から診察場所までの患者移送を実施しています。当該移送業務は、平成14年6月から市の責務により24時間体制で実施しています。

(件)

平日昼間	夜間	休日昼間	深夜	計
62	67	33	106	268

※ 移送主体が市である（警察車両による搬送及び警察官同乗の移送は含まない）もの

イ 後方移送業務

かかりつけ医等患者にとって適切な環境での治療を再開するとともに、夜間休日の救急病床を確保するために、基幹病院から民間病院等への転院を行っています。

	後方移送 件数 (件)	平均入院 日数 (日)	入院形態 (件)		
			措置	医療保護	任意
警察官通報等により入院した者	120	26.5	101	18	1
救急医療情報窓口により入院した者	45	22.0	0	45	0
応急入院空床確保事業により入院した者	1	25.0	0	1	0
精神科救急身体合併症転院事業により入院した者	2	34.0	2	0	0
その他	1	10.0	1	0	0
計	169	25.3	104	64	1

ウ 後方移送の移送元病院別内訳 (件)

病院	件数
県精神医療センター	66
北里大学東病院	8
市大センター病院	33
川崎市立川崎病院	11
昭和大学横浜市北部病院	31
みなと赤十字病院	12
済生会横浜市東部病院	8
合計	169

(6) 精神科救急身体合併症転院事業の状況

平成19年6月1日から、神奈川県及び県内指定都市で協調して精神科救急身体合併症転院事業を実施しています。この体制は、精神科病院に入院中で、精神科及び身体科両面において積極的な入院加療を必要とする者、又はその疑いがあり精密検査を必要とする者のうち、原則として神奈川県精神科救急医療システムを経由して継続入院している患者に対し、専門病院への転院調整を行い、必要な医療を提供することを目的としています。

依頼件数と受入状況（4縣市合計） (件)

		件数
依頼件数 ※		125
一時判断前キャンセル（取り下げ）		5
一次判断不適		0
	一次判断後にキャンセル	9
二次判断不適		6
	二次判断後にキャンセル	4
受入病院	市大センター病院	4
	みなと赤十字病院	81
	済生会横浜市東部病院	13
診察結果	転院	78
	外来	20
	その他	0

※ 他、次年度への依頼持越し3件あり

(7) 会議等への出席

精神科救急医療システムの整備促進及び4縣市協調体制の円滑な運営を図るため、「神奈川県精神科救急医療調整会議」に出席するとともに、神奈川県主管課、神奈川県精神保健福祉センター、川崎市主管課及び相模原市主管課等と会議を実施しました。

また、各区、警察、消防及び医療機関等との連携を図るため、福祉保健センターが主催する精神保健福祉業務連絡会に出席しました。

(回)

会議名	実施回数
救急医療体制に関わる会議	12
精神科救急情報窓口の運営に関わる会議	12
神奈川県精神科救急医療調整会議	1
精神科救急情報センター関東ブロック会議	1
福祉保健センター精神保健福祉業務連絡会	14

(8) 職員研修

精神科救急医療情報窓口及び精神科救急医療通報窓口で業務を行う職員を対象に、それぞれカンファレンスを毎月実施しました。その他、精神科救急医療情報窓口に係る事例検討及び症例に関する講義からなる四縣市合同の研修会並びに警察官通報等に対応する区役所の職員を対象とした研修会を開催しました。

表8-1 申請・通報・届出等件数の推移

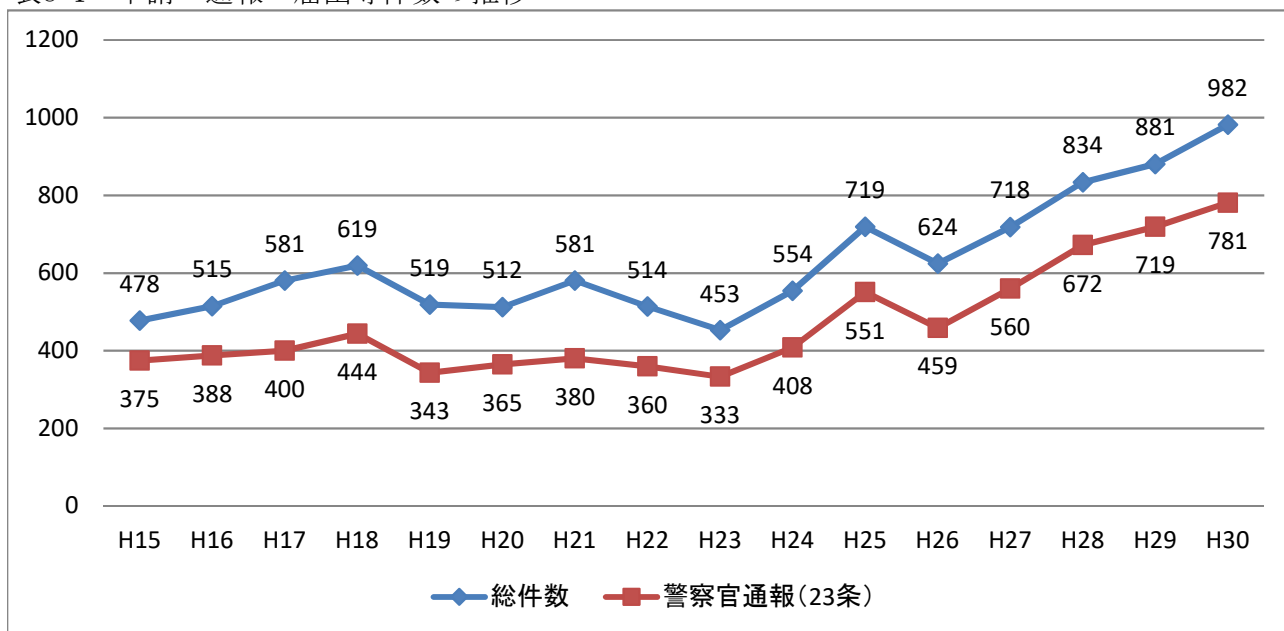


表8-2 診察の状況

	22条	23条					24条	25条	26条	26条の2	26条の3	27条2項	計	
		平日	夜間	休日	深夜	小計								
精神保健診察件数	0	112	135	65	195	507	29	0	3	0	0	1	540	
診察結果	措置入院	0	79	103	40	149	371	25	0	3	0	0	0	399
	緊急措置入院	0	0	12	12	14	38	0	0	0	0	0	0	38
	(再掲)再診察で不要措置	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	医療保護入院	0	12	5	3	3	23	2	0	0	0	0	1	26
	任意入院	0	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3
	入院外診療	0	19	14	10	26	69	2	0	0	0	0	0	71
	医療不要	0	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3
措置率 (%)	0.0%	70.5%	85.2%	80.0%	83.6%	80.7%	86.2%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.9%	

表8-3 診察結果の割合

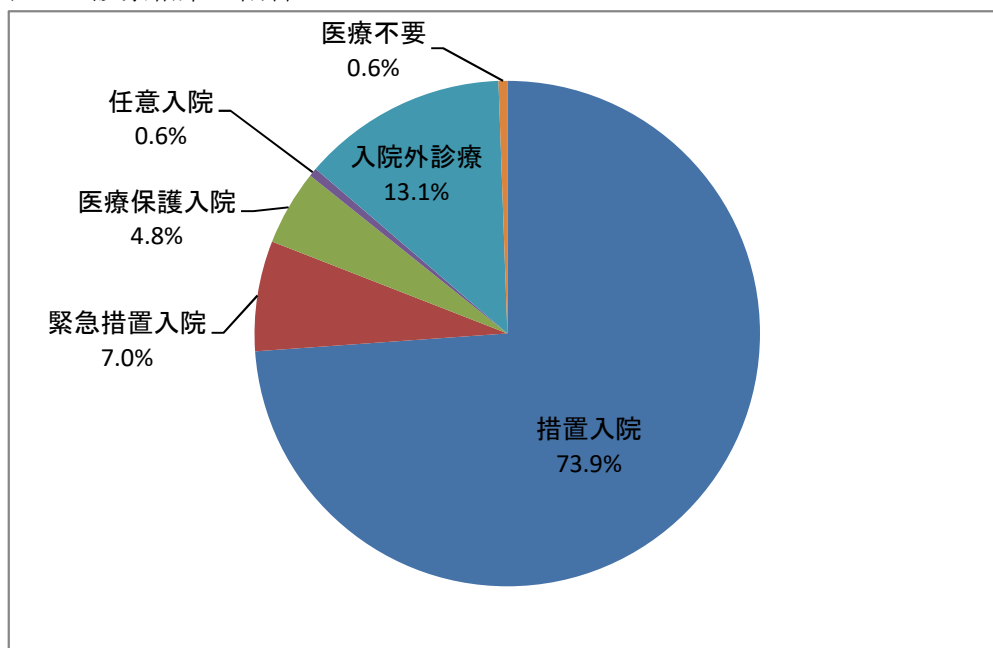


表8-4 診断名の割合

診断結果		措置	医療保護	任意	入院外	医療不要	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	21	3	0	2	0	26
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	3	0	6	0	30
F2	統合失調症、 統合失調症型障害及び妄想性障害	276	14	1	12	0	303
F3	気分（感情）障害	52	1	2	11	0	66
F4	神経性障害、 ストレス関連障害及び身体表現性障害	25	0	0	13	1	39
F5	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	0	0	0	0	0	0
F6	成人の人格及び行動の障害	20	1	0	14	0	35
F7	軽度精神遅滞	6	2	0	4	0	12
F8	心理的発達の障害	11	1	0	2	0	14
F9	小児期及び青年期に通常発症する 行動及び情緒の障害	4	1	0	1	1	7
G40	てんかん	0	0	0	1	0	1
	その他	1	0	0	5	1	7
合 計		437	26	3	71	3	540

9 自殺対策事業

(1) 普及啓発

ア 広報啓発物の発行（新規作成のみ）

名 称	発行時期・部数		主な配布対象
横浜市の自殺の現状 (講演会チラシ裏面)	平成 30 年 8 月	8,000 部	市民、行政機関、相談 機関、医療機関、関係 団体など

イ 市民向け講演会の開催

(ア) 横浜市立大学との共催講演会

日時：平成 30 年 10 月 2 日(火)

講演会テーマ：やめられない若者の支援と自殺対策～酒・たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える

講師：横浜市立大学附属病院 児童精神科助教 青山 久美氏

会場：横浜市開港記念会館

参加人数：136 人

ウ 自殺対策ホームページ

自殺についての正しい知識の普及啓発や、相談窓口等の発信を行うために、横浜市自殺対策サイト「～生きる・つながる～支えあう、よこはま」を運営しました。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

エ 自殺対策強化月間での啓発

9 月及び 3 月の自殺対策強化月間において、様々な媒体を活用した啓発を行いました。

(ア) 9 月自殺対策強化月間

a 自殺対策啓発街頭キャンペーンにおける啓発物品の配布

日時：平成 30 年 9 月 10 日（月） 11：00～12：00

場所：JR 横浜駅東西中央通路及び各私鉄改札

配布物：リーフレット、啓発物品（作業所自主製品：しおり、アクリルたわし、ストラップ等）等 6,000 部

b 交通広告

交通機関	期 間	内容
市営地下鉄ブルーライン（ドア上情報装置）	平成 30 年 9 月 10 日～9 月 16 日	テロップ
市営地下鉄グリーンライン（グリーンビジョン）	平成 30 年 9 月 1 日～9 月 28 日	映像放映
京浜急行電鉄	平成 30 年 9 月 10 日、11 日	中吊り広告
市営バス・神奈中バス（かな c h）	平成 30 年 9 月 1 日～9 月 30 日	映像放映

・テロップ：啓発文章（遺族支援・強化月間 PR）

・映像：ゲートキーパー

・中吊り広告：ゲートキーパー

c 自殺予防週間特別相談会

自殺予防週間に合わせて、「法律の専門相談」と「こころの健康相談」を同時に利用できる「秋の特別相談会」を、市民局市民相談室との共催で開催しました。法律相談については、市民相談室の調整により、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会の協力をいただきました。

日時：9月18日、20日、25日、27日 計4日、各日13時～16時

場所：市民相談室

相談件数：計21件

e その他

- ・厚労省こころの健康相談統一ダイヤル 9月10日～14日
- ・9都県市協調によるバナー掲示（厚生労働省へのリンク）

(イ) 3月自殺対策強化月間

a 知ってほしい 自殺のこと パネル展

会場：市庁舎1階ロビー

実施期間：平成31年3月1日～3月28日

b 交通広告

交通機関	期 間	内容
市営地下鉄ブルーライン（ドア上情報装置、中吊り広告、駅構内にポスター掲示）	平成31年3月1日～3月26日	ポスター・テロップ
市営地下鉄グリーンライン（ドア横広告）	平成31年3月12日～3月25日	ポスター
相模鉄道（駅構内）	平成31年3月1日～3月28日	ポスター

- ・テロップ：啓発文章（遺族支援・強化月間PR）
- ・ポスター：3月は自殺対策強化月間です

c その他

- ・内閣府こころの健康相談統一ダイヤル 3月1日～7日
- ・市内高等学校、大学、医療系・福祉系専門学校（計131校）に啓発用ポスターを配布

(2) 人材育成

ア 当センター主催研修

福祉保健センター等の関係職員を対象として、研修を開催しました。

研 修 名	回 数	内 容	講 師	参加 延人数
自殺対策基礎研修 ※総務局職員健康課と共催	1	本研修の目的と横浜市の自殺対策 ----- 自死で家族を亡くした経験から伝えたいこと ----- 「【死にたい気持ち】に対して私たちができること」 ----- 今日からあなたもゲートキーパー	センター長 ゆったりカフェ龍の会代表 全国自死遺族総合支援センター 南部 節子 氏 ----- 横浜市立大学付属市民総合医療センター精神医療センター助教 日野 耕介氏 ----- 相談援助係 職員	243人

自殺対策相談実践研修	2	・相談者の「死にたい」の どう対応するか—支援者 向け危機介入について学 ぶ—	特定非営利活動法人 OVA 伊藤 次郎氏 相談援助係 職員	48 人
こころといのちの地域 医療支援事業 かかりつけ医うつ病対 応力向上研修	1	・本研修の意義	センター長	47 人
		・うつ病の基礎知識 ・状況に応じた対応とケア (プライマリケア医によ るうつ病の診断・治療) ・連携の基本	日野病院 院長 馬場 淳臣氏	
		・DVD視聴 ・事例検討	汐入メンタルクリニック理事長 後藤 健一氏	

イ 他機関主催研修等（講師派遣）

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣・対応しました。

研修・会議名	内 容	派遣・対応講師
はまかぜ自殺対策ゲートキ ーパー研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパー	こころの健康相談セ ンター 職員

ウ 学校関係者向け出前講座の開催

かながわ自殺対策会議による取組として、若年層への自殺対策の一環として自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的に学校に出向き、教職員、児童生徒学生、保護者などを対象として行う研修です。趣旨に賛同した学校からの応募を受け、学校が希望するテーマの専門講師を当センターが学校に派遣し、当センター職員の自殺対策の講義とあわせて研修を行います。

研 修 名	内 容	講 師	参加人数
横浜市立若葉 台中学校（若葉 台小学校との 小中合同研修）	「思春期のこころの理解と その行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談室コルティール 共同代表 丹野満佐子氏	40 人
		相談援助係 職員	
横浜市立 平戸中学校	「思春期のこころの理解と その行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	湘南精神保健福祉士事務所 所長 長見 英知氏	36 人
		相談援助係 職員	
横浜市立浦島 丘中学校	「思春期のこころの病気 の理解とその行動への対 応」	神奈川県立精神医療センター 医師 礒崎 仁太郎氏	30 人

	「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	
横浜市立汲沢 中学校	「思春期のこころの理解 とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	上大岡メンタルクリニック 社会福祉士・精神保健福祉士 宮崎 全代氏	34 人
		相談援助係 職員	
横浜市立東鴨 居中学校	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	(株)つるがみねグループ代表取締役 鶴が峰心理グループ代表責任者 ヴィヒャルト 千佳こ氏	25 人
		相談援助係 職員	
横浜市立宮田 中学校	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	カウンセリングルームセンター南 所長 梶山 亮氏	12 人
		相談援助係 職員	

(3) 自死遺族への支援

ア 自死遺族ホットライン(電話相談)

【実施日程】月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10～15時

【電話回線数】2回線

【周知方法】市広報誌、チラシ、ホームページ、リーフレット、地下鉄広告

【実施状況及び相談件数】(表9-1 参照)

【年度実績推移】(表9-2 参照)

イ 自死遺族の集い

【実施日程】月1回の定期開催 ※原則第3金曜日 10時～12時30分

【実施場所】健康福祉局 障害福祉部 大会議室

【周知方法】市広報誌、チラシ、ホームページ、リーフレット

【内 容】遺族同士の「分かち合い」

【実施内容及び参加状況】(表9-3 参照)

【年度実績推移】(表9-4 参照)

<自死遺族支援事業情報交換・課題検討会>

自死遺族支援事業を行っている行政担当者とその関係者で情報交換と検討会を開催しました。

【実施内容及び参加状況】

開催日	参加者数	内 容
1月25日	23人	・実施状況報告 ・提案された議題について検討 ・その他情報交換

表9-1 自死遺族ホットライン 相談件数および内訳

相談件数		新規	延数								
		47	55								
相談者の状況	性別	男	女								計
		4	51								55
	住所	市内	市外	不明							計
		28	14	13							55
	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	計
		0	4	6	13	8	5	3	0	16	55
	故人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない			計
		21	13	5	10	3	0	3			55
	死別後の期間	1か月以内	1年未満	1～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	自死遺族でない			計
		9	17	9	3	10	4	3			55
相談経路	市広報紙	ポスターチラシ	インターネット	新聞	区福祉保健C	その他相談機関	家族・知人	その他	不明	計	
	5	0	21	0	0	4	7	5	13	55	

表9-2 自死遺族ホットライン 年度実績推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
開催回数	24	23	22	23	22	23	24	23	23	21	23
実件数	52	43	28	48	37	44	37	38	33	43	47
延件数	86	74	47	70	64	66	58	64	63	63	55
1回平均件数	3.6	3.2	2.1	3.0	2.9	2.8	2.4	2.8	2.7	3.0	2.4

表9-3 自死遺族の集い 参加状況

開催回数	参加者数	年度新	初参加	開催回数	参加者数	年度新	初参加
1 (4月)	9	5	4	7 (10月)	8	1	2
2 (5月)	12	5	1	8 (11月)	5	0	0
3 (6月)	11	0	3	9 (12月)	10	0	2
4 (7月)	8	0	3	10 (1月)	10	0	3
5 (8月)	6	0	0	11 (2月)	11	1	1
6 (9月)	9	0	3	12 (3月)	8	0	0
				計	107	12	22

表9-4 年度実績推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
実参加者数	49	52	51	39	37	28	39	42	38	46	34
延参加者数	119	189	233	197	148	96	84	76	59	93	107
1回平均参加者数	9.9	15.8	19.4	16.4	12.3	8.0	7.0	6.3	4.9	7.8	8.9

(4) 区局への支援

ア 自殺対策事業を行っている区局を対象として、自殺対策事業担当者連絡会を開催し、当センターからの情報提供や参加機関同士の意見交換を行いました。

開催回	日程	議題等
第1回	6月1日	平成30年度予定（各区事業計画）について、予算配付について、啓発物品、統計データ、ゲートキーパーについて等
第2回	2月27日	市自殺対策計画の策定について 自殺対策関連の取組みに関する現状や課題について等

イ 区局主催の普及啓発事業に対して、パネルやのぼり、リーフレット等の貸出・配布を行いました。

区局名	パネル等貸出期間
神奈川区 高齢・障害支援課	平成30年9月25日～10月1日
西区 福祉保健課	平成31年2月21日～3月11日
南区高齢・障害支援課	平成30年9月4日～9月12日
	平成30年10月3日～10月11日
	平成31年3月15日～4月18日
港南区高齢・障害支援課	平成30年8月30日～9月4日
保土ヶ谷区高齢・障害支援課	平成30年8月24日～9月10日
旭区福祉保健課	平成30年8月30日～9月14日
	平成31年3月13日～3月18日
磯子区高齢・障害支援課	平成30年9月4日～9月19日
金沢区福祉保健課	平成30年8月30日～9月6日
緑区高齢・障害支援課	平成30年11月28日～12月10日
栄区 福祉保健課	平成30年7月25日～10月5日
泉区 高齢・障害支援課	平成30年11月9日～11月15日
戸塚区高齢・障害支援課	平成30年8月20日～9月17日
	平成31年3月1日～3月18日
教育委員会 鶴見図書館	平成30年8月30日～10月2日

ウ その他、随時自殺対策事業に関する企画等に関する相談対応を行いました。

(5) 関連会議への出席

【設置主体】神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の共同設置

- 【目的】①関係機関、民間団体等との連携体制の構築
②自殺対策に向けた情報交換や情報共有
③関係機関等に対する提言等

【構成機関】26 機関、団体

開催回	日程	議題等
第 23 回	7 月 18 日	統計データに基づく自殺者の傾向について、各機関及びかながわ自殺対策会議の取組について 等
第 24 回	2 月 6 日	自殺対策計画に係る関係機関の動向について 県の自殺対策計画及び進行管理方法等について 等

イ よこはま自殺対策ネットワーク協議会

【設置主体】横浜市

- 【目 的】①行政、民間、市民の連携・協働による、自殺対策の取組の検討
②自殺対策の連携及び協力の推進に関することの検討
③自殺対策に関する広報・啓発活動に関することの検討

【構成機関】33 機関、団体

開催回	日程	議題等
第 1 回	7 月 11 日	横浜市の自殺の現状及び自殺対策の取組について、各団体の取組について、市自殺対策計画の策定について 等
第 2 回	3 月 20 日	横浜市自殺対策計画の策定について、今後の協議会運営について、自殺対策強化月間の取組について 等

ウ 横浜市庁内自殺対策連絡会議

- 【目 的】①自殺対策に係る庁内の密接な連携と協力体制の構築
②自殺対策に向けた情報交換や情報共有
③自殺対策庁内指針の策定後の取組みについて 等

【構成機関】16 局区 34 課

開催回	日程	議題等
第 1 回	6 月 28 日	本市の自殺対策事業及び自殺の現状について、市自殺対策計画策定について 等
第 2 回	12 月 7 日	市自殺対策計画素案に関する市民意見募集の実施結果について、市自殺対策計画原案の策定について、インターネットを活用した相談支援体制の検討について 等

(6) 調査研究

ア 横浜市における自殺の現状（平成 29 年）

人口動態統計と神奈川県警提供のデータを用いた自殺統計の解析をし、ホームページ等をとおして、市民に公開しました。

10 依存症対策事業

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症問題を抱える市民や家族に対し、電話や面接、プログラム等による相談・支援、普及啓発を実施しました。また、地域の支援者に対する人材育成、関連団体への支援を実施しました。今年度より開催された依存症対策検討部会にも依存症対策事業担当として参画しました。

(1) 依存症相談

依存症問題でお困りの市民や関係機関を対象に電話や面接による相談を実施しました。(詳細は、表 10-1 参照)

(2) 依存症家族教室 (アルコール、薬物、ギャンブル等)

家族が依存症について正しく理解し、どのように当事者と関わっていけばよいのか考える場として実施しました。

ア 実施方法

「依存症の理解」「自助グループについて」「家族の対応について」などをテーマとして各回前半に講義、後半に参加家族による意見交換を行いました。3月は、公開講座として家族教室参加者だけではなく、広く市民や支援者にも対象を拡大して実施しました。

日程	内容	講師
4月27日	依存症とは	こころの健康相談センター
5月25日	本人の回復とは ～横浜マックの活動について～	横浜マックデイケアセンター 施設長 小林 洋 氏
6月22日	依存症と回復のためのプログラム ～RDPの活動について～	依存症回復センターRDP 横浜 施設長 樋口 信一 氏
7月27日	※ クラフト家族勉強会 第1回	こころの健康相談センター
8月24日	家族の回復とは ナラノンからのメッセージ	ナラノンファミリーグループ
9月28日	※ クラフト家族勉強会 第2回	こころの健康相談センター
10月26日	薬物依存症の家族の回復とは ～横浜ひまわり家族会からのメッセージ～	横浜ひまわり家族会
11月30日	アルコール依存症とその回復とは ～寿アルクの活動について～	NPO 法人 市民の会 寿アルク 施設長 加藤 靖 氏
12月14日	クラフト家族勉強会 第3回 (※1)	こころの健康相談センター
1月25日	クラフト家族勉強会 第4回 (※1)	こころの健康相談センター
2月22日	ギャンブル依存症の個別的考え方と支援	認定 NPO 法人ワンデーポート 施設長 中村 努 氏
3月8日	【公開講座】 依存症の治療と家族の回復	神奈川県立精神医療センター 依存症診療科医長 精神科医 黒澤 文貴 氏

※クラフト (CRAFT)・家族などを対象にした、依存症者本人への関わりかたや治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラム。

イ 対象

当センターに相談をして依存症家族教室への参加を希望した家族。

ウ 依存対象別参加者数

(詳細は、表 10-2 参照)

(3) 依存症回復プログラムの実施

依存症に対して有効であるとされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして薬物、ギャンブル依存症等も含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回(各回2時間)を、3クール実施しました。

実施回	内容	アドバイザー
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	カウンセリングルーム ベア 田中 剛氏
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(HALT)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなろう	

第1クール	平成30年6月4日～7月30日
第2クール	平成30年10月15日～12月3日
第3クール	平成31年1月28日～3月25日

イ 対象

こころの健康相談センター職員が、個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適切と判断した依存症当事者。

ウ 対象別参加者数

(詳細は、表 10-3 参照)

(4) 人材育成

ア 主催・共催研修

福祉保健センターや地域の関係職員を対象として開催しました。

研修名	日程	内容	講師	参加人数
精神保健福祉研修	8月6日	依存症の基礎知識と当センター事業紹介、グループワーク	相談援助係 心理職	16
依存症対応研修 (基礎編)	8月29日	当事者やその家族からの相談と介入方法を学ぶ	カウンセリング グループペア 田中 剛 氏	57
依存症対応研修 (応用編)	9月26日	事例検討を通して依存症の当事者への対応を考える		21
港北区生活支援課 依存症研修 ※	1月9日	依存症の理解と支援について	RDP横浜2名、 相談援助係 心理職	61

※港北区生活支援課と共催

イ 他機関主催研修等（講師派遣）

下記研修等に講師として参加しました。

研修名	日程	内容	講師名
鶴見区 アディクション家族教室	4月3日	依存症について	相談援助係 MSW
アルコールリクス・アノニマス 神奈川女性オープンスピーカーズミー ティング	5月20日	女性のアルコール依存 症について	相談援助係 心理職
鶴見区 アディクション家族教室	5月8日	依存症について	相談援助係 MSW
鶴見区 アディクション家族教室	6月5日	依存症について	
平成30年度消費生活相談員研修 専門・事例講座	7月24日	ギャンブル等依存症の 概要と相談対応の際の 留意点	相談援助係 心理職
神奈川区 アディクション家族教室	8月7日	依存症について	相談援助係 MSW
神奈川区 アディクション家族教室	11月6日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	12月4日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	1月8日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	2月5日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	3月5日	依存症について	

(5) 普及啓発

ア 市庁舎パネル展の実施

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）市庁舎1階ロビーにおいてパネル展を開催し、市民への依存症普及啓発を実施しました。同時に、横浜市内に会場のある回復施設や自助グループの協力を得て、それらの紹介リーフレットの配架

をさせて頂きました。

(6) 依存症対策検討部会の開催

今後の依存症対策について、有識者からの意見も受け検討を進めるため平成30年度第1回横浜市精神保健福祉審議会において、依存症対策の検討会の設置の了承を受け、第1回が平成31年1月22日に、第2回が平成31年3月1日に開催されました。当センター職員も参画し、今後の依存症対策に向けた課題を検討しました。

(7) 関連会議への参加 ※ () は主催者

ア 都道府県・政令市アルコール健康障害対策担当者会議 (厚生労働省)

日程：平成30年5月21日

参加者：相談援助係長

イ 薬物事犯者合同カンファレンス (横浜保護観察所)

開催回	日程	参加者
第8回	9月18日	相談援助係 MSW 1名、保健師 1名
第9回	12月18日	相談援助係 MSW 1名
第10回	2月26日	相談援助係 心理職 1名

ウ 関東信越地区薬物中毒対策連絡会議 (厚生労働省)

日程：平成30年11月20日

参加者：相談援助係長

エ 都道府県等依存症専門医療機関/相談員等全国会議 (依存症対策全国センター)

日程：平成31年1月11日

参加者：相談援助係長

オ 薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会 (横浜保護観察所)

日程：平成31年1月24日

参加者：相談援助係長

カ 第1回神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会

(神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課)

日程：平成30年3月20日

参加者：相談援助係 MSW 1名

キ 第18回アルコール健康障害対策関係者会議 (厚生労働省)

日程：平成31年3月29日

参加者：センター長、相談援助係 MSW 1名、保健師 1名

(8) 団体支援

ア 第2回「薬物依存症者と家族フォーラム」

主催：MPO 法人横浜ひまわり家族会、横浜市障害者社会参加推進センター

日程：平成30年8月26日

内容：職員がトークセッションのため登壇し、横浜市の地域連携や依存症当事者・
家族の支援について語りました。

参加者：相談援助係長、保健師1名

登壇関係機関：医療機関、横浜保護観察所、市内依存症回復施設等

イ 第42回神奈川県酒害相談員研修会

主催：一般社団法人 神奈川県断酒連合会

日程：平成30年8月26日

内容：職員が助言者として参加し、分散会で「酒害相談の中での問題点について、
助言を行いました。

参加者：相談援助係 MSW 1名

構成機関：酒害相談員、医療機関、大学関係者、行政機関等

表 10-1

相談件数

電 話 (手紙・メール含む)		実件数					延件数				
		本人	家族	関係機関	その他	小計	本人	家族	関係機関	その他	小計
		依存 主たる 対象	アルコール	58	111	11	26	206	109	142	20
薬物	20		31	8	8	67	22	41	11	8	82
ギャンブル	25		56	5	3	89	43	65	7	3	118
ネット・ゲーム	3		15	0	0	18	3	15	0	0	18
その他	28		24	5	4	61	34	29	5	4	72
小計		134	237	29	41		211	292	43	42	
合計		441					588				

面 接		実件数					延件数				
		本人	家族	関係機関	その他	小計	本人	家族	関係機関	その他	小計
		依存 主たる 対象	アルコール	32	40	2	5	79	79	50	2
薬物	10		14	1	1	26	18	17	2	1	38
ギャンブル	17		26	0	1	44	33	29	0	1	63
ネット・ゲーム	2		5	0	0	7	3	10	0	0	13
その他	4		8	0	0	12	23	28	0	0	51
小計		65	93	3	7		156	134	4	7	
合計		168					301				

表 10-2

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数	世帯数
アルコール	32	87	28
薬物	12	18	11
ギャンブル	16	48	13
ネット・ゲーム	2	2	1
その他	9	14	8
合計	71	169	61

表 10-3

WAI-Y参加者数

	実人数	延人数
アルコール	13	88
薬物	5	30
ギャンブル	3	31
ネット・ゲーム	0	0
その他	3	17
合計	24	166

11 退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者への退院後支援事業を行いました。

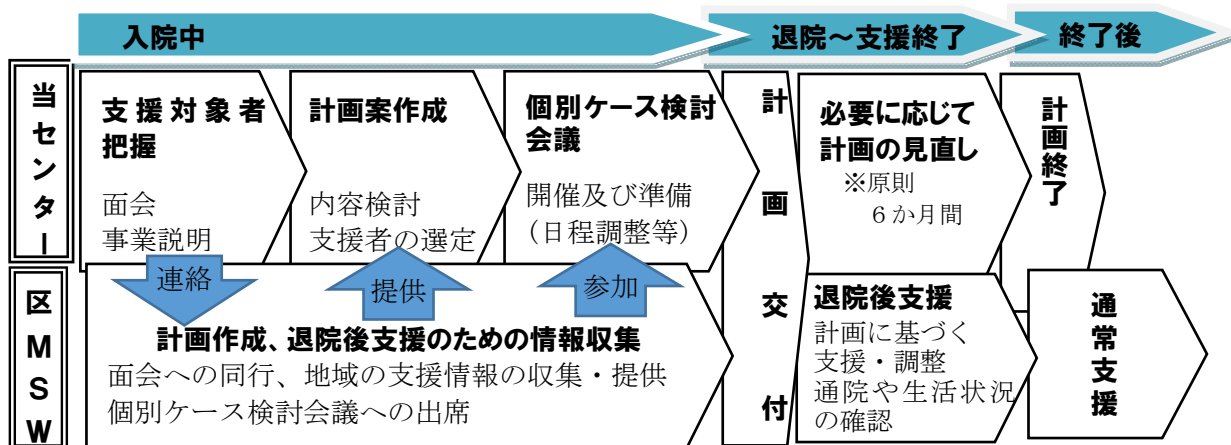
(1) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(2) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



(退院へ向けた必要な支援の実施)

(3) 計画の内容

- ・計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
- 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間

- ・退院後支援期間終了後も、必要な支援は継続されます。

(4) 実績（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画作成の意向確認を できた件数	計画作成申込有	計画作成申込無	申込率
	323	170	153

イ 計画作成

年度中に計画作成した件数
136

資料編

- 1 横浜市こころの健康相談センター条例
- 2 横浜市こころの健康相談センター規則
- 3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）
- 4 調査・研究

【第53回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

- ・横浜市こころの健康相談センターにおける依存症対策事業への取り組みと地域連携について
- ・横浜市こころの健康相談センターの業務について～相談援助の視点から～
- ・横浜市の退院後支援の取り組みについて
- ・精神保健福祉業務における多職種連携の手法と効果～65歳以上の措置入院者への支援事例を通して～
- ・退院等請求事例から見る精神科長期入院事例の報告

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

改正 平成15年4月1日規則第59号

平成18年3月31日規則第84号

平成19年3月30日規則第37号

平成21年3月31日規則第39号

平成26年3月31日規則第28号

平成27年3月31日規則第38号

平成30年3月23日規則第22号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）の判定に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 精神障害者の救急医療に関すること（横浜市保健所事務分掌規則（平成19年3月横浜市規則第30号）第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。）。
- (7) 精神科医療に係る相談に関すること。
- (8) 地域自殺対策推進センターに関すること。

（平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・一部改正）

(係の設置)

第3条 センターに、次の係を置く。

相談援助係

救急医療係

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件100,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(平19規則37・全改)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉部長に報告しなければならない。

(平18規則84・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）その他市に関する諸規程の例による。

(平19規則37・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月規則第59号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月規則第37号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月規則第39号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月規則第28号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月規則第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知
最終改正
障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

第53回 横浜市保健・医療・福祉研究発表会 (第2分科会)

横浜市こころの健康相談センターにおける 依存症対策事業への取り組みと地域連携について

横浜市こころの健康相談センター

永田幸子 古川秀樹 新妻達生 片山宗紀
 相澤香織 新海隆生 白川 教人
 障害福祉部障害企画課 飯田 光広

平成29年度より
本実施

当センターの依存症対策事業

個別相談
(面接・電話)当事者向け
回復プログラム
W A I - Y

家族教室

支援者の人材育成
研修実施

構成職員：社会福祉職 4名、保健師 1名、臨床心理士 1名、事務職 1名

はじめに

- ▶ 依存症対策において、包括的に地域のニーズを満たすために、関係機関の連携強化は不可欠であり（白川ら、2016）、精神保健福祉センターはその重要な基盤となる役割を求められている
- ▶ 平成29年度厚労省は依存症総合支援事業を実施
- ▶ 横浜市こころの健康相談センター（以下、当センター）では、障害企画課 依存症等担当と共に、上記事業の「関係機関との連携」に焦点を当てた仕組み作りを行っている。
- ▶ しかし当センターを含め、依然として地域連携を課題にしている他都市の精神保健福祉センターも多い

目的

- ▶ 当センターにおける依存症対策事業の取り組みや今後の課題について報告し、精神保健福祉センターにおける地域連携強化を検討する。

方法

- ▶ 平成29年度に当センター依存症対策事業を担当していた職員間で、地域連携に関わる取り組みについて振り返りを行った。

取り組み 1 庁内連携

1. 18区福祉保健センターに対する訪問調査の実施（障害企画課と共催）
 - ▶ 依存症対策事業の概況
 - ▶ 家族教室や本人支援の取り組み
 - ▶ 連携先・社会資源
 - ▶ 各区の課題 等についてのヒアリングを実施（H29年6月）
2. MSWに対する当センターの依存症事業説明の実施
 - ▶ 障害業務担当者会議での事業説明（H29年10月）

取り組み 1 庁内連携

3. 区の依存症家族教室への技術支援
 - ▶ 3区が家族教室を合同開催するにあたって、課題の整理や方向性の検討を共に行った
 - ▶ 各区の初回ミーティングで当センター職員がファシリテーターを務め、それを参考に次回ミーティングで区MSWがファシリテーターを務める形式を実施中（H30年度）

取り組み1 庁内連携

4. 生活保護ケースワーカーへの依存症対応研修の実施
 - ▶ 29名の生活支援課職員が参加（H30年2月）
 - ▶ 職種：社会福祉職、精神保健福祉士 等
5. 生活保護受給中の依存症事例のフォロー
 - ▶ 研修をきっかけに、区から連携依頼のあったケースに対し、対象者と面接を実施（H30年3月）

取り組み2 団体支援

1. 依存症家族会への後援活動
 - ▶ 家族会や回復施設が主催している事業（講演会や研修）に当センター職員を派遣した（H30年1月）



取り組み2 団体支援

2. 市庁舎での依存症パネル展を実施（障害企画課と共催）
 - ▶ 実施期間：アルコール関連問題普及週間（H29年11月10～16日）
 - ▶ 市民に対する依存症の基礎知識の普及啓発
 - ▶ 市内回復施設（10か所）や自助グループ（8か所）のパンフレットを配架



取り組み3 地域社会資源との連携

1. 依存症対応研修の実施
 - ▶ 対象：庁内や二次相談機関の相談業務担当者
区福祉保健センターをはじめとする市職員、地域包括支援センター、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターから参加
 - ▶ 基礎編：依存行動の理解と本人・家族への介入について（参加者53名）
 - ▶ 応用編：事例検討の実施（参加者23名）



取り組み3 地域社会資源との連携

2. 精神科医療機関との連携
 - ▶ 依存症入院患者の当センターの回復プログラム（WAI-Y）への受け入れ
 - ▶ 回復プログラム「参加報告書」の支援者への情報提供
 - ▶ 本人の同意のもと、支援者へ情報提供
 - ▶ 入院中の参加者の退院検討につながった

取り組み3 地域社会資源との連携

2. 精神科医療機関との連携
 - ▶ 市内の一般精神科病院との連携構築
 - ▶ 精神科医療機関への事業説明
 - ・診療所の受け入れ体制についてのヒアリング
 - ・当センターの事業説明の実施（H29年8～10月）

取り組み3 地域社会資源との連携

3. 横浜保護観察所との連携

- ▶ 横浜保護観察所の主催する連絡会議へ参加
- ▶ 当センターの相談実績と保護観察所と当センターとが連携を行った事例を報告

考察・課題

1. 庁内の社会資源の情報共有の在り方
2. 各区福祉保健センターとの連携と機能分担
3. 支援者の依存症支援における技術向上
4. 当センターとしての機能の明確化・強化

事業内容	平成29年度件数
依存症電話相談	311件
来所相談	171件
依存症回復プログラム	125名
依存家族教室	156名

考察・課題

1. 庁内の社会資源の情報共有の在り方

- ▶ 庁内で社会資源の情報共有が十分なされていない現状が明らかになった
- ➡ 庁内連携強化のために、当センターと福祉保健センターの両者が持つ既存の情報整理・共有を行う必要がある
- ➡ 市内回復施設の視察・ヒアリング（H30年度）
- ➡ それらの情報共有（H31年度）、施設見学研修

考察・課題

2. 各区福祉保健センターとの連携と機能分担

- ▶ 個別ケースは依存症だけの問題ではなく、家族や生活面のケアが必要になる場合も多い
- ➡ 各区福祉保健センターとの更なる連携と機能分担を明確にしていくことが求められる

考察・課題

3. 支援者の依存症支援における技術向上

- ▶ 各区福祉保健センター家族教室の技術支援のあり方を検討
- ▶ 依存症対応研修の実施

考察・課題

4. 当センターとしての機能の明確化・強化

- ▶ 依存症回復の『入口』及び『つなぎの機関』であることの再確認
- ▶ 支援目標の設定や役割分担の明確化
- ▶ 情報提供のみに留まらず、今後はつなぎ先である各支援機関の機能を把握した上で、つなぎ方を検討していく

ご清聴ありがとうございました。



参考文献

白川教人（2015）.医療機関、行政、自助グループ、社会復帰施設等の連携の在り方に関する研究 第2報、平成27年度全国精神保健福祉センター研究協議会抄録、58p

横浜市こころの健康相談センターの業務について ～相談援助の視点から～



こころの健康相談センター 相談援助係
伊藤良太 相澤香織 大和田奈津子 片山宗紀

1

こころの健康相談センターとは

- 精神保健福祉法第6条に規定されている法定施設
精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関
- 法定名称は精神保健福祉センター
- 各都道府県に1か所設置
政令指定都市にも必置化 (平成11年6月改正)
- 横浜市こころの健康相談センター条例 (平成14年3月18日)
- 平成14年4月1日開所

2

こころの健康相談センター業務

- こころの電話相談
 - 専門研修
 - ☆支援者のための専門相談
→技術支援
 - ☆普及啓発・調査研究
 - ☆精神医療審査会（権利擁護）
 - ☆自立支援医療・手帳判定会
 - 精神科救急医療業務
 - 自殺対策
 - 災害時こころのケア
 - 依存症相談
 - 団体支援（家族会等）
 - 措置入院者等の退院後支援
- ☆法定業務

3

業務と対象①

	こころの 電話相談	専門研修	技術支援	普及啓発、 調査研究	精神医療審査会 (権利擁護)	自立支援医療、 手帳判定会
市民向け	○			☆	☆	☆
区役所向け		○	☆	☆		
関係機関向け		○	☆	☆		

☆法定業務

4

業務と対象②

	精神科救急医療業務 (ソフト救急)	自殺対策	災害時こころ のケア	依存症相談	措置入院者等の 退院後支援	団体支援 家族会等
市民向け	○	○		○	○	○
区役所向け		○	○			
関係機関向け		○	○			

5

技術支援とは

- 保健所支所である各区福祉保健センターの社会福祉職、保健師等の専門職が直面している、精神保健福祉相談をはじめ関係業務を実施する上での課題の解決に向けて支援すること。

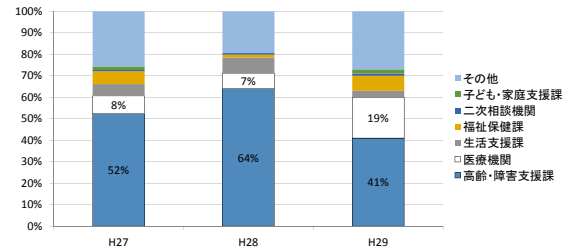
6

技術支援の分類

- 精神保健福祉相談の個別事例に関する相談対応
- 精神保健福祉に関する専門情報の提供
- 精神保健福祉に関する集合研修の開催
- 精神保健福祉に関する事業運営に関する相談対応
- 当センター業務をともに行う、利用してもらうことでの専門情報の提供
- 区職員が、精神保健福祉に関する情報を区を超えて得やすい仕組みづくり

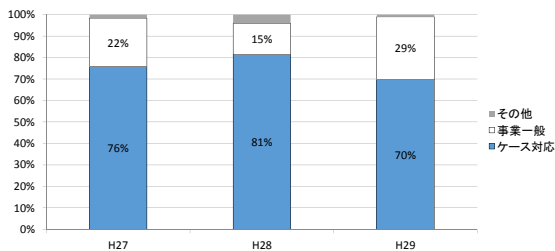
7

相談機関内訳



8

相談内容内訳



9

こころの健康相談センターの現状について

10

こころの健康相談センターの弱み【情報】

- 社会資源情報の「細かく」「深く」がわからないことがある。
- 地域との情報にタイムラグができることがある。
- 広く市民への周知という形をとるため、普及啓発の対象を絞りにくい。

11

こころの健康相談センターの強み【情報】

- 国の動向、他都市の動きを知ることができる。
全国の会議等で他の精神保健福祉センターと情報交換ができる。
- 市域での情報、各区の情報を知ることができる。
- 政策面での意見を述べる機会がある。
- 市域での情報提供、普及啓発ができる。
- 対象を市民・関係機関とすることができる。

12

こころの健康相談センターの弱み 【ケース対応】

- 直接援助ではないため、区との対応の線引きが難しい。
- 事業単位での支援のため、枠から外れると支援が難しい。
- 直近、区での業務経験がない職員が配置されることがあり、区の実情が分かりにくいことがある。
- 関係機関からの知名度が低い。

13

こころの健康相談センターの強み 【ケース対応】

- 客観的な立場から技術支援ができる。
- 精神科医・保健師・心理士・社会福祉職が在籍しており、多職種、他分野経験者に相談ができる。
- 救急医療係と同じ組織にいるため連携が取りやすい。
- 依存症相談等の専門相談を実施している。

14

まとめ

- こころの健康相談センターが開所して16年経過した。
- 開設当初の業務と変化している。
- 開催している専門研修が増加した。

15

課題

- 配属された人の知識、技術に依存している。
- 同じ市職員からも業務が外から見えにくい。

16

今後

- 強みを生かして、外部の人にこころの健康相談センターを知ってもらうことが大事。
- 相談機関として現場感覚を失わずに技術支援に対応していきたい。

17

ご清聴ありがとうございました。



CocoPop

18

横浜市の退院後支援の 取り組みについて

横浜市こころの健康相談センター
大和田奈津子 伊藤良太 大森史子
佐々木正茂 坪田美弥子 新海隆生
鶴見区生活支援課 山本いつみ

平成30年12月

1. 取組みの概要



経過

平成26年4月	国「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。
平成28年秋	本市ガイドラインの検討を開始
平成28年12月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成29年4月	本市ガイドラインを策定。 4区市間での情報引継ぎについて取扱いを制定。
平成29年5月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成30年3月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成30年4月	本市事業を本実施。診療報酬の算定化。
平成30年9月	4区市間での情報の引継ぎについて取扱いを改定。

ガイドライン検討会
・区福祉保健センター
・医療ソーシャルワーカー
・精神保健福祉係
・こころの健康相談センター担当医
・同センター相談援助係

医療ソーシャルワーカー5名配置

原則、条件、退院後支援の事業説明と意向確認実施

本市の事業対象者

措置入院者

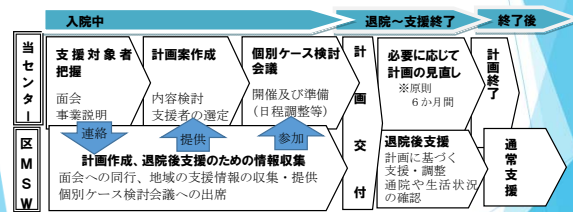
- ①本市が入院措置させた者のうち、本市に帰住予定の者。
- ②他自治体（県外）が入院措置させた者のうち、退院後支援計画が作成され、本市に帰住予定の者。
- ③他自治体（県内）から「引継連絡票」が送付され、本市に帰住予定の者。

※市外帰住者について、県内協定の該当以外でも、本人・家族からの申し出により、支援に関する情報を帰住先自治体に引き継ぐことはある。

本市事業の概要

- ① 措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行うこと
- ② 計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は区福祉保健センター（以下、区福）の医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）が中心となって対応すること
- ③ 退院後支援は、措置入院者からの計画作成申込（同意）が前提となること
- ④ 当センターが開催する個別ケース検討会議において、本人・家族等・支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有すること

《支援の流れ》



(退院へ向けた必要な支援の実施)

《流れ①申し込み》

- ▶ 措置入院後に、当センターから医療機関へ連絡、協力を依頼する
- ▶ 面会できる程度に病状が落ち着いた時点で医療機関から連絡をもらう
- ▶ 入院先に訪問し面接。退院後支援及び計画作成について説明し、計画作成の申し込みを受ける。

《流れ②計画作成》

- ▶ 当センター→医療機関に書類（ニーズアセスメント、意見書）作成依頼
- ▶ 当センター→区福に入院前の支援情報提供依頼、家族等からの聞き取り等情報収集
～ 会議構成員選定・開催調整・計画案作成 ～
- ▶ 本人、家族と支援者（当センター、区福、措置入院先医療機関、訪問看護事業所等）間で退院後支援について会議を開催して情報共有し、その内容をもとに計画を交付

《流れ③退院後》

- ▶ 退院後に、区福が中心となり、計画に基づき地域で支援を行う
- ▶ 支援状況を区福が当センターへ連絡
- ▶ 計画の支援期間終了前に当センターが本人に連絡し、状況や意向等を確認した上で、支援期間を終了する（支援期間を延長する）

2. 実施状況



COCOPO!

実績

平成29年度（平成29年5月～平成30年3月末）

年度中に計画作成の意向を確認できた件数	計画作成の意向			年度中に計画作成した件数
	計画作成申込有り	計画作成申込無し	申込率	
172	97	75	56.4%	63
1か月平均 (15.6件)				1か月平均 (5.7件)

平成30年度（平成30年4月～9月末）

年度中に計画作成の意向を確認できた件数	計画作成の意向			年度中に計画作成した件数
	計画作成申込有り	計画作成申込無し	申込率	
151	83	68	55.0%	65
1か月平均 (29件)				1か月平均 (11.5件)

計画作成等のための会議

退院後支援期間終了日=平成30年4月~8月(n=37)

▶ 参加者 平均 6.4人

▶ ●本人	36/37	●家族等	23/37
▶ ●会議構成員 (支援者)			
▶ 当センター	37/37	区福	36/37
▶ 入院先	28/37(延べ50人)		
▶ 通院先	11/37	訪問看護	17/37
▶ 地域援助事業者	16/37		
▶ 警察	0/37		

作成申込みがない場合

措置入院日 (平成30年4月~8月) (n=51)

・病識無し・薄い	32人/51人
うち病感有り	24人/32人
・知的障害	2人/51人

この期間には含まれないが、「計画は不要だが、支援は受ける」「自分は病気ではないが、支援は受ける」方も

主観調査

入院前は社会に馴染めない不安が大きかったです。退院後の支援が入ったおかげで、訪問看護師さんが家に来てくれて話をきいてもらえて社会とつながっているという気持ちになりました。マイナス思考をしなくなりました。

病院以外に相談できる窓口があることを教えてもらえて良かったです。

計画書をもとに話し合いができました。連絡先一覧があって良かったです。話したことをあとで確認することができました。会議でみんなで決めたことなので満足しています。担当する人が変わっても最初から話さずに済みます。

何も無い状態でどうしてよいかわからなかったです。周りの人に支援してもらい、前向きになりました。

親が区役所に来て話をしてくれるきっかけとなりました。親が就労支援や通院に賛成してくれたので助かります。

3. 取り組みをとおして整理したこと



「支援」であること

「支援」であり、監視や強制ではない

- ▶ 「様子を見る、状況を確認する、支援する」
- ▶ 支援（見守り）と捉えるか、監視と捉えるかは人によって異なる
- ▶ 支援と監視の線引きはどこか
- ▶ 信頼関係づくり
→ 「利用申し込み」というかたち

仕組み化する

必ずしも措置入院した方全ての状況を確認し、アセスメントしていたわけではなかった

↓

- 支援を必要としている方を支援の網からこぼさない
- そのために退院後支援の仕組みを動かすことで、
- ・支援の希望の有無、要する支援は何か及びその程度も含め、アセスメントする
- ・支援者間で支援情報を共有 本人が支援の情報を把握
- 退院後支援計画は書面として明示したもの

「退院後支援期間」とは何か

モニタリング期間（支援状況の確認）

- 期間中に行う支援ひとつひとつは特別なものではない
- 期間終了後も精神保健福祉法第47条「精神保健福祉相談」として支援

支援期間終了 ≠ 支援終了

4. 今後の課題



量的増への対応

- ▶ 支援の手法や種類などは、新しく特別なものはない
- ▶ 近年の措置入院者の増加傾向 = 退院後支援の対象者の増加
 - 量的増に対応していく必要あり（業務フローの効率化検討等）

量的増加



スキルアップ

▶ 支援に関わる職員の技術の向上

- ・ 支援に関わる職員（区福MSWが中心的役割を担う）のための研修実施の必要性
- ・ 実際の連携方法、調整方法、支援方法等についての技術向上

医療機関の入退院フローとの整合

- ▶ 従来からの医療保護入院のフロー（退院支援委員会）との合理化
- ▶ 各医療機関独自フローと退院後支援のすり合わせ

未確定なこと

▶ 法の改正に関すること

- 改正法案の廃案→法改正されるのか。
- 改正された場合はその施行時期と内容は29年法案と同じなのか。

▶ 他都道府県の自治体との引継ぎ等

等々・・・

評価指標

- ▶ 制度が有用なものなのか実施した上での評価が必要
- ▶ 評価指標を何にするのか（アウトカムをどうとるか）
 - 利用者の満足度、感想
 - 再措置入院有無、医療継続率 等

まとめ

- ▶ **実際に行う支援は、従来から行っているもの**
 「本人の意向も含めた状況の確認とアセスメント」、「本人、家族、支援者間の情報共有連携」、「本人に寄り添った支援」等の視点は変わらない。
- ▶ **この仕組みは必要な支援の「漏れを防ぐ」もの**
 帰住する場所によって支援を受けられないことがないようにするために支援計画作成・交付という「型」を国がガイドラインとして示した。
- ▶ **状況確認は全ての起点**
 本人が支援を希望しないにしても、そのことも含めた状況確認・意向確認をすることが肝要。
 本人の意向を含めた状況確認と支援者間での情報共有がこの仕組みのポイント。

ご清聴ありがとうございました。



精神保健福祉業務における 多職種連携の手法と効果

～65歳以上の措置入院者への支援事例を通して～

健康福祉局障害福祉部
こころの健康相談センター

救急医療係 須藤未貴 吉田純
相談援助係 永田幸子 田中望

こころの健康相談センター (通称ここセン) とは

- 精神保健福祉法第6条に規定されている法定施設
- 法で用いられている名称は、精神保健福祉センター
- 本庁とは別組織であり、専門性を有する機関
ー精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関ー
- 横浜市こころの健康相談センター条例制定
(平成14年3月18日)
- 平成14年4月1日開設



当センターの職員構成と業務内容

相談援助係 26人 *係長2 事務職5 MSW8 (*注1) 保健師2 嘱託員9

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談支援
*主に関係機関等支援 (技術支援及び技術指導)
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に係る教育研修
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に係る普及啓発及び調査研究
- 4 横浜市精神医療審査会の運営
- 5 自立支援医療(精神通院医療)の判定
- 6 精神障害者保健福祉手帳の判定交付
- 7 自殺対策事業(自殺対策情報センター)
- 8 依存症対策事業
- 9 措置入院者の退院後支援(H29～)

救急医療係 20人 *係長1 MSW4 保健師2 事務職1 嘱託員12

- 1 精神障害者の救急医療
- 2 精神科医療に係る相談
- 3 精神科身体合併症転院事業

精神科医師3人 *こころの健康相談センター担当部長、課長、係長

(*注1) 医療ソーシャルワーカー

センター長(医)・担当課長

こころの健康相談センターにおける 保健師の業務

- 相談援助係(2名)
 - ・精神保健福祉関係機関への支援(研修・技術支援等)
 - ・精神保健福祉の普及啓発事業
 - ・依存症対策事業、自殺対策事業
- 救急医療係(2名)
 - ・精神保健福祉法に基づく救急医療業務

精神保健検討会

両係共通の業務。精神保健福祉業務における予防的な視点を大切にされた関わりについて調査・研究し提案していくことが目的

精神保健福祉業務に 予防的な視点が大切である理由

- 統合失調症の場合、発症から治療開始までの期間(未治療期間)が短いほど病状の予後が良い
→精神症状が悪化する前の介入が重要
- 病状の再燃・入退院を繰り返すことで、本人の社会生活を維持することが困難となり、家族の疲弊や関係性の悪化を招き、地域との関係性にも影響する
→治療を継続して病状が安定するよう、本人だけでなく、家族や近隣・地域の理解や協力が得られるような環境調整も重要。

*障害者支援における保健師の保健活動ガイドライン(第二版)14項より抜粋

精神保健検討会で考えたこと

通報数が増え、それに伴い措置入院者も増えているなあ

その中には高齢者も含まれているけれど、特に健康状態の評価が必要なのでは？

高齢者支援担当保健師は措置入院した高齢者をどのくらい把握しているのだろう…

精神保健福祉法に基づく措置診察

第22条 一般人からの診察及び保護の申請
第23条 警察官の通報 等

精神保健福祉法に基づく上記のような申請・通報・届出に対し、精神障害による自傷・他害^(※2)のおそれがあるか調査をし、必要と認められた場合、措置診察の調整等を行う。

■措置診察とは

- ・同法に定められた、行政処分としての診察
- ・精神保健指定医2名以上による診察

(※2) 自傷とは、自殺企図等、自己の生命身体を害する行為のこと。他害とは、他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等に害を及ぼす、刑罰法に於ける程度の行為のこと。

7

精神科の入院形態

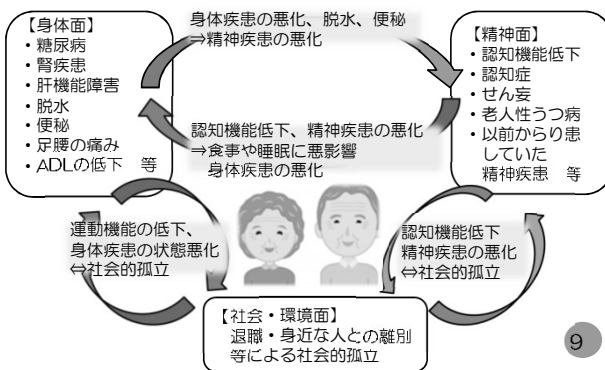


- 任意入院 : 本人の同意に基づく入院。
- 医療保護入院 : 本人の同意がなくても、精神保健指定医が入院の必要性を認めた場合、家族等の同意が得られた時に成立する入院。
- 措置入院 : 精神保健指定医2名以上の診察の結果、被診察者が「精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認められた場合の行政処分としての入院。

措置入院とは、本人及び家族等の同意によらず、本人の人権を強かに制限する行政処分としての入院形態

8

高齢者に着目した理由



9

今年度の精神保健検討会の取り組み

■現状

- 65歳以上の被措置診察者の実態や保健師の関わりが明らかになっていない
- 65歳以上の措置入院者に対して、多職種での支援の手法や効果についての考察（先行研究）が少ない

■目的

- 65歳以上の被措置診察者の数の推移や特性、保健師の把握状況を明らかにする
- 65歳以上の措置入院者への支援事例を通し、精神保健福祉業務における多職種連携の手法や効果について考察する

10

目的 I の調査方法

- 65歳以上の被措置診察者の数の推移や特性、保健師の把握状況を明らかにする

調査①診察台帳^(※3)から、平成25年度から29年度までの65歳以上の通報数や診察数を抽出し、推移を調べる。

調査②平成29年度の65歳以上の被措置診察者の特性を量的に分析する。

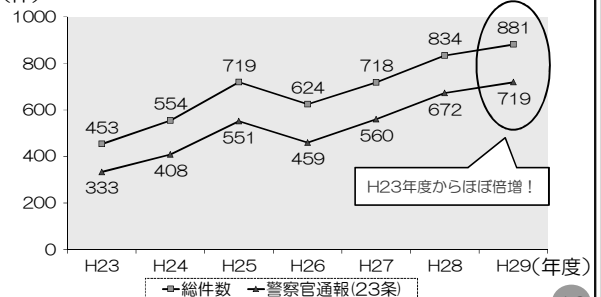
調査③18区MSWiに、平成29年度の65歳以上の被措置診察者について、保健師の把握^(※4)の有無を電話で聞き取る。

(※3) 救急医療係で作成している台帳。精神保健福祉に基づく全ての申請・通報・届出について、対象者の情報が集約されている。

(※4) 保健師が面接、訪問、地域包括支援センター等関係支援機関と情報共有等を通して把握していたもの

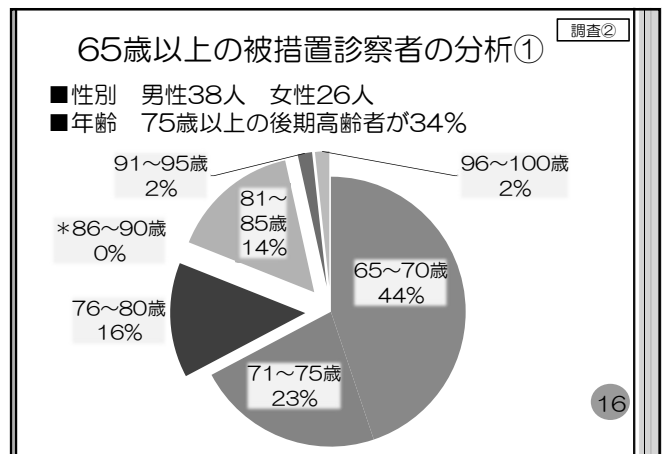
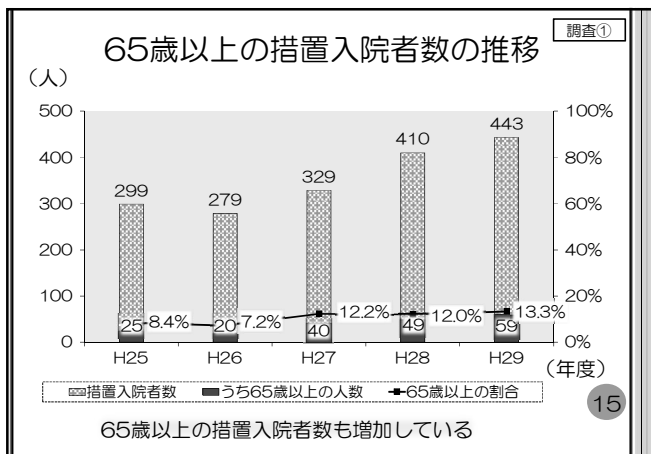
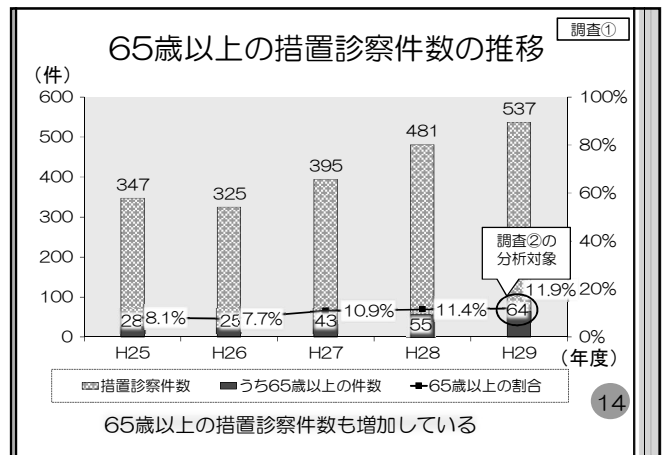
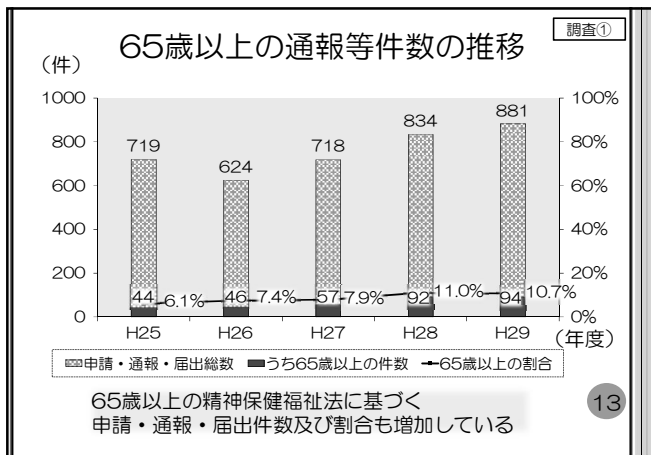
11

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出数の推移 (件)



総件数及び23条通報件数ともに増加傾向

12



65歳以上の被措置診察者の分析②

調査②

- 診察結果 64人中59人が措置入院（緊急措置入院を含む）
- 診断名 認知症、統合失調症の割合が高い

診察結果（診断名）	分類 (ICD10)	人数(人)	割合
認知症等	F0	24	37.5%
アルコール等	F1	2	3.1%
統合失調症、妄想性障害他	F2	25	39.1%
気分（感情）障害	F3	10	15.6%
神経症性障害、ストレス関連障害他	F4	3	4.7%

17

65歳以上の被措置診察者の分析③

調査②、③

- 署別：保土ヶ谷署、都筑署、南署からの通報で割合が高い

署	被措置診察者数(人)	うち65歳以上(人)	65歳以上の割合	署	被措置診察者数(人)	うち65歳以上(人)	65歳以上の割合
鶴見	37	2	5.4%	金沢	24	4	16.7%
神奈川	44	7	15.9%	港北	34	5	14.7%
戸部（※5）	36	3	8.3%	緑	23	2	8.7%
中（※5）	55	5	9.1%	青葉	38	2	5.3%
南	25	5	20.0%	都筑	21	5	23.8%
港南	28	1	3.6%	戸塚	47	3	6.4%
保土ヶ谷	21	6	28.6%	栄	14	2	14.3%
旭	29	3	10.3%	泉	19	2	10.5%
磯子	32	5	15.6%	瀬谷	6	0	0%

- 保健師の把握：64件中19件（約30%）

（※5）戸部署＝西区、中区は加賀町署、伊勢佐木署、山手署、水上署の総計。
なお、警察署以外からの通報・届出（22条、26条等）は除外している。

18

目的Ⅱの調査・研究方法

Ⅱ. 65歳以上の措置入院者への支援事例を通し、精神保健福祉業務における多職種連携の手法や効果について考察する

- ①65歳以上の措置入院者のうち、MSWと高齢者支援担当保健師が共に把握し支援している事例について、現在も支援を継続している区を抽出し、連携や支援の方法について聞き取り調査を行う。
⇒5区のMSW、保健師に対して対面による聞き取り調査を実施
- ②聞き取り調査の内容を共通項目にまとめ分析することで、精神保健福祉分野における多職種での支援の手法や効果について考察する。

19

聞き取り調査項目

- 23条通報前後の支援経過
 - 区以外の相談機関や支援者（地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員等）との連携がある場合、その連携方法 ⇒多職種連携
 - 他職種が関わる際に、どのようなことを期待しているか
 - 他職種が関わることで良かったと感じたこと
 - 他職種に依頼する際に工夫していること
- MSWと保健師の連携

20

多職種連携による支援が行われていた事例①

- ・A区在住の60代女性。長女との2人暮らし。
- ・うつ病で精神科受診中。長女もうつ病で精神科受診中。
- ・ADL自立、国保で年金生活。
- ・本人が長女の世話をしていた。

- 23条通報前までの支援経過
 - ・長女への支援でMSWの関わりあり。
 - ・X年4月頃、本人が「私は何もできない。助けてくれる人がいない。」と頻繁に訴えるようになった→本人への支援開始。
 - ・本人が高齢者ということもあり、MSWが保健師に相談し、同年3月に介護保険申請及び認定調査を実施した。
 - ・要支援の認定が下りたが、本人が経済的不安を理由にサービス利用を拒否
 - 23条通報
 - ・X年8月、長女から「母（＝本人）が包丁を持って殺すと言っている。」と110番通報。
- 精神障害による自傷・他害のおそれ保護され、23条通報となった。同日、措置診察を実施し、B病院に措置入院となった。

21

多職種連携による支援が行われていた事例②

- 措置入院後の支援経過
 - ・MSWがここセンの退院後支援チーム（※注6）と共に入院中から関わりを開始。ケアマネジャー（CM）を導入し、退院後からヘルパー週1回利用。
 - ・その後は、CMからの相談時に対応するという形で、**包括**・区が支援継続。
 - ・翌年に入り、本人から「風呂に入れない、歩けない。」等の訴えあり。
- CMがMSWに相談。精神症状から来る不定愁訴の可能性もあるため主治医（精神科）の見立てが必要との保健師の助言もあり、**精神科クリニック**の受診を勧奨（この時、通院中断していたことが判明）。
- ・その後、便失禁等も出現し、再度精神科クリニック受診援助。主治医の紹介で**身体科の病院**で検査を受けたが異常なし。長女が本人の入院を拒否したため、主治医から入院治療の必要性を長女に説明してもらえようMSWが調整。主治医が入院先を探し、同年7月、**C病院**に医療保護入院となった。

（※注6）措置入院者の退院後の支援計画の作成及び退院後の支援の経過確認をするチーム。ここセン相談援助係に配属されているMSWが担当している。

22

関係機関との連携の状況

- 地域包括支援センターとの定例カンファレンスの場で対象者の情報共有を行う。
- 地域包括支援センター、CMが関わり介護保険サービスを導入する。
- 退院前カンファレンスでCM、生活支援課ケースワーカー、MSW、高齢者支援担当保健師・ケースワーカーが今後の支援方針について話し合う。

23

多職種連携の手法

考察

	パターン①	パターン②
連携の手法	依頼する目的を明確にしてから相手に相談（依頼）する	依頼目的が明確でない段階で相手に相談（依頼）する
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける側が相談内容を理解しやすく、相談（依頼）を受けやすい。 ・相談を受ける側が「丸投げされた」と感じにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼目的が明確にできない段階でも気軽に相談できる。 ・話をすることで問題点を整理できる。 ・見立ての段階から共有できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼目的が明確にできない場合は相談しづらい（気軽に相談できない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける側は自分に何を求められているか理解しづらい。 ・相談を受ける側が「丸投げされた」と感じやすい。

普段からコミュニケーションを取れる関係を構築しておくこと、相談する相手はどちらの手法が適するか見極めることが重要！

24

他職種に期待していること①

■MSWから保健師に対して期待すること

1. 医療的な側面
 - ・ 身体状況・疾患に対してのアセスメント
 - ・ 医療的な知識や技術
 - ・ 医療職に対する対象者の受け入れの良さ
2. 今後の健康管理
 - ・ 今後訪問診療が必要となる事例
 - ・ 受診受療援助が必要な事例
 - ・ 服薬管理が必要な事例

25

他職種に期待していること②

■保健師がMSWに対して期待すること

1. 複雑な事例や緊急を要する場面
 - ・ 精神症状があり、緊急性がある場合
 - ・ 受診受療援助を行う際に複数職員での対応が望ましい場合
 - ・ 高齢者で精神疾患を合併している場合
2. 精神保健福祉分野における専門性への期待
 - ・ 精神疾患の見立て
 - ・ 精神科医療に関する情報（病院、クリニックの情報、依頼の仕方）
 - ・ 社会資源に関する情報（利用できる制度など）

26

他職種に期待していること③

■ 両者が共通して相手に期待していること

- ・ フットワークよく、一緒に動いてほしい
- ・ 職種の垣根を越えて、一緒に考えてほしい

27

他職種が関わることで良かったこと①

■MSWから保健師

医療的な側面

- ・ 身体状況、疾患のアセスメントをしてもらえる
- ・ 身体疾患についての知識が役立つ
- ・ 身体科受診の際、医師への病状説明がスムーズに行える
- ・ 在宅での必要な医療処置がある場合、医師から聞き取りをしてもらえる

28

他職種が関わることで良かったこと②

■保健師からMSW

1. 精神疾患についてのアセスメント
 - ・ 精神疾患についての見立てが行える
 - ・ 精神科救急等の対応が必要かどうか相談できる
 - ・ 精神疾患の薬についての知識がある
2. 社会資源の知識がある
 - ・ 精神科医療の資源、社会資源についての知識が豊富である

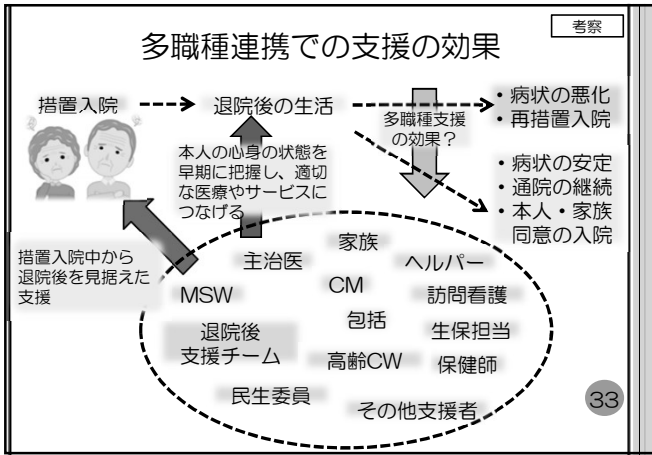
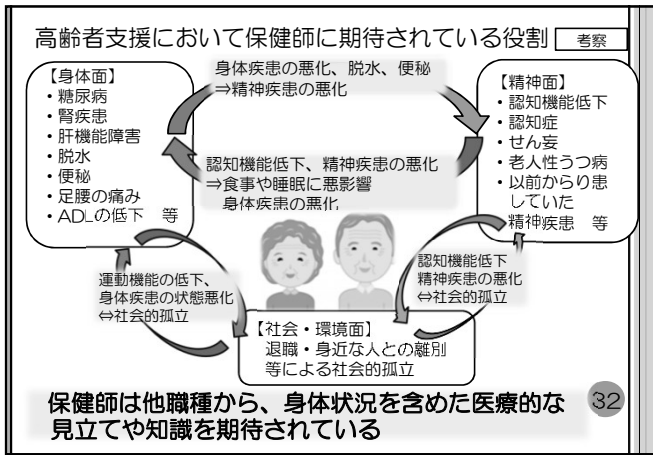
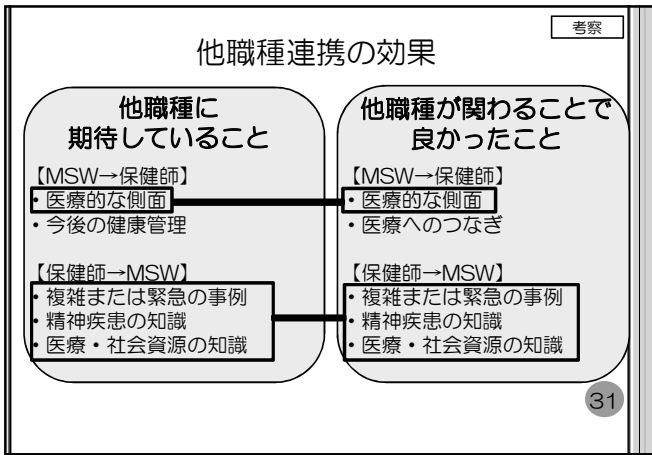
29

他職種が関わることで良かったこと③

■両者に共通していたこと

- ・ 一緒に同じ対象者を見ることで、具体的に話し合えるため支援方針が早めに出しやすい
- ・ 他職種ならではの視点を学ぶことができる
- ・ 他職種で支援をしていることが本人や家族にアピールでき安心してもらえる

30



精神保健福祉業務に多職種での支援が求められる理由

精神科アウトリーチ支援の場面において

- 治療（保健医療）を前面に押し出すと…
本人からの反発を招き、支援が進まないことが多い
→ 本人の困り感や目標に焦点を当てた福祉的アプローチが有効
- 生活支援（福祉）のみの視点だと…
本人の意思を尊重するあまり、生命に関わる危機が迫っている状況に気づかず、介入が遅れる可能性がある
→ 医療職の身体的な見立てが有効

34

（参考文献）精神科臨床サービス第18巻03号242項から247項

- ### 地域における保健師の保健活動に関する指針
- #### 保健師の保健活動の基本的な方向性
- 所属する組織や部署にかかわらず留意すべき事項
 - 1 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施
 - 2 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開
 - 3 **予防的介入の重視**
 - 4 地区活動に立脚した活動の強化
 - 5 地区担当制の推進
 - 6 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進
 - 7 **部署横断的な保健活動の連携及び協働**
 - 8 地域のケアシステムの構築
 - 9 各種保健医療福祉計画の策定及び実施
 - 10 人材育成
- 35
- 地域における保健師の保健活動について
平成25年4月19日付け 健発0419第1号

- ### 障害者支援における保健師の保健活動ガイドライン<第二版>
- *平成28年3月発行 横浜市健康福祉局 障害福祉部・健康安全部
- 精神保健及び精神障害者への支援（13・14頁）
 - (1) **本人・家族への個別支援**
 - (2) 個別課題から地域課題への活動の展開
 - (3) **保健・医療・福祉の調整・連携**
 - (4) 地域支援ネットワークの構築支援
 - (5) **予防的な介入としての保健活動**
 - (6) **健康危機管理としての介入**
- 36
- YCAN—健康福祉局—
障害企画課内HP参照

終わりに

- 本市の精神保健福祉活動の現状
- 各区の状況によって優先して取り組むべき業務や職員体制が異なる
- 精神保健福祉活動を一律に推進していくことの難しさ

精神保健検討会

精神保健福祉に関する知識の蓄積
予防的視点をもって関わることの重要性

発信

37

退院等請求事例から見る 精神科長期入院事例の報告

横浜市こころの健康相談センター

新妻 達生 相澤 香織
伊藤 良太 片山 宗紀

本研究の概要

- ①平成29年度中に退院等の請求を受理した案件について、入院日から請求受理までの期間を調査した。
- ②その中から、入院から1年以上が経過しているものについて主疾患や病歴・生活歴を分析した。

⇒これらに基づいて、長期入院患者の治療や社会復帰に向けてどのような課題があるかのモデルケースとして報告する。

精神科における任意でない入院

措置入院

都道府県知事は、警察官等からの通報・届出のあった者について必要があると認めるときに精神保健指定医による診察をさせ、入院させなければ自身を傷つけたり他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、**その者を精神科病院に入院させることができる。**

医療保護入院

精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院の必要がある者が、治療の必要性の理解や入院への同意が行えない場合、**家族等の同意によってその者を入院させることができる。**

⇒患者本人の同意を伴わない入院が行われうる。

退院等請求の制度説明

精神保健福祉法第38条の4

精神科病院に**入院中の者又はその家族等**は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、**当該入院中の者を退院**させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、**若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。**
(一部補足部分を省略)

精神保健福祉法第38条の5

都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その**入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査**を求め(～中略～)、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を**通知しなければならない。**

退院等の請求

⇒精神科医療の特殊性にかんがみ、人権確保の観点から精神保健福祉法において制度化されている。

精神医療審査会と当センター

精神医療審査会

横浜市の附属機関として、**医療委員(精神保健指定医)・法律家委員(弁護士等)・有識者委員(精神保健福祉士等)**を委嘱している。

実際の審査は、上記3職種全て(医療委員は2名以上であること)を含む5名で構成される合議体という単位で行われる。

横浜市こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)

精神医療審査会の事務は精神保健福祉センターが行うこととされており(精神保健福祉法第6条)、**審査会の事務局**として退院等請求の受理や審査にかかる調査や連絡調整等を行っている。

当市のH29年度 受理件数

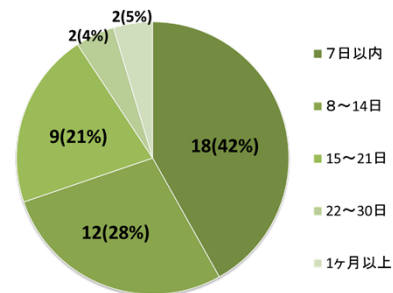
退院の請求	任意入院者	0件
	医療保護入院者	138件
	措置入院者	41件
	計	179件
処遇改善の請求	任意入院者	1件
	医療保護入院者	34件
	措置入院者	6件
	計	41件

※退院と処遇改善の両方での請求事例あり。案件の総数は184件。

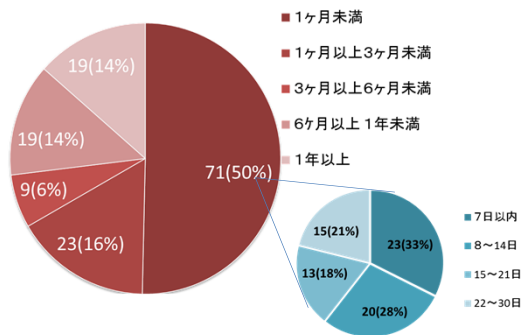
請求時点での入院形態と入院日からの日数

入院形態 入院からの日数	全体 (n=184)	医療保護入院 (n=141)	措置入院 (n=43)
最小値	1	1	1
最大値	2779 (約7ヶ月)	2779 (約7ヶ月)	214 (約7ヶ月)
平均値	184.0 (約6ヶ月)	232.9 (約8ヶ月)	15.3
中央値	20	30.5	9.5

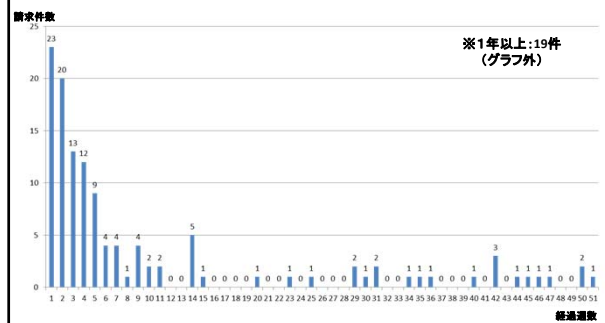
請求受理時点での入院期間(措置入院者 n=43)



請求受理時点での入院期間(医療保護入院者 n=141)



医療保護入院者からの退院等請求受理件数と入院週数 (n=141)



調査からわかったこと(措置)

- ・退院または処遇改善の請求を受理した43件の内、41件が1ヶ月以内の請求であった。
- ・早い時期ほど件数が多くなっており、また医療保護入院と比較してもより早く請求行為に至った割合が高く、退院を求める意向がより強い可能性が示唆されている。

30日以内に退院等の請求があった事例についての入院からの経過日数の割合

	7日以内	7日~14日	15日~21日	22日~30日
措置	44%	29%	23%	5%
医療保護	33%	28%	18%	21%

凡例: 40%~ (赤), 30%~ (黄), 20%~ (緑), 10%~ (青), 10%未満 (白)

調査からわかったこと(医療保護)

- ・退院または処遇改善の請求を受理した141件の内、半数(71件)が1ヶ月以内の請求であった。
- ・措置に比べて最小値(1日)と最大値(2779日)の幅が大きく、一部の超長期入院ケースによる平均値の引き上げから平均値(232.9日)と中央値(30.5日)に大きな差が現れており、週数分布のグラフから中央値の方がより実態に近い値であることが確認された。

長期入院者からの退院請求状況

・退院の請求時点で、入院から1年以上経過していたケースは15件(複数回の請求を行った患者もあり、実患者数は10件)あった。

⇒1年の経過を長期入院のひとつの節目として捉え、これら10件の事例について主疾患や病歴・生活歴を分析した。

対象10事例の概況

患者情報						
番号	年代	性別	主疾患	推定発症時期	これまでの入院回数	今回の入院時期
1	50代	女	統合失調症	当人16歳	9回以上	H22年1月
2	40代	女	統合失調症	当人28歳	8回	H22年6月
3	40代	女	統合失調症	当人20歳	2回	H23年9月
4	50代	男	統合失調症	当人17歳	24回	H24年7月
5	30代	女	統合失調症	当人19歳	2回	H26年4月
6	30代	男	統合失調症	当人17歳	3回	H28年4月
7	70代	男	アルコール性認知症	当人72歳	2回	H28年4月
8	40代	男	統合失調症	当人18歳	6回	H28年5月
9	40代	女	統合失調症	当人37歳	9回	H28年8月
10	50代	男	広汎性発達障害	当人15歳頃	0回	H28年7月

抱える課題の共通性

・これら10事例の退院請求についての審査は、全て「現状として病状の改善が不十分なため、現在の入院形態での入院継続が適当」との結果となった。

・審査に際して収集された情報(主治医による意見書、本人および主治医との面接による意見聴取を行った委員による聴取記録)から、地域生活の再開に向けて解決すべき課題において、いくつかの共通性が見られた。

1. 社会的要因

患者に関われる家族がない、帰来先の見当がない、等の理由から患者の退院後の生活環境調整に課題がある。

＜審査資料から見られた事例＞

- ・家族に治療や退院に向けての協力を要すべきであるとの課題が審査会で意見された。
- ・重度の身体・知的障害もあり、退院後の生活環境調整が非常に困難となっている。
- ・退院後について単身での生活は困難と考えられるが本人は現実検討能力に欠き、一人暮らしを強固に希望している。

2. 治療の困難性

病識の獲得が進まずに通院や服薬の自己中断が繰り返されている、治療抵抗性が強く有効な治療法の模索に難航している、等の理由から入院環境下での治療継続が特に必要とされている。

＜審査資料から見られた事例＞

- ・病状が重度で慢性、治療抵抗性であり、病的体験が活発な状態で残存している。
- ・患者の欲求コントロールが困難で、単独の生活はまだまだ困難と判断された。
- ・患者の病識が不十分であり、疾病教育の継続が必要と考えられた。

3. 自傷他害行為

自殺未遂を繰り返している、周囲への暴力や器物損壊に至り易い、等の理由から病状の評価や安全の確保に一層の慎重さが求められている。

＜審査資料から見られた事例＞

- ・入院前に突発的な自傷行為をしており、病状からして現在の環境での治療継続が必要とされた。
- ・過去に自殺未遂を繰り返した経過からも、現時点では退院には慎重にならざるを得ないとされた。
- ・病院職員への暴力が続いており、情動はまだまだ不安定と判断された。

対象10事例における3要因の該当状況

	退院を困難にする要因		
	社会的要因	治療の困難性	自傷他害行為
3つ該当 (5例)	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
2つ該当 (4例)	○		○
		○	○
	○	○	
1つ該当 (1例)	○		

考察

- これら3要因は、いずれも珍しい課題ではないが、困難要因の複合が退院に向けての困難性をより強め、入院を長期化させていくことが確認された。
- また、他害行為の繰り返しから家族関係を損ねて社会的要因を生じさせるなど、1つの要因が他の要因に連鎖したケースも見られ、入院前からこれらの要因をもつケースには早期の介入や支援が必要と考えられる。

本研究の限界

- 一方、横浜市では年間でおおよそ1600件の定期病状報告書が提出されており、本調査で取り上げた件数は1年以上の入院患者総数の1%にも満たない。
- しかし、重度の精神症状により退院希望の意思表示が困難な患者等もいると考えられ、本研究は「請求が行える病状にある患者がなお退院に向けて抱える課題」の事例として報告する。

横浜市こころの健康相談センター所報

(平成 30 年度)

横浜市こころの健康相談センター

令和元年 12 月発行

〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 8 番地 K R C ビル 6 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525